



第2次 徳之島町 男女共同参画基本計画

「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！
(We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～)

令和5年3月

鹿児島県徳之島町

ごあいさつ



第2次徳之島町男女共同参画基本計画策定にあたり、挨拶申し上げます。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会の実現が必要です。

歯止めが利かない人口減少や少子高齢化、多様化するライフスタイル、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の暮らし方や働き方は変革の時代を迎えています。この急激な変化に対応し、持続可能な社会を構築していくためには、地域・家庭・職場などの様々な場面において、固定的な性別による役割分担にとらわれない意識の醸成や、仕事と家庭生活の調和、そしてあらゆるライフステージにおいて、誰もが自分らしく生きていくことが求められています。

本町では、平成25年3月に徳之島町男女共同参画基本計画を策定するなど、男女共同参画の推進に取り組んでまいりましたが、このたび、新たな課題やニーズに対応するため、「第2次徳之島町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。本計画は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念の下、家庭や地域社会への男女共同参画の更なる推進や、性の多様性に対する理解の促進など、すべての人が生きやすい社会を創出し、それを未来につなげていくこととしています。

また、将来の目指すべき姿として『「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！（We’ re OPEN～みらい輝く、とくのしま町～）』を掲げ、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

男女共同参画の取組を推進する中で、啓発や相談体制の強化に努め、町民の皆様とともに、新たな時代の変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めるため、より一層性別にかかわらず、自分らしく、多様な生き方が尊重される男女共同参画施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました徳之島町男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様、そして関係各位に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

徳之島町長 高岡 秀規

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 国・県の主な動向と社会情勢	3
(1) 国の動向	3
(2) 県の動向	4
(3) 社会情勢の変化	5
2 徳之島町を取り巻く現状と課題	6
(1) 統計データからみる現状	6
(2) 前回計画の評価	8
(3) アンケート調査を踏まえた課題整理	9
第3章 計画の目指すべき方向性	11
1 目指すべき姿	11
2 基本理念	11
3 徳之島町における男女共同参画推進のあり方	12
4 計画の基本方針	13
5 目標指標	15
第4章 施策の内容	16
基本方針1 互いの価値観を尊重し合う男女共同参画の意識づくり	16
(1) 行動変容につながる意識改革のための普及啓発、制度や慣行の見直し	16
(2) 教育・学習の場における男女共同参画の推進	18
基本方針2 希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）	22
(1) 働く場における男女共同参画のための環境整備	22
(2) 女性の人材育成支援	25
(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	26
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	28

基本方針3 男女ともに健やかに過ごせる生活づくり	30
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	30
(2) 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ..	31
(3) 配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備（配偶者等からの暴力の防止及び被害者 支援計画）	32
基本方針4 すべてのひとが安心・安全に暮らすための環境づくり	35
(1) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	35
(2) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進	36
第5章 計画の推進及び進捗管理	39
1 計画の推進体制	39
2 計画の進捗状況の評価	39
第6章 資料編	40
1 徳之島町DV等暴力被害者支援連絡協議会設置要綱	40
2 徳之島町男女共同参画推進会議設置要綱	42
3 徳之島男女共同参画懇話会設置要綱	44
4 徳之島男女共同参画懇話会委員名簿	46
5 令和4年度 徳之島町男女共同参画に関する意識調査報告書	47

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置づけられています。

国においては、男女共同参画に関する法整備等を行っており、なかでも女性が自身の個性・能力を十分に発揮できる社会を目指す「女性活躍推進法」や、女性への暴力の根絶と被害者の保護を図る「配偶者暴力防止法」などの制度改革を進めています。本町においては、2013年（平成25年）3月に「徳之島町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野・経済分野の参画は世界的にも特に遅れをとっており、世界経済フォーラムが公表した2022年（令和4年）の「ジェンダー・ギャップ指数[※]」は146か国中116位（政治分野では139位、経済分野では121位）と先進国の中でも低く、女性の社会参画はいまだ十分とはいえません。

前計画の策定から10年が経過し、少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、価値観・ライフスタイル[※]・家族形態の多様化や新型コロナウイルス感染症など、様々な社会情勢の変化が男女共同参画において大きな影響を与えています。また、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「5 ジェンダー[※]平等を実現しよう」が2030年（令和12年）までの国際目標として掲げられ、達成に向けたさらなる取組が必要となります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組を検証しつつ、町民・事業者・行政等が一体となって本町の男女共同参画の推進をめざす、新たな「第2次徳之島町男女共同参画基本計画」の策定を行います。

【用語解説】

ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムから年に1回公表される、各国における男女格差を測る指数。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

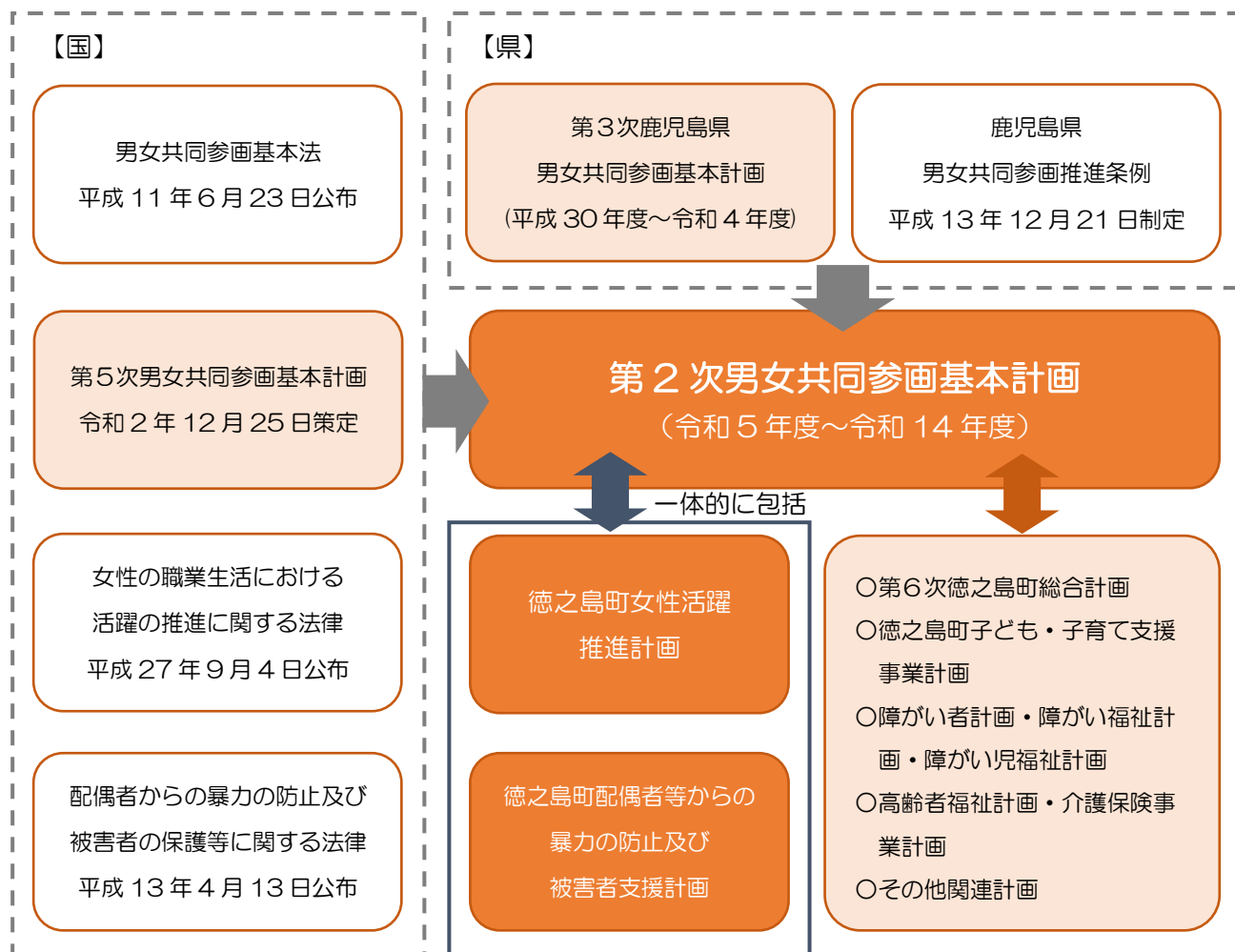
ライフスタイル…暮らし方や人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと。

ジェンダー…生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。

2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」です。また、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村活躍推進計画」、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含し、一体的に策定したものと位置付けます。

さらに、国の第5次男女共同参画基本計画、県の第3次鹿児島県男女共同参画基本計画、第6次徳之島町総合計画、その他の関連計画と整合性を図り策定します。



3. 計画の期間

この計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10年間とします。ただし社会状況の変化や国・県の計画との整合性を図り、適切な施策の推進を図るため、5年ごとに見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1. 国・県の主な動向と社会情勢

(1) 国の動向

1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画の実現を21世紀の我が国が取り組むべき最重要課題として位置づけ、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」を策定以降、社会のあらゆる分野における取組が進められています。

女性に対する暴力の根絶については、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました。2019年（令和元年）には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV^{*}被害者の適切な保護が行われるよう、その一部が改正されました。

また、2015年（平成27年）に、女性をはじめとするあらゆる労働者が活躍できる社会の実現に向けた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。2019年（令和元年）にはその一部が改正され、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、パワー・ハラスメント^{*}等の防止対策の強化などが定められました。

政治の分野においては2018年（平成30年）に、国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。一方で、2020年度（令和2年度）に内閣府が、地方議員を対象に政治参画を阻む要因を調査したところ、全体の42.3%（男性の32.5%、女性の57.6%）がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しています。こうしたハラスメント対策や、家庭生活との両立のためのワーク・ライフ・バランス^{*}を目指した取組の促進、「男性は仕事・女性は家庭」

「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のような固定的性別役割分担意識の解消に向け、2021年（令和3年）に一部が改正されました。

そして2020年（令和2年）に策定された現在の「第5次男女共同参画基本計画」においては、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つの視点を示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

【用語解説】

DV…夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナーの間での身体的・精神的・性的な暴力のこと。

パワー・ハラスメント…職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させたりする行為のこと。

ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のことであり、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

（２）県の動向

鹿児島県においては2001年（平成13年）に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、2008年（平成20年）の「鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定以降、5年ごとに見直しを行い、県・事業所・県民が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

また、2006年（平成18年）にはDV防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定や、2017年（平成29年）には経済団体等と行政が連携して女性活躍の取組を加速化するための「鹿児島県女性活躍推進計画」の策定など、時代の要請に応じた取組を行っています。

2018年（平成30年）に現在の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。計画のポイントとして以下の6つを示し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選べ、個性や能力が発揮できる社会、また誰もが安心して暮らすことができる社会を目指した取組を展開しています。

そして、2018年（平成30年）に策定された、現在の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」においては

- ①社会通念、慣習・しきたり、家庭の中などで男女の地位の不平等感が存在している現状を踏まえ、根強い固定的役割分担意識の解消を図る。
- ②長時間労働を余儀なくされる働き方や、職場の中での男女の地位の不平等感の現状を踏まえ、希望する働き方ができる環境の整備を進める。
- ③男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)※」の普及啓発、総合的な取組を進める。
- ④配偶者等からの暴力の現状を踏まえ、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑤生活困窮者に対する相談対応、就労支援など、困難な状況に置かれている女性等の実情に応じたきめ細かな支援等による、女性等が安心して暮らせるための環境整備に取り組む。
- ⑥地域社会における男女の平等感が低い現状を踏まえ、市町村等と連携して男女共同参画の視点に立った地域づくりを進める。

の6つの視点を示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

【用語解説】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)…1994年にエジプトのカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、「男女を問わず、すべての人が享受すべき性に関する健康の権利」とされており、出産や性生活、子どもの健康などが含まれている。また、女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同責任であるという認識など、男性の性に関する役割と責任についても述べられている。

（３）社会情勢の変化

2020 年（令和 2 年）から感染拡大をはじめた新型コロナウイルス感染症は、世界規模で人々の生命や生活に大きな影響をもたらしました。日本においても、ステイホームや在宅ワーク等の生活スタイルの変化や、雇用・所得の減少など、社会的・経済的影響を与えています。

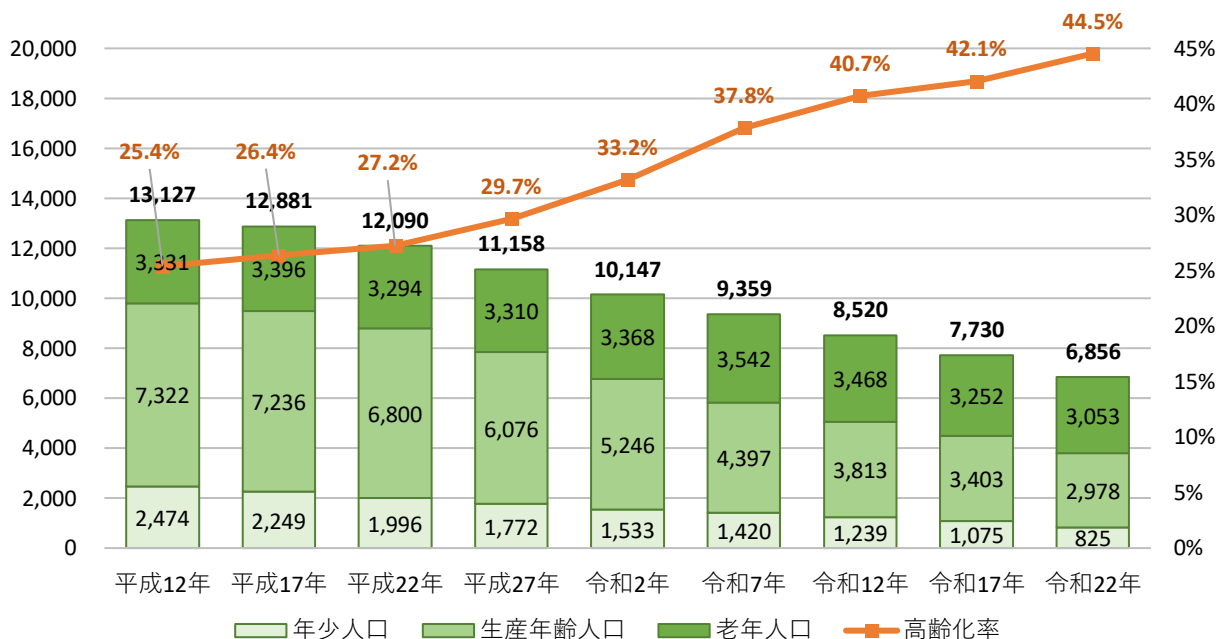
男女共同参画の分野においては、配偶者からの暴力や性暴力、経済的・精神的DVの増加・深刻化、非正規雇用労働者やひとり親世帯の生活困窮、女性の貧困などの問題が顕在化し、新たに生じた問題だけではなく、これまで見過ごしていたことや潜在的な問題が浮き彫りとなって現れました。新しい働き方や新しい生活様式に沿った計画を策定し、男女共同参画を推進していく必要があります。

2. 徳之島町を取り巻く現状と課題

(1) 統計データからみる現状

①人口の推移

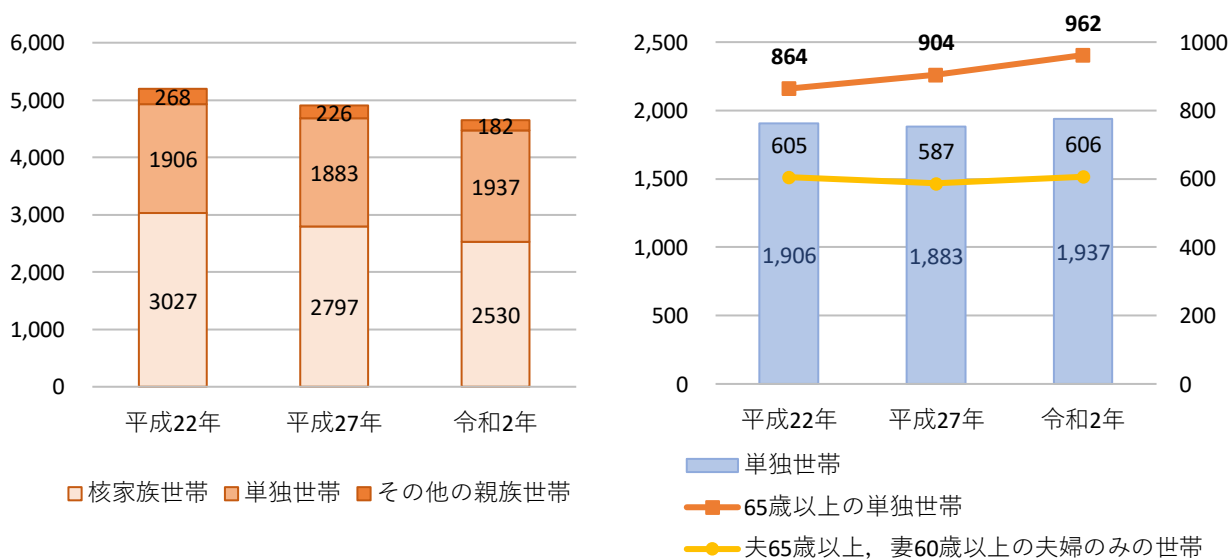
総人口は今後も減少傾向にあり、高齢化率は令和12年には40%を超え、令和22年には44.5%になると予測されます。



(資料：総務省「国勢調査」)

②世帯の推移

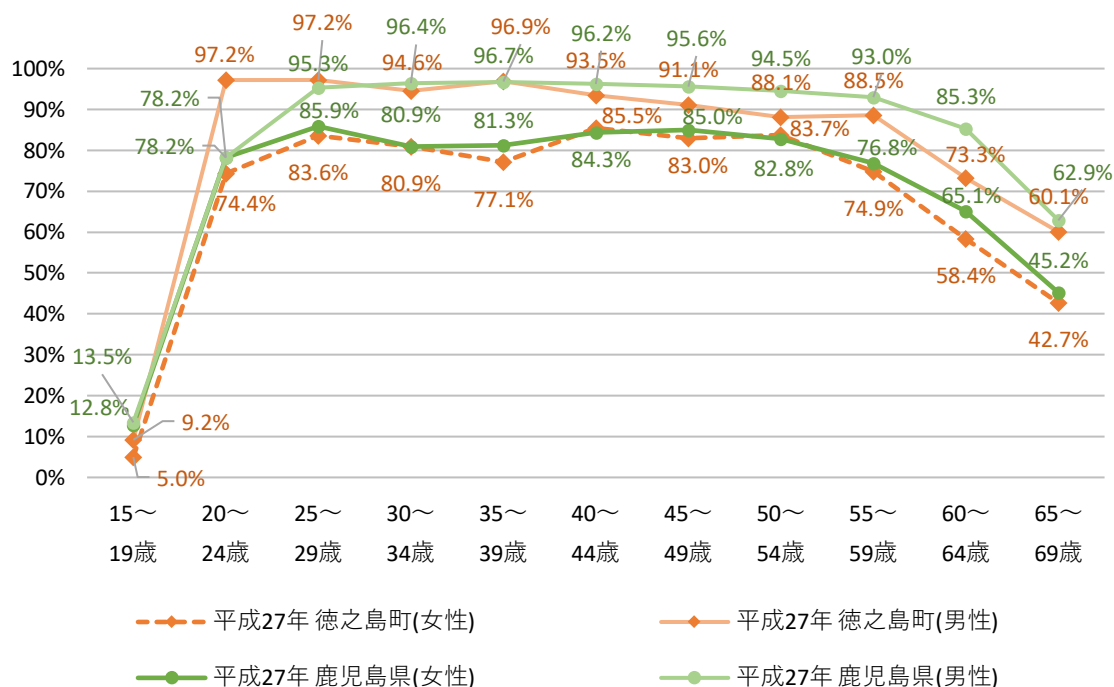
総世帯数は減少している一方、65歳以上の単独世帯数は増加しています。



(資料：総務省「国勢調査」)

③年齢階級別労働力率

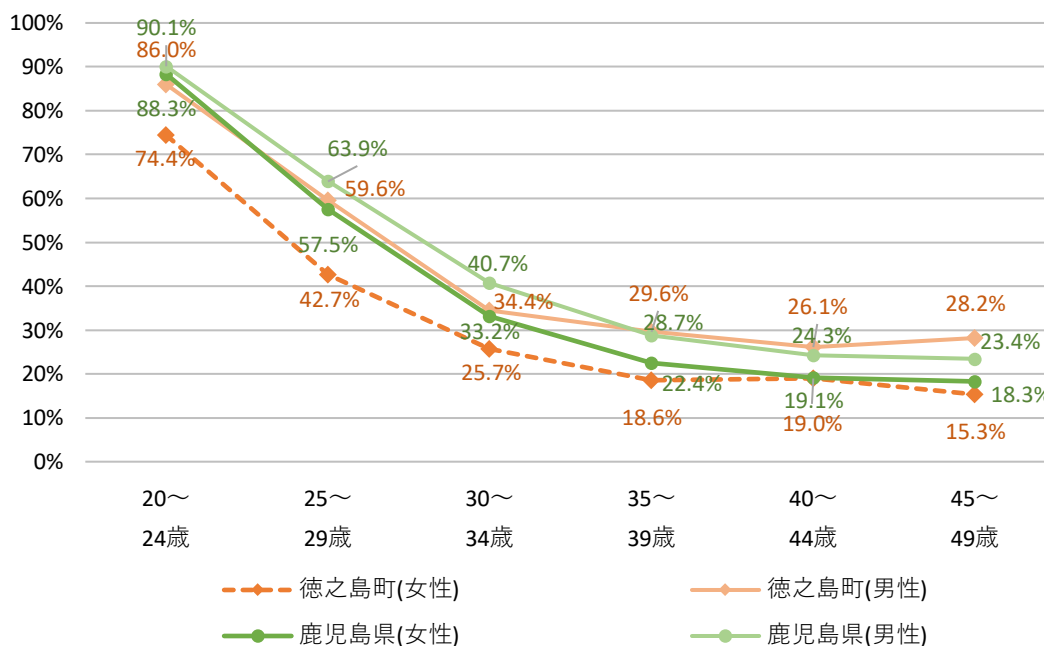
女性の年齢階級別労働力は、出産・子育て期における30代で「M字カーブ」を描いています。鹿児島県では「M字カーブ」の底が30～34歳となっていますが、徳之島町においては35～39歳が底となっています。



(資料：総務省「国勢調査」)

④未婚率（鹿児島県との比較）

女性の未婚率はどの年代においても鹿児島県より低くなっています。一方で、男性の未婚率は35～49歳においては鹿児島県より高くなっています。



(資料：総務省「国勢調査」)

(2) 前回計画の評価

項 目		平成 24 年度 実績値	平成 29 年度 実績値	令和 4 年度 実績値	令和 4 年度 目標値	評価
1	「男性は仕事、女性は家庭」に代表されるような固定観念に同感しない人の割合	37.7%	－	65.1%	50.0%	A
2	「ジェンダー」の認知度	26.9%	－	77.8%	55.0%	A
3	各種審議会等における女性委員の割合	29.3%	33.1%	31.1%	40.0%	B
4	女性が配置されていない課・係の割合（正職員のみ）	62.7%	20.1%	20.1%	50.0%	A
5	女性が配置されていない課・係の割合（非常勤等含む）	47.5%	10.5%	5.3%	35.0%	A
6	女性消防団員の登録数	7 人	7 人	10 人	20 人	B
7	家族経営協定締結農家の人数	9 人	9 人	10 人	11 人	B
8	認定農業者の人数	119 人	93 人	90 人	129 人	C
9	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	33.4%	－	68.0%	60.0%	A
10	乳がん検診受診率	23.2%	36.3%	30.7%	40.0%	B
11	子宮がん検診受診率	20.2%	31.8%	27.2%	40.0%	B
12	特定健診受診率	33.6%	37.4%	36.7%	60.0%	B
13	高齢者クラブ会員数	2,276 人	1,967 人	1,813 人	2,450 人	C
14	シルバー人材センター会員数	161 人	165 人	170 人	200 人	B
15	「リプロダクト・ヘルツ・ライツ」の認知度	11.0%	－	16.8%	30.0%	B

A：目標達成（5/15）

B：目標未達成だが経過良好（8/15）

C：目標未達成かつ経過不良（2/15）

(3) アンケート調査を踏まえた課題整理

本町の男女共同参画を取り巻く現状・課題を明らかにするために、下記の通り調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査の目的

令和4年度策定予定の「第2次徳之島町男女共同参画基本計画」に向け、町民の皆さまのお考えやご意見をお伺いし、今後の男女共同参画に関する施策を充実させていくための基礎資料とすることを目的として実施しました。

2. 調査時期

令和4年7月～8月に実施

3. 調査対象

徳之島町に居住する18歳以上の方を対象に無作為抽出

4. 調査方法

郵送による配布・回収及びインターネット上での回収

5. 回収状況

配布件数	回収件数	回収率
1,200件	347件	28.9%

○各分野の男女の地位の平等感

「職場」「自治会・公民館などの地域社会」は国・県と比較して平等感が高く、一方で「家庭生活」「政治の場」は平等感が低くなっています。また前回調査と比較して男女平等の意識が高まっている項目はあるものの、「社会全体」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」では依然として男性優遇感が高くなっています。

様々な場面で男女の地位に不平等を感じていることから、今後もより一層男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発を工夫して行っていく必要があります。

○家庭生活と仕事の両立について

家庭生活における夫婦の役割分担について、多くの町民が「男女で分担」することを望んでいる一方で、実際には多くの役割を女性が担っています。特に「家事」「育児」「介護・看護」では「女性」にして欲しいと考える男性の割合が高くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という、固定的性別役割分担については、反対、どちらかといえば反対が約7割を占めていますが、年代が高くなるにつれて賛成、どちらかといえば賛成の割合が高くなっている傾向がみられます。

家庭内の役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの推進により、男性の家事・育児・介護への参画機会の増大、女性が出産後も働き続けられる職場など、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるような環境づくりに向けた取組が必要です。

○地域活動について

地域活動に参加したことがある人が45.5%となっており、女性では約4割、男性では半数以上と男性の方が地域活動に参加している様子が伺えます。また地域における活動分野の中で必要だと思う男女共同参画の視点については、「地域おこしやまちづくり活動」が49.3%と最も高く、男女問わず町民が地域活動に参加しやすい環境や雰囲気を作っていく必要があります。

○人権・暴力について

暴力や嫌がらせを受けた経験については、前回調査と変わらず一定数存在しています。また被害にあった人のうち、「どこにも相談しなかった」が半数以上となっています。市町村の相談窓口や、専門の相談機関に相談している人は少なくなっており、相談したくても相談先がわからない人が多い可能性があります。

暴力や虐待を防ぐための正しい理解の促進や、被害者の相談窓口の周知と支援体制の充実に努めるなど、誰もが安心して過ごすことができる社会の実現に向けた取組を行っていく必要があります。

第3章 計画の目指すべき方向性

1 目指すべき姿

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指すことを目的に、本計画の目指すべき姿を『人・自然・みらい輝く』新たな時代へのまちづくり！とし、男女共同参画社会を推進していきます。

目指すべき姿

「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！

また、第6次総合計画において、私たちの未来への扉は開かれ、全ての価値観や多様な考え方も受容され、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる多様性（ダイバーシティ※）に富んだまちづくりを推進するため、本町の目指す将来像を「We' r e O P E N～みらい輝く、とくのしま町～」としています。

総合計画の目指す将来像を踏まえ、「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！の実現を図ります。

本計画は、多様な生き方を認め合うことを前提として、お互いについての理解を深めながら、慣習や制度として歴史的・文化的につくられてきた社会的性別による偏見や差別を解消し、お互いを認め合い、ひとりの人間として個性と能力を最大限に発揮していくことができる新たな男女共同参画社会の構築を目指すものです。

2 基本理念

本町は、男女共同参画基本法（第3条～第7条）の理念に基づき、男女共同参画社会づくりの実現を目指します。

① 男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

【用語解説】

ダイバーシティ…多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。性別や人種の違いに関わらず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとする取組。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

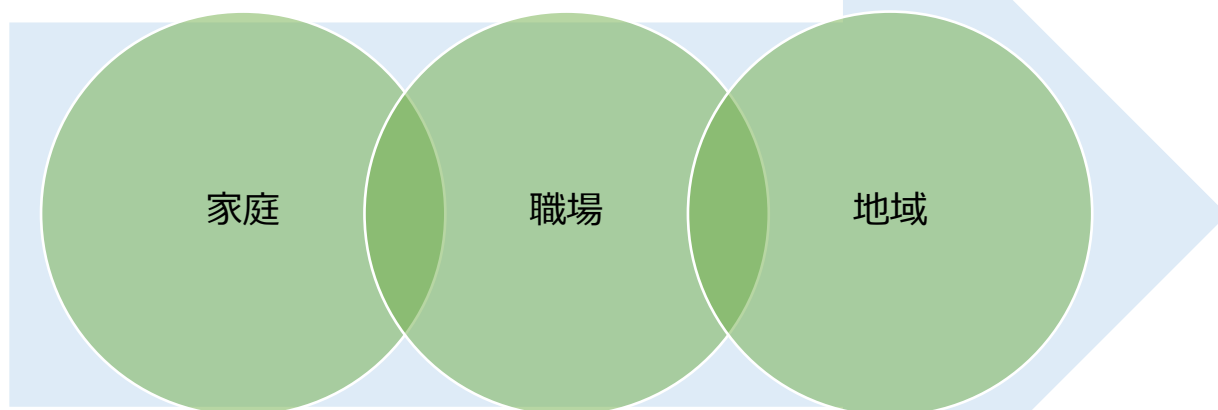
⑤ 国際的協調

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

3 徳之島町における男女共同参画推進のあり方

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政だけが主体的に取り組むべきものではなく、「家庭」「地域」「職場」など住民にとって最も身近な暮らしの場での実践活動が重要です。

徳之島町における男女共同参画推進のあり方として、「一人ひとりが男女共同参画の取組を推進し、課題を解決する」、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指すものとします。



住民一人ひとりの取組による徳之島町男女共同参画社会の実現

4 計画の基本方針

この計画は『「人・自然・みらい輝く」新たな時代へのまちづくり！』の実現に向けて、次の4つの項目を基本方針とします。

基本方針1 互いの価値観を尊重し合う男女共同参画の意識づくり

基本方針2 希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

基本方針3 男女ともに健やかに過ごせる生活づくり

基本方針4 すべてのひとが安心・安全に暮らすための環境づくり

基本方針1 互いの価値観を尊重し合う男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や男女の適性や能力に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等感の形成が大きな課題となっています。

本町においては、誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択し、お互いを尊重し認め合う意識の醸成を目指します。

また、男女共同参画の価値観や意識の形成は、幼少期からの生育環境などからも影響を受けるため、子どもだけではなく、子どもに関わるすべての大人に対し、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実を図ります。

（1）行動変容につながる意識改革のための普及啓発、制度や慣行の見直し

（2）教育・学習の場における男女共同参画の推進

基本方針2 希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

人口減少社会を迎え、わが国の社会構造は大きく変化しています。

性別にかかわらず、だれもが自身の生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思により、個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが求められています。

本町においては、女性が自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画できる、地域づくりや職場づくりの推進に向けた取組を支援します。

また、女性が出産・子育て・介護等の理由により離職することなく、ライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など、職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促します。さらに、多様な働き方を支える取組により、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現を目指します。

- (1) 働く場における男女共同参画のための環境整備
- (2) 女性の人材育成支援
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本方針3 男女ともに健やかに過ごせる生活づくり

男女が生涯を通じて「楽しく」「仲良く」「いきいき」と過ごすためには、心身の健康保持が重要です。

本町においては、男女の身体的な違いを理解し、誰もが、元気でこころ豊かな暮らしができるよう、ライフステージ※に応じた健康づくりについての正しい知識の普及に努めます。

また、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、ひとり親世帯など生活上の困難を抱えた人が、孤立せず、安心して暮らし続けることができる支援体制の構築を目指します。

さらに、重大な人権侵害であるDVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、DV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を目指します。

- (1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (3) 配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備（配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）

基本方針4 すべてのひとが安心・安全に暮らすための環境づくり

近年頻発している自然災害を受け、災害に強く安心・安全な暮らしを実現するためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を行う必要があります。

本町においては、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、災害時において女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うことができるよう、体制整備の充実を目指します。

また、男女共同参画社会を実現するためには、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。そのため、町民・企業・団体等すべてが連携し、それぞれの主体が取り組むべき役割を認識し、共に男女共同参画社会の実現に向けた取組を行います。

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
- (2) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進

【用語解説】

ライフステージ…人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

5 目標指標

実効性のある計画とするため、各施策について目標となる数値を設定します。これらの目標値について、必要に応じ進捗状況の確認を行うこととします。

項 目		平成 24 年度 実績値	令和 4 年度 実績値	新計画 令和 14 年度 目標値
1	「男性は仕事、女性は家庭」に代表されるような固定観念に同感しない人の割合	37.7%	65.1%	75.0%
2	「ジェンダー」の認知度	26.9%	77.8%	100.0%
3	各種審議会等における女性委員の割合	29.3%	31.1%	45.0%
4	女性が配置されていない課・係の割合（正職員のみ）	62.7%	20.1%	50.0%
5	女性消防団員の登録数	7 人	10 人	20 人
6	家族経営協定締結農家の人数	9 人	10 人	12 人
7	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	33.4%	68.0%	85.0%
8	乳がん検診受診率	23.2%	30.7%	40.0%
9	子宮がん検診受診率	20.2%	27.2%	40.0%
10	社会全体における男女の地位が平等であると感じている町民の割合	－	13.0%	26.0%
11	暴力や嫌がらせを受けた経験(何度もあった/大声でどなられる。または、言葉で傷つけられる)	－	13.0%	0.0%
12	DV相談窓口の認知度	－	－	100.0%
13	地域活動への参加率（全体）	65.4%	45.5%	70.0%
14	ハラスメント等の防止に関する措置を実施している町内事業所の割合	－	－	今後設定 (中間見直し時)
15	事業所における男女間に賃金格差の状況	－	－	今後設定 (中間見直し時)

第4章 施策の内容

基本方針1 互いの価値観を尊重し合う男女共同参画の意識づくり

(1) 行動変容につながる意識改革のための普及啓発、制度や慣行の見直し

【現状及び課題】

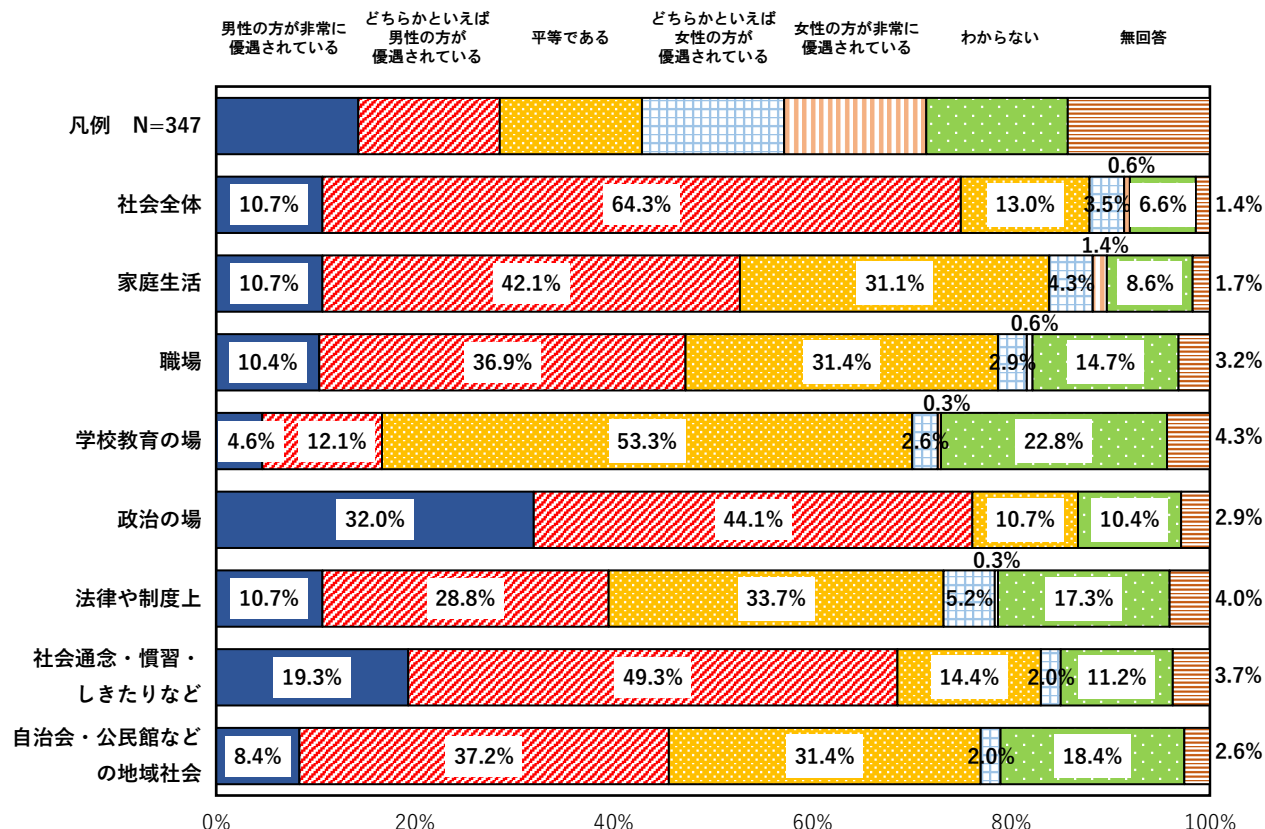
社会の制度や慣行の中には、性別による優遇や偏見など、男女の平等参画を阻害するものが根強く残っています。

アンケート調査では、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどを中心に多くの分野について男女平等ではなく、男性優遇の現状が伺えることから、男女平等の実現に向けてより一層の意識改革が必要です。

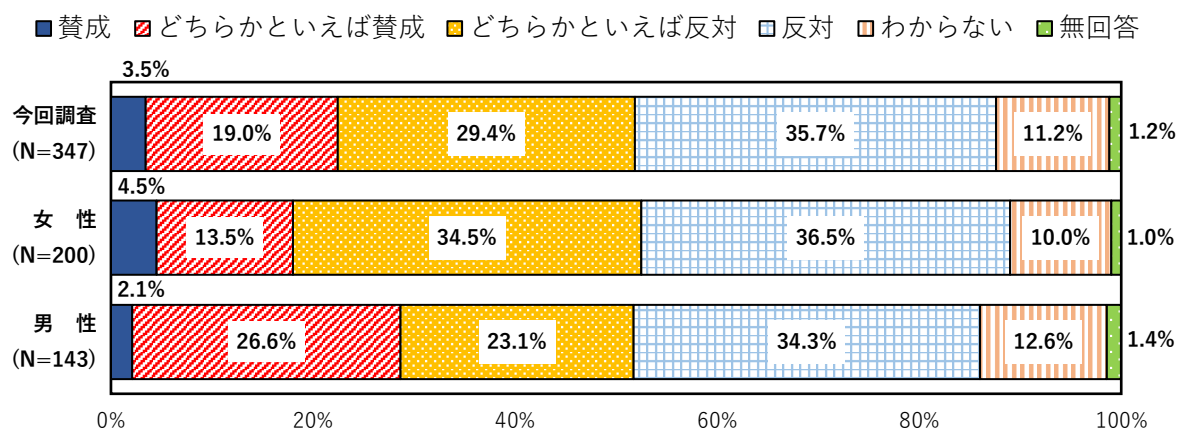
また、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を概ね反対（「反対」と「どちらかといえば反対」）とする回答が約7割となっています。しかし、日常の家庭内の仕事の分担状況を見ると多くの分野について女性が行っているという回答が多くなっており、家庭内においては依然として女性に負担が偏っている実態が伺えます。

固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭内における男女共同参画を実現するためには、性別にかかわらず男女共同参画を自らの課題であると認識し意識的に習慣を変えることが必要です。

男女の地位の平等感



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



【施策の方向性】

固定的な性別役割分担意識にとらわれていないかなど、年代や性別、ライフステージに応じて、一人ひとりが振り返ることができる機会を提供し、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりを推進します。また、男女共同参画は国際社会の取組と密接に関係していることから、取組や状況を周知し、住民の理解を深めます。

2030年（令和12年）までに達成を目指す国際的な目標であるSDGsの17目標の1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指します。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報誌やパンフレットの発行	男女共同参画に関するパンフレットの発行・配布、町ホームページやSNS、広報紙など、様々な媒体により情報を発信することにより、意識啓発を行います。	企画課
2	性別固定観念にとらわれない表現の促進	行政の刊行物等において、男女共同参画の推進に与える影響を考慮し、性別による固定的な役割分担意識を助長することがないように留意し、周知・啓発に努めます。	全課
3	男女共同参画に関するアンケート調査の実施	住民の男女共同参画に関する意識・実態を把握し、計画や施策など男女共同参画行政に反映させるため、5年毎にアンケート調査を行います。	企画課
4	関連図書・資料の収集及び提供	男女共同参画に関する図書や資料の収集及び提供を図ります。また、男女共同参画週間を利用し関連図書を紹介するなど、情報提供に努めます。	社会教育課 学校教育課 企画課

（２）教育・学習の場における男女共同参画の推進

【現状及び課題】

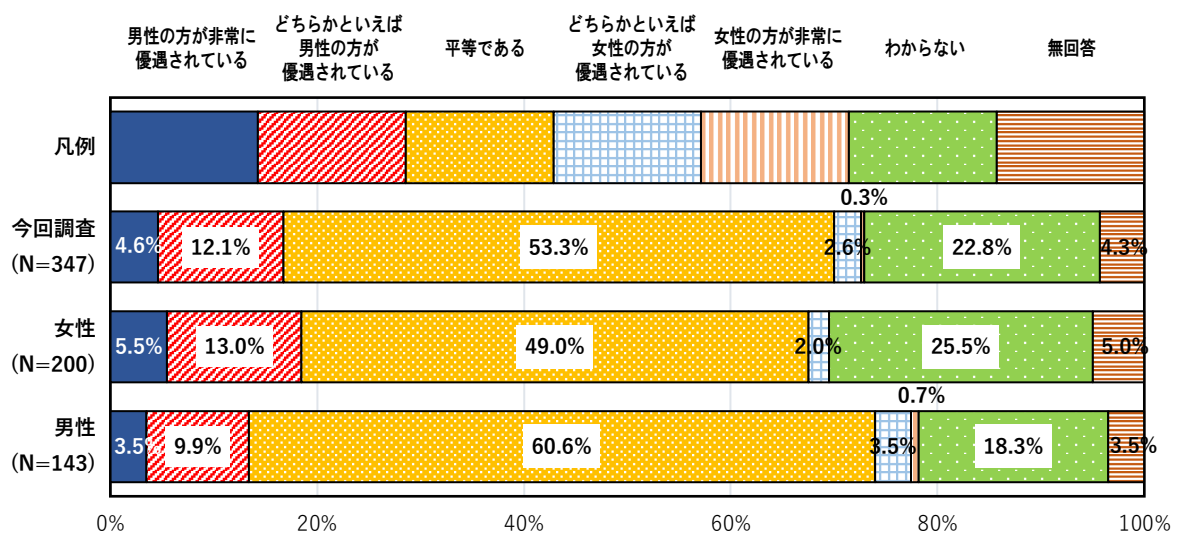
男女共同参画社会を実現するためには、町民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を持つとともに、社会全体の意識改革が不可欠です。

そのためには、幼少期からの教育・学習が重要であり、次世代を担う子どもたちが、男女平等意識のもと男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるような取組が必要です。

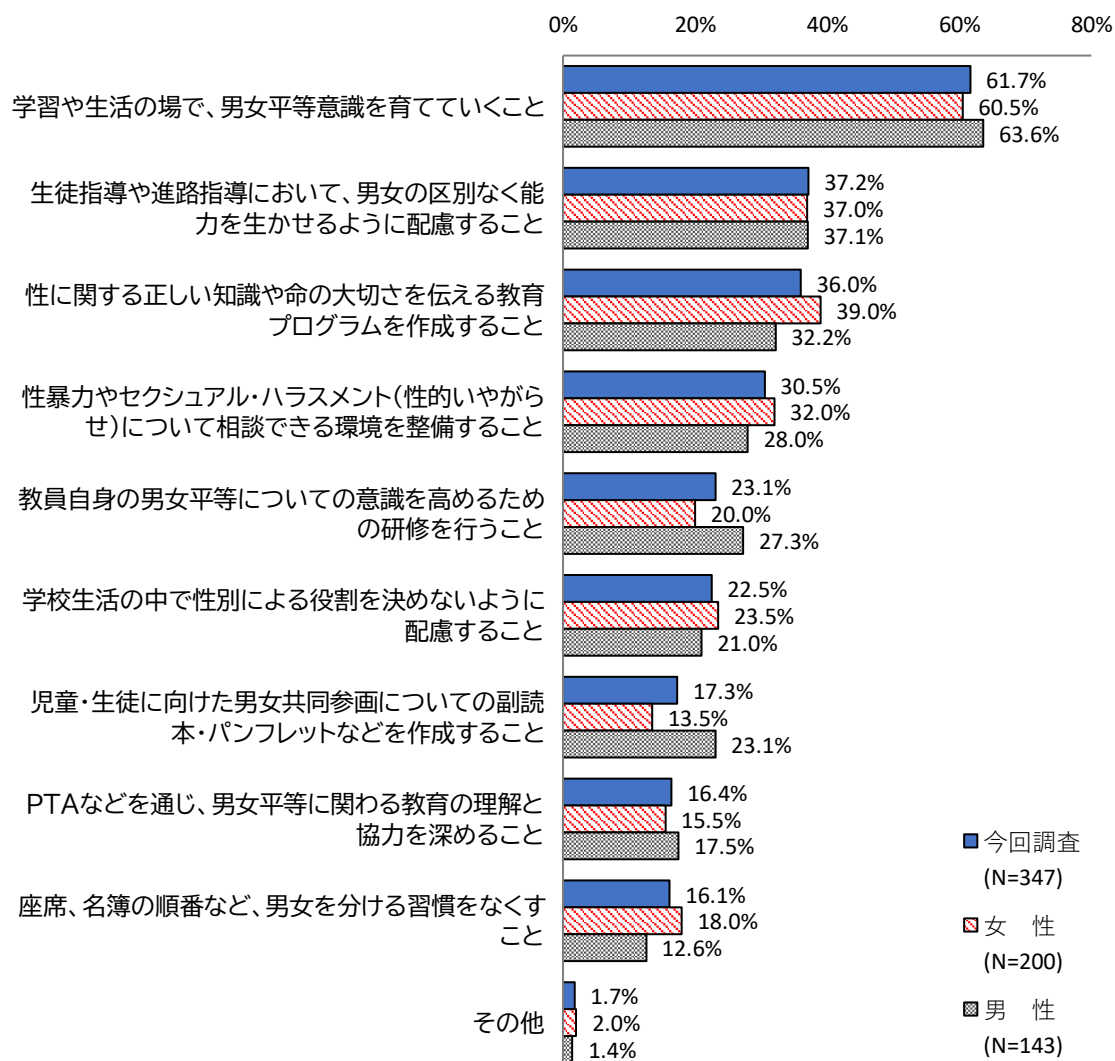
アンケート調査では、学校教育の場で男女が「平等である」という回答は他の分野に比べて最も高い割合となっています。

また、学校教育の場のみならず、家庭教育や社会教育の重要性も高まっていることから、家庭や地域社会においても男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の充実を図る必要があります。

学校教育の場における男女の地位の平等感



男女平等の推進に必要だと思う学校教育



【施策の方向性】

人権尊重に基づいた男女共同参画について理解を深め、ジェンダー意識にとらわれず、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校・家庭・地域・職場など生涯を通じて様々な場や機会での教育・学習を推進します。

また、LGBTQ^{*}等のような性的少数者の人権についても理解を深め、女性・男性及び多様な性が平等であり、すべての人が性別にかかわらず自己決定、自己選択できる社会を実現するための啓発を推進します。

【用語解説】

LGBTQ^{*}…性的な少数者を限定的に指す言葉で、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と自認する性の不一致）、クィアまたはクエスチョニング（性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をとった総称。

【具体的取組】

① 学校教育における男女共同参画の推進

個人の尊厳や男女平等の理念、相手への思いやりといった教育や学習の一層の充実を図り、一人ひとりの個性を受け入れて認め、個々の能力が十分に発揮できるような教育を推進します。

No	施 策	実施内容	担当課
1	男女共同参画を推進する 幼児教育の充実	保育士や幼稚園教諭に男女平等に関する意識啓発を進め、性別によって固定されない教育を進めます。	学校教育課 介護福祉課
2	男女共同参画を推進する 学校教育の充実	学校生活において、児童・生徒が性別によって固定されることなく、個性と能力が発揮できるよう、教職員の意識啓発を進めるとともに、男女平等の視点に立った教育を進めます。	学校教育課

② 家庭・地域社会における男女共同参画の促進

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、また男女が多様な生き方を選択できるよう、社会教育の場における学習機会の提供に努めます。

男女がそれぞれの家庭において対等な立場で共同参画することの重要性について、様々な機会を通じ、意識啓発を図ります。

No	施 策	実施内容	担当課
1	男女共同参画を推進する 社会教育の充実	広く一般的に男女共同参画を推進するため、男女共同参画の視点を持った講座等を実施します。	社会教育課
2	男性の参加を促す学習会 等の開催	男女の性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、充実した家庭教育講座や子育て講座、人権教育講座等を実施します。	社会教育課 企画課
3	親子で参加できる学習会 等の開催	子ども会や家庭教育学級、人権教育の中で、ビデオ上映や講演会、体験活動など親子を対象とした事業を実施します。	社会教育課 企画課

③ 性の多様性についての理解促進

男性はこうあるべき、女性はこうあるべき、といった性別役割分担意識はまだまだ根深く、様々な事情を抱える人々の生きづらさを助長します。特に、セクシュアル・マイノリティ（L G B T Q等）については、周囲に知識や理解がないため、差別と偏見による生きづらさを抱えていることから、住民の多様な性に対する理解促進のために取り組みます。

No	施 策	実施内容	担当課
1	L G B T Q等の人権に関する啓発活動の推進	町が実施する研修や講座等においてはセクシュアル・マイノリティ、DV防止等の人権に関する内容を取り入れるなど、正しい知識の周知・啓発を行います。	企画課 総務課 社会教育課 介護福祉課
2	L G B T Q等に関する住民活動への支援	セクシュアル・マイノリティに関し、理解促進につながる活動を行っている住民や団体への支援に努めます。	企画課 総務課

基本方針２ 希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

（１）働く場における男女共同参画のための環境整備

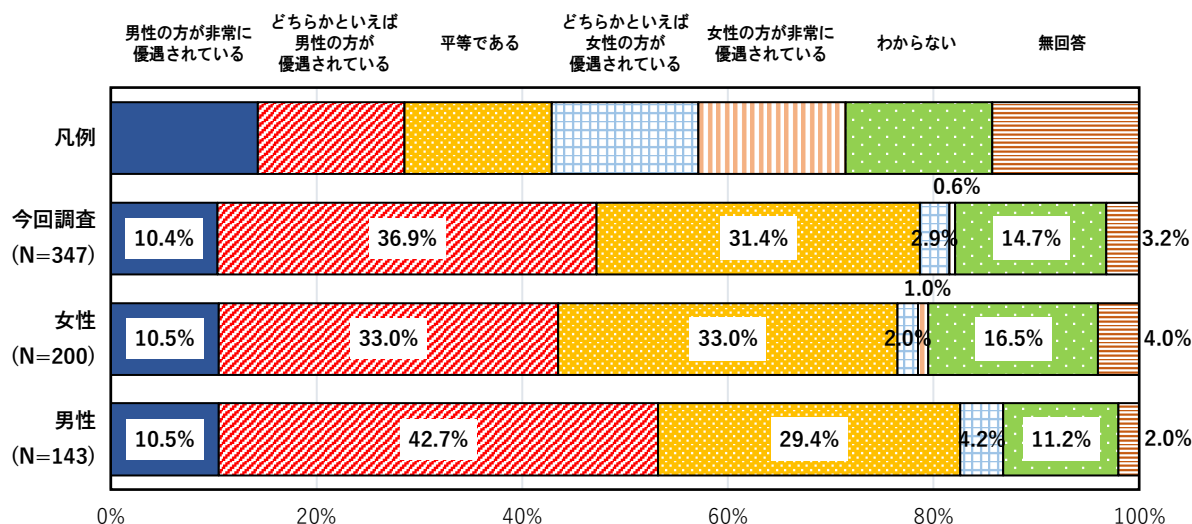
【現状及び課題】

少子高齢化の進行により労働力人口の減少が進むなか、経済の成長と社会の活性化のためには、女性の能力を発揮、活躍できる就労の場づくりが必要です。

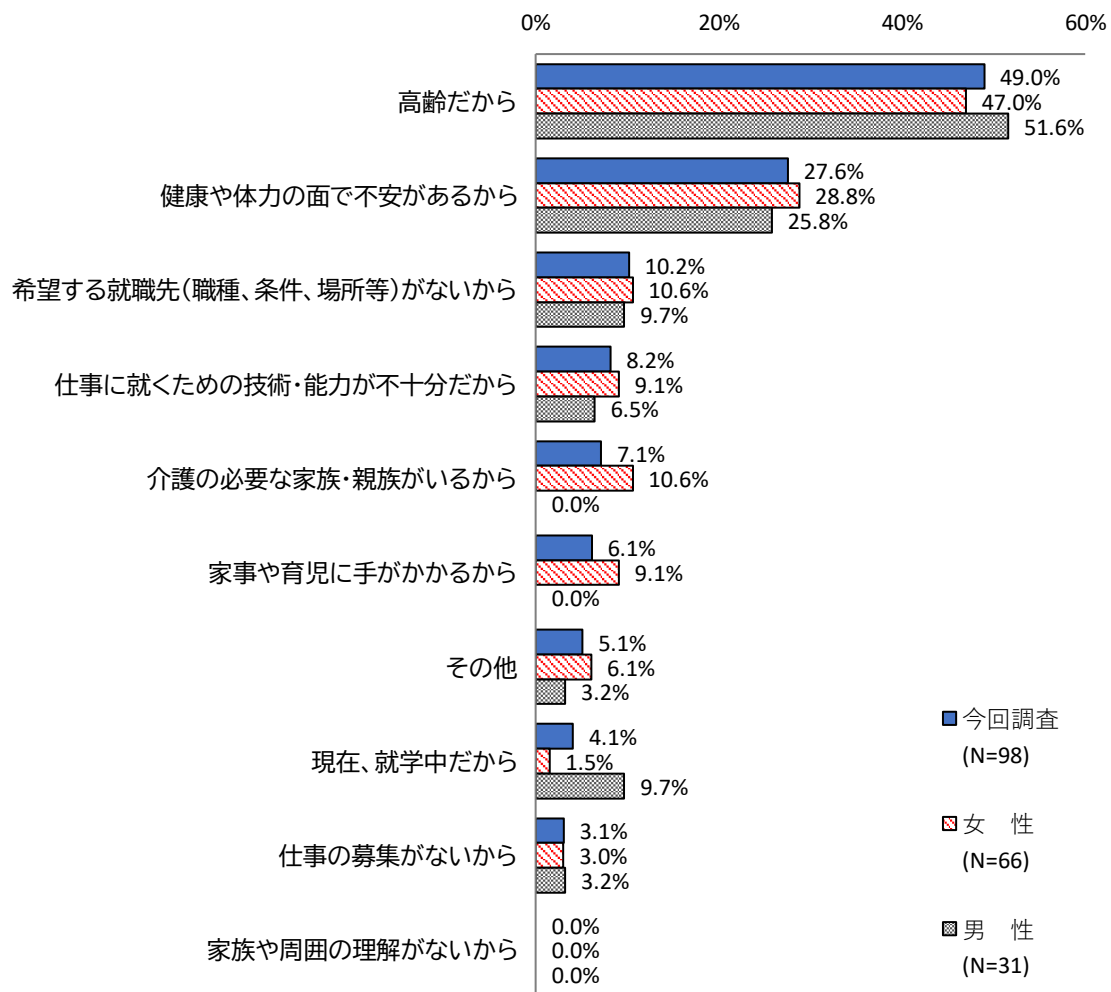
アンケート調査の結果では、職場における「男女の地位の平等感」について、「男性優遇」と感じる割合が高くなっています。こうした背景には、職場での性別を理由とする差別的取扱いや妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなど、多くの課題が存在していることが考えられます。また、女性が様々な理由で非正規雇用を選択せざるを得ない状況や、役職に就く女性の割合が低いことも女性の就労に関する大きな課題です。

「女性活躍推進法」の施行を契機に、女性の就労を総合的に支援する取組みを推進するとともに、男女がともに、いきいきと、働きやすい職場づくりに向けた対策が必要です。

職場における男女の地位の平等感



現在、仕事をしていない理由



【施策の方向性】

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇の確保を目指し、働き方改革関連の新たな制度や法令等についての情報提供を行いなど、職場における男女共同参画が図られるよう、誰もが働きやすい職場づくりを促進します。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	企業に対する男女共同参画に関する啓発	男女共同参画社会の現状や必要性などについて、商工会や関係機関と協働の上、ホームページやSNS等を通じて周知を図ります。	企画課
2	女性活躍推進法の啓発	働き方改革等による男性中心型労働慣行の変革、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の実現のため、事業所に対して、女性活躍推進法の推進に関する周知・啓発を行います。	企画課

3	男女雇用機会均等法等の周知	男女の雇用機会の均等に関する法制度等について、広報紙・町ホームページを活用して提供を行います。	企画課 総務課
4	起業・経営等に関する相談・支援	関係機関と連携しながら、起業相談やセミナーを実施するとともに、性別を問わず働きやすい環境の整備と業務の効率化による生産性の向上を図るための支援に努めます。	企画課
5	育児、介護休業制度の普及・啓発	男女共に育児・介護休業を取得することができることを周知するとともに、男性の育児・介護休業の取得を啓発します。	介護福祉課 企画課 総務課
6	労働環境整備の啓発	賃金、職域、昇任等について、性別や国籍等によって不利益な扱いを受けることがないよう、労働環境の整備について啓発を行います。	企画課 総務課
7	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント※ 防止の啓発促進	チラシ配布や広報紙・町ホームページを活用し、人権侵害であるという意識が浸透するよう、情報提供や啓発を進めます。	企画課 総務課

【用語解説】

セクシュアル・ハラスメント…職場や学校などで起きる性的いやがらせのこと。身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、人目にふれる場所でのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

（２）女性の人材育成支援

【現状及び課題】

「男女雇用機会均等法」では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的な取扱いを禁止しています。

また、育児・介護休業法や女性活躍推進法等の一部改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設や、セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題に関する事業主及び労働者の責務が明確化されたほか、企業には社会的責任（CSR）が求められるなど、社会全体で女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を推進する動きが高まっています。

結婚・出産・子育てや介護などの理由により離職した女性が、再就職や起業等を目指す際には、その能力を十分に発揮できるよう、情報提供や職業能力開発の向上に向けた支援が必要です。

【施策の方向性】

働く場における男女平等や労働者の権利等について、事業所や働く人だれもが正しく理解し、適正な労働環境で仕事を行い、制度を活用することができるよう、法律・制度の周知に努めます。

また、農業や自営業者とその家族従事者等においては、女性が生産・経営活動における重要な役割を担っているが、十分に評価されていない場合があることから、経営における対等なパートナーとして、女性の社会的地位や経済的地位の向上を図る取組を推進します。

【具体的取組】

No	施 策	実施内容	担当課
1	女性の就労、キャリア形成の啓発	仕事に就きたくても仕事に就くことができない女性への相談窓口の周知を行います。女性活躍推進法、働き方改革等を推進し、女性が働き続けられる環境改善のための啓発を行います。	企画課
2	就労支援のための講座等の開催	女性の就労支援のための講座等を実施します。	社会教育課 企画課
3	女性の農業従事者の人材育成	女性農業労働者の立場の改善に努め、農業委員会等により、女性の農業の担い手や農業志向者の掘り起こしを行います。	農林水産課 企画課
4	性別にかかわらずない人事配置の推進	女性職員のキャリア形成を支援するため、本人の意欲や事情を踏まえた上で、多様な知識や経験の習得が可能となるよう人事配置を行います。	総務課

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

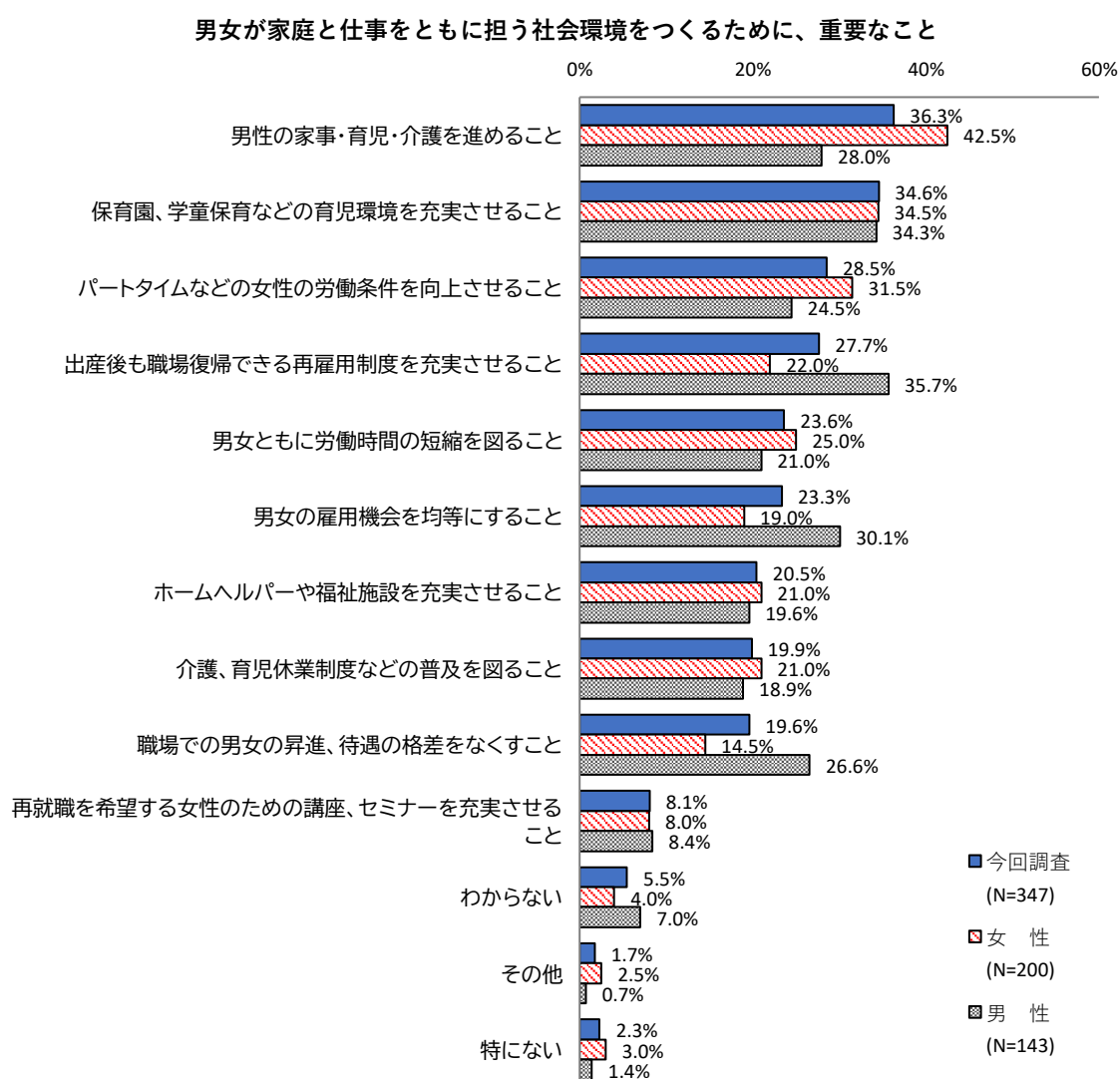
【現状及び課題】

働く女性は増加傾向にあり、労働条件や環境も徐々に改善されていますが、男女間でまだ格差があることから、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進する必要があります。

アンケート調査では、男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるためには、「男性の家事・育児・介護を進めること」36.3%が最も高く、次いで「保育園、学童保育などの育児環境を充実させること」34.6%、「パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること」28.5%となっています。また、家庭生活の分担について、家事や育児・介護は、現在も女性に負担が偏っていることが伺えます。

家庭は、生活の基盤となる場所であり、特に子どもにとっては人格を形成する上で非常に大きな役割を担っています。

男女がお互いを尊重し支え合う気持ちを持ち、どちらか一方に責任と負担が偏ることがないように、役割分担を行っていくことが求められています。



【施策の方向性】

誰もが働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、地域での子育て支援サービスを充実し、事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

男性中心型労働慣行を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等に参画し、ワーク・ライフ・バランスが実現して暮らしやすい社会を目指します。

【具体的取組】

No	施 策	実施内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス等の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報紙やSNSなど各種手段で情報発信し、普及・啓発に努めます。	企画課 総務課
2	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座実施	ワーク・ライフ・バランス、働き方、男女の自立に向け、生活と仕事の調和を保つことができる人材育成、職場環境づくりなどのためのセミナー等を実施します。	企画課 社会教育課
3	テレワーク※等を活用した多様な働き方の促進	テレワーク等を活用した多様な働き方を促進していくため、町内事業所のテレワーク導入や企業誘致及びテレワーカーの受け入れ等に繋げるための施策を実施します。	企画課 総務課
4	関連機関との連携	ワーク・ライフ・バランス推進を効果的に実施するため、庁内、関係機関との連携の充実に努めます。	全課
5	子育て情報・家庭教育情報の提供	男女ともに育児参加できるよう、子育て情報紙や広報、ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。	介護福祉課 社会教育課 企画課
6	家庭教育講座・子育て講座の充実	男女の性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、家庭教育講座や子育て講座、人権教育講座等を実施します。	介護福祉課 社会教育課 企画課
7	地域の子育てネットワークや世代間交流の支援	地域の子育て家庭の交流を深めるとともに、学校応援団の活用等による高齢者との児童生徒の交流、中高生や高齢者と乳幼児との触れ合い機会により、地域の世代間交流を図ります。	介護福祉課 社会教育課 企画課

【用語解説】

テレワーク…ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。勤務場所により、大きく、(1)在宅勤務、(2)モバイルワーク、(3)サテライトオフィス勤務に分けられる。

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状及び課題】

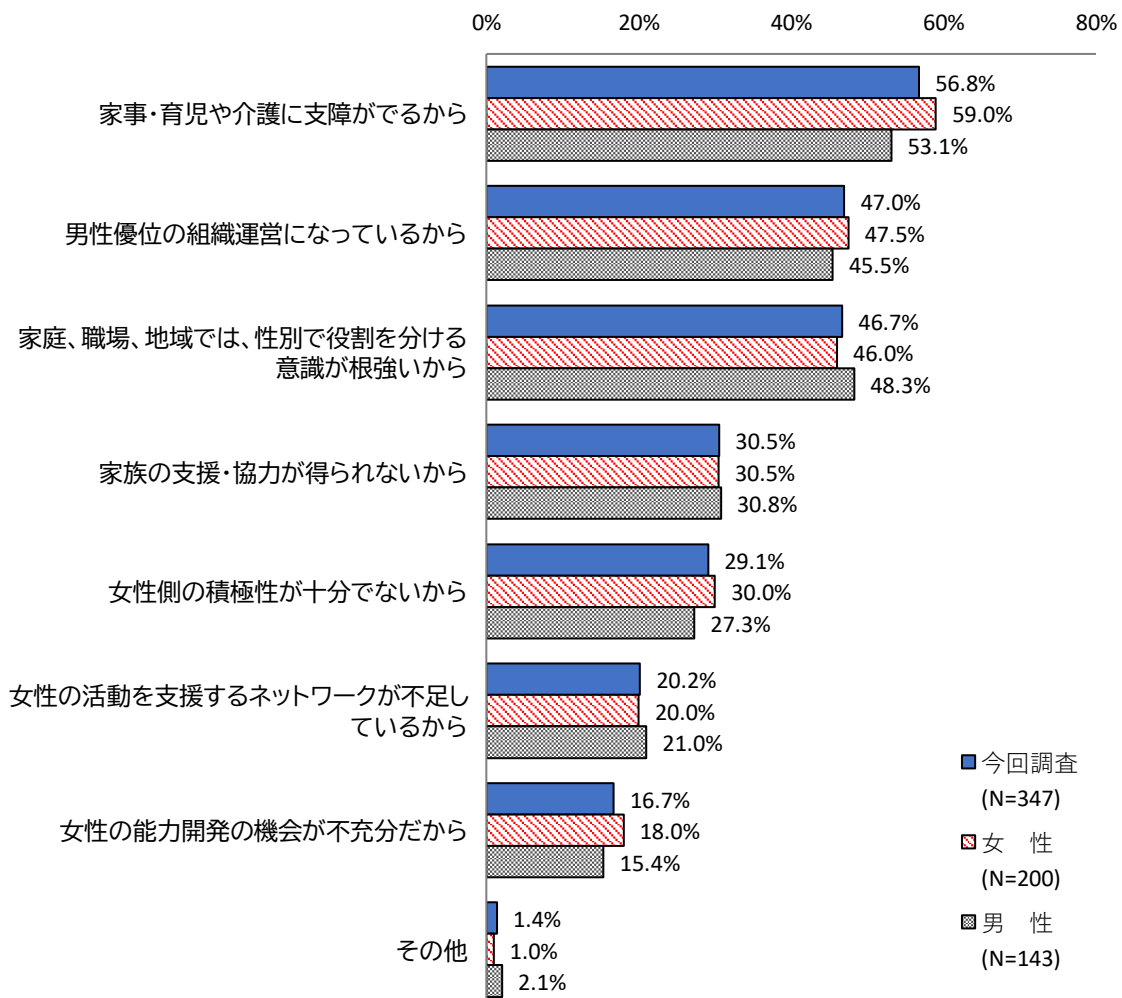
政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、重要課題の一つとして位置づけられています。

あらゆる分野への女性参画が拡大し女性活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながり、将来にわたって、活力あるまちを維持していくことにもつながります。

しかし、現状値(2022年)において、本町における女性正規職員が配置されていない課・系の割合は20.1%を占め、各種審議会等における女性委員の割合は31.1%にとどまっています。

子育てや教育・福祉・健康・まちづくりなど、多様な住民ニーズに柔軟に対応できるよう、また、ダイバーシティの観点からも、女性職員の政策・方針決定過程が求められています。

政治や行政、企業、地域活動などにおいて、政策の企画や
方針決定の過程に女性の参画が少ないと思う理由



【施策の方向性】

人口減少社会にあつて、働く場や地域の様々な活動に男女がともに活躍することが求められており、事業所や団体等において、女性が活躍するため環境整備と女性の方針決定過程への参画を促進します。

また、審議会等委員への女性の参画を促進するため、行政施策に関心を持つよう啓発を進めるとともに、女性の積極的な登用及び管理職への女性職員の登用を推進します。

【具体的取組】

No	施 策	実施内容	担当課
1	審議会等委員への女性の積極的登用	男女が対等な立場で政策・方針などの決定の場に参画できるよう審議会等委員への女性登用を促進します。	全課
2	審議会等の委員として活躍できる女性の育成・支援	女性委員の人材不足の解消に向け、人材育成に努めます。	総務課 企画課
3	役場における管理職への女性の登用	多様な視点や発想を取り入れ、活力ある行政運営を行うため、女性職員の管理職への登用を推進し、管理職に占める女性職員の比率を高めま す。	総務課
4	事業所における女性管理職登用の啓発	事業所における女性管理職登用の拡大（ポジティブ・アクション※）を進めます。	企画課
5	女性リーダーの育成	国や県などが主催する女性リーダー育成講座やシンポジウムについて情報提供を行い、地域における女性リーダーの育成に努めます。	企画課 社会教育課

【用語解説】

ポジティブ・アクション…社会のあらゆる活動分野での男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。各種審議会委員への登用、公務員・事業所での採用・登用などで行われる。

基本方針3 男女ともに健やかに過ごせる生活づくり

(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

【現状及び課題】

男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向け重要なことです。

心身の健康のために正しい知識や情報の入手など、自分自身が主体的に行動することは健康管理を行っていく上で大事です。特に女性は妊娠や出産など、男性とは異なる課題に直面することを男女ともに理解する必要がある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持つことが大切です。

また、進展する高齢社会にあっては、生活の質を向上させ、一人ひとりの健康寿命をできるだけ長くすることが必要です。

今後においても、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や男女の特性に応じた健康を支援するための総合的な施策が求められます。

【施策の方向性】

男女が生涯にわたり健康で自立した生活を営むためには、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、「健康どう宝徳之島町21(徳之島町健康増進計画)」「徳之島町食育推進計画」に基づいた健康づくりの事業を実施し、住民の健康づくりの促進に努めます。

また、男女の身体の特徴や性差についての理解を広め、妊娠や出産・育児に関しての適切な健康の保持増進ができるよう、途切れのない支援など、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	妊産婦保健事業の充実	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、産前産後サポート、産後ケア、妊産婦保健指導など、妊娠・出産に関わる女性の心身の健康と乳児の健康を守る事業の実施・充実に努めます。	健康増進課
2	保健サービス事業の充実	住民が自分自身で健康状態を確認しながら、必要な生活習慣の改善や治療ができるよう、各種健(検)診・相談・教育及び訪問指導などを実施し、健康支援を行います。	健康増進課
3	相談窓口の充実と周知	ストレス相談等、仕事等のストレスや人間関係に関する悩みや不安などの相談に応じます。また、様々な悩みに対応する相談窓口の周知を行います。	健康増進課 介護福祉課 住民生活課

4	自殺対策に関する連携の促進	住民の誰もが、いきいき暮らすことができるよう、関係機関等と連携を図りながら、自殺対策を推進します。	健康増進課 介護福祉課 住民生活課
---	---------------	---	-------------------------

（２）男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【現状及び課題】

雇用・就業構造等の変化により、生活困窮等の生活上の困難を抱える世帯が増えつつあり、とりわけ、生活上の困難に直面しやすいひとり親世帯・ひとり暮らし高齢者等に対する支援を進める必要があります。

また、障がい者や女性であることから、複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティ※に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会を築くためには、地域の課題をより理解し、住民が主体的に支え手として関わることも重要です。

だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者や障がい者の権利擁護、虐待防止が求められています。

【施策の方向性】

ひとり親世帯等が、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、各種支援制度の情報提供や自立支援の充実に努めます。

高齢者や障がい者・外国人・貧困状態にあるなど困難を抱えている人が、地域社会の一員として安心して暮らし続けることができるよう、身近な地域での支援体制の整備や相談体制の充実など、必要な支援に努めます。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	だれ一人、取り残さない相談支援	様々な福祉ニーズや福祉課題に対し、多様な支援主体が連携した包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制を整備します。	介護福祉課 企画課 住民生活課

【用語解説】

性的マイノリティ…同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などの性的な少数者のこと。

2	ひとり親世帯の自立支援	ひとり親世帯の自立を促進するため、子育て・就労・経済的といった総合的な支援を関係機関と連携しながら行います。	介護福祉課
3	高齢者の生活支援	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取組を推進します。	介護福祉課
4	障がい者福祉サービスの提供	地域生活を送る上でのサービス等の充実を自立支援協議会とともに検討し、充実を図ります。また、障がいのある人の状況に応じた適切な支援ができるよう、相談支援の充実を図ります。	介護福祉課
5	困難を抱える人への支援	生活困窮者や子どもの貧困など生活上の困難を抱え、支援が必要な人に対する相談体制の充実や多面的な支援を図ります。	介護福祉課 住民生活課
6	外国人住民に向けた情報提供の推進	わかりやすい日本語や多言語による各種パンフレットを配布し、生活に関する情報を提供するほか、わかりやすい日本語の使用の普及啓発を行います。	企画課

（３）配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備（配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）

【現状及び課題】

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題の一つです。

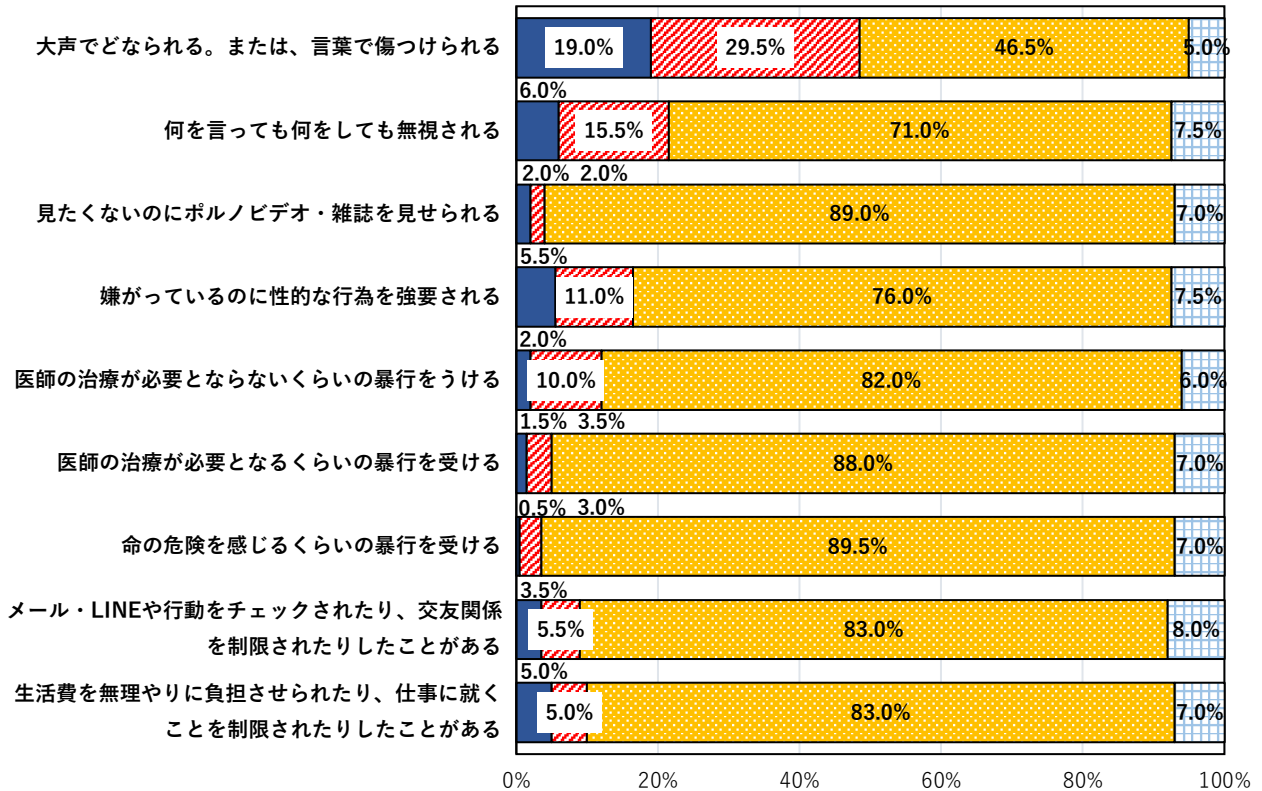
アンケート調査において、暴力や嫌がらせを受けた経験は、女性では約５割、男性でも約３割の方が何らかの暴力を受けています。

暴力や嫌がらせは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）の施行等により、法的な規制が整備されていますが、ＤＶ被害に対する社会的な理解や当事者の意識が不十分なため、そのほとんどが、誰にも相談することなく潜在化しているケースも多くなっています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携を取りながら、子どもに対する学校や家庭での男女平等や暴力防止の教育、暴力や嫌がらせを根絶するための社会的認識の周知、さらには早期発見・早期対応のための相談・支援体制の充実を図ることが重要です。

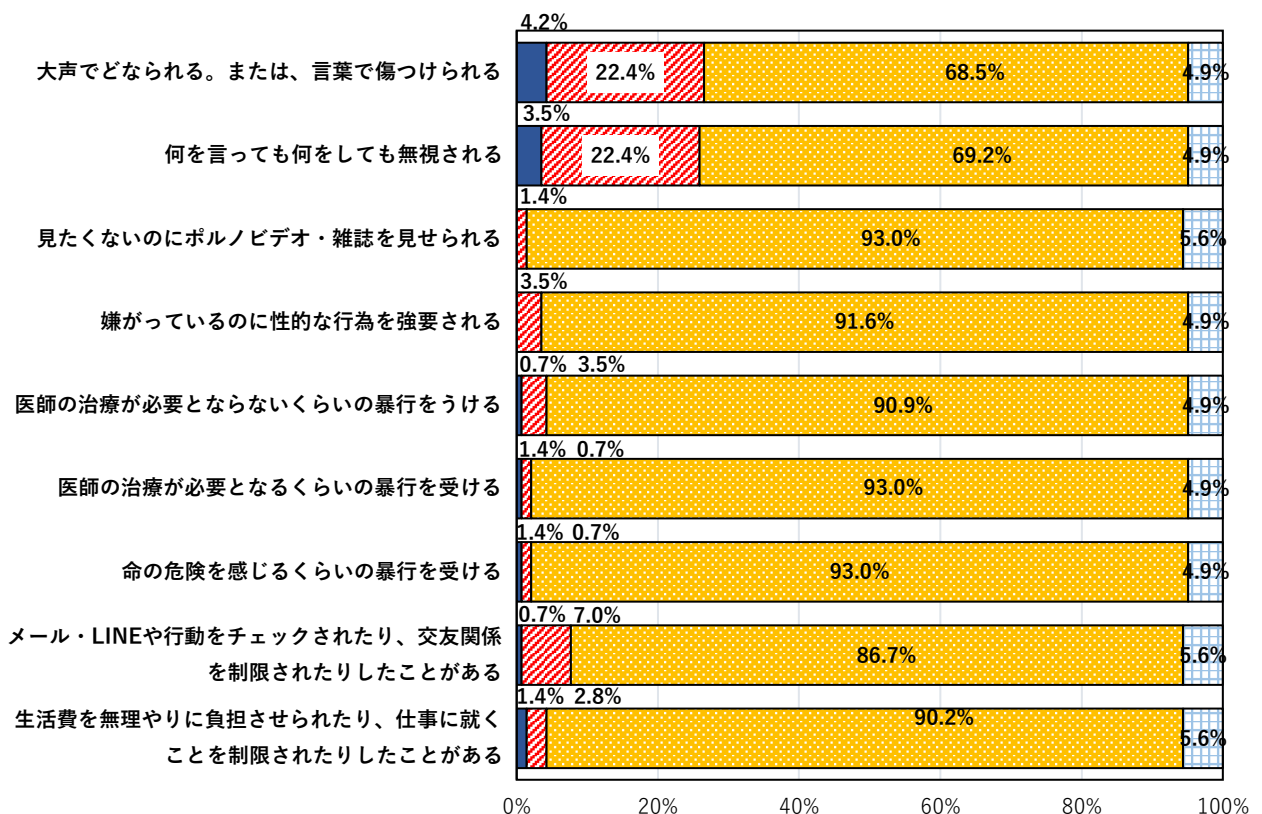
配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験【女性】（N=200）

■ 何度もあった ■ 1、2度あった ■ まったくない ■ 無回答



配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験【男性】（N=143）

■ 何度もあった ■ 1、2度あった ■ まったくない ■ 無回答



【施策の方向性】

性別にかかわらず暴力を容認しない社会づくりのため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努め、人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。

また、潜在化、深刻化するストーカーや性犯罪・児童虐待等の未然防止とともに、相談や被害者への迅速で的確な対応がとれるように、関係行政機関・医療機関・教育機関・警察等との連携を強化し、被害者に対する効果的な支援の拡充を進めます。

また、職場においては、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント※などが近年顕在化しており、女性の活躍推進、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	D V 防止のための情報提供・啓発活動	配偶者や交際相手などからのあらゆる暴力（身体的・精神的・経済的・性的暴力）の根絶に向け、情報提供や啓発事業を実施します。	企画課 介護福祉課 住民生活課
2	相談窓口の周知	相談窓口について広報紙やホームページ等に掲載するとともにパンフレット等を窓口に設置し、住民への周知・情報提供を行います。	企画課 介護福祉課 住民生活課
3	D V に関する相談支援	D V に関する相談、助言を行うとともに、被害者の情報の保護、緊急時における被害者の安全確保や生活支援など、被害者への切れ目のない支援を実施します。	企画課 介護福祉課 住民生活課
4	女性のための相談事業の充実	女性の様々な悩みに、電話や面談で相談に応じます。また、相談しやすい環境を整えるため、より多くの人に相談室を知ってもらえるよう周知するほか、相談員の資質向上に努めます。	企画課 介護福祉課 住民生活課
5	関係機関等連携強化	D V 被害への対応機関相互の連携を強化し、迅速かつ的確に D V 被害者の安全を確保するとともに、自立に向けて必要な支援をします。	企画課 介護福祉課 住民生活課
6	セクシュアル・ハラスメント等の防止の徹底	住民や職員からの相談に適切に対応するとともに、研修やパンフレットの配布等を行い、性別に関わる様々なハラスメントの防止や気付きを促します	企画課 介護福祉課 住民生活課 総務課
7	D V 被害者の自立支援	D V 被害者の安全に配慮し、一時保護、法的支援・自立支援などの情報を提供して、被害者の状況に応じた適切なサポートができるよう努めます。	企画課 介護福祉課 住民生活課

【用語解説】

マタニティ・ハラスメント…妊娠・出産・育児休業等ハラスメントの一つであり、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した女性労働者の就業環境が害されること。

8	要保護児童等対策地域協議会の機能強化	関係機関との会議等を通して機能強化を図り、早期発見・対応ができる体制の充実を図ります。職員の専門性、相談援助の資質向上に努め、関係機関と連携し必要な支援を行います。	企画課 介護福祉課 学校教育課
---	--------------------	--	-----------------------

基本方針4 すべてのひとが安心・安全に暮らすための環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

近年においては、日本各地で多発する地震や集中豪雨等の発生により、災害に対する関心が高まっています。

災害発生時には、家庭的責任が女性に集中することや、避難場所での生活における女性への配慮など、地域防災の取組を進めるにあたっては、男女の対応の違いを把握して進める必要があります。

また、災害発生時の不安やストレスから、女性に対する暴力を誘発することも懸念されていることから、災害時におけるこれら問題を解決するため、男女共同の視点を取り入れた防災体制の確立が必要となります。

【施策の方向性】

平常時から防災における男女共同参画について意識し、災害発生時の避難所の運営に女性の視点を取り入れるための取組を推進します。

防災にかかわる意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍できるようにするための意識啓発に努めるとともに、自主防災組織への女性の参画を促します。

地域における住民一人ひとりの人権を尊重して安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った地域防災対策を推進します。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	防災面における男女共同参画の啓発	防災会議への女性委員の登用を積極的に行うとともに、幅広い年代に対し、防災面での男女共同参画の重要性の周知を図ります。	総務課 企画課
2	自主防災組織への女性参加の促進	防災・災害対策において、男女共同参画がスムーズに実現できるよう、自主防災組織への女性役員の登用を促進します。	総務課 企画課

3	女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定支援	避難者のプライバシー、女性の安心・安全を守るとともに、誰にとっても安心して安全な避難所環境づくりに向け、女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定支援を行います。	総務課 企画課
---	------------------------	--	------------

(2) 地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進

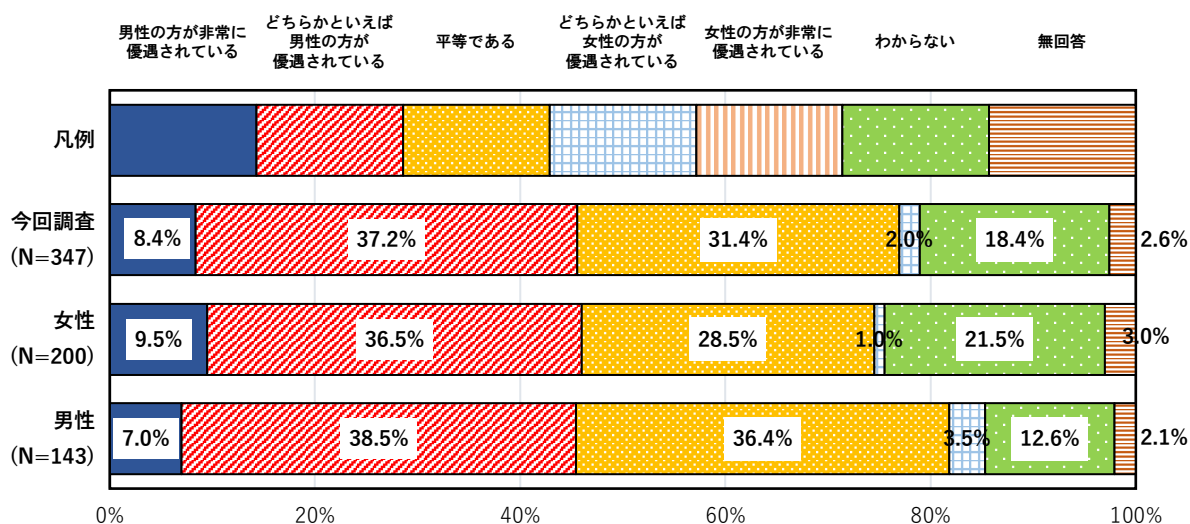
【現状及び課題】

住民にとって地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、いきいきと安心して暮らしつづけるためには、あらゆる分野で女性の参画を進め、多様な視点や意見を取り入れることが必要です。

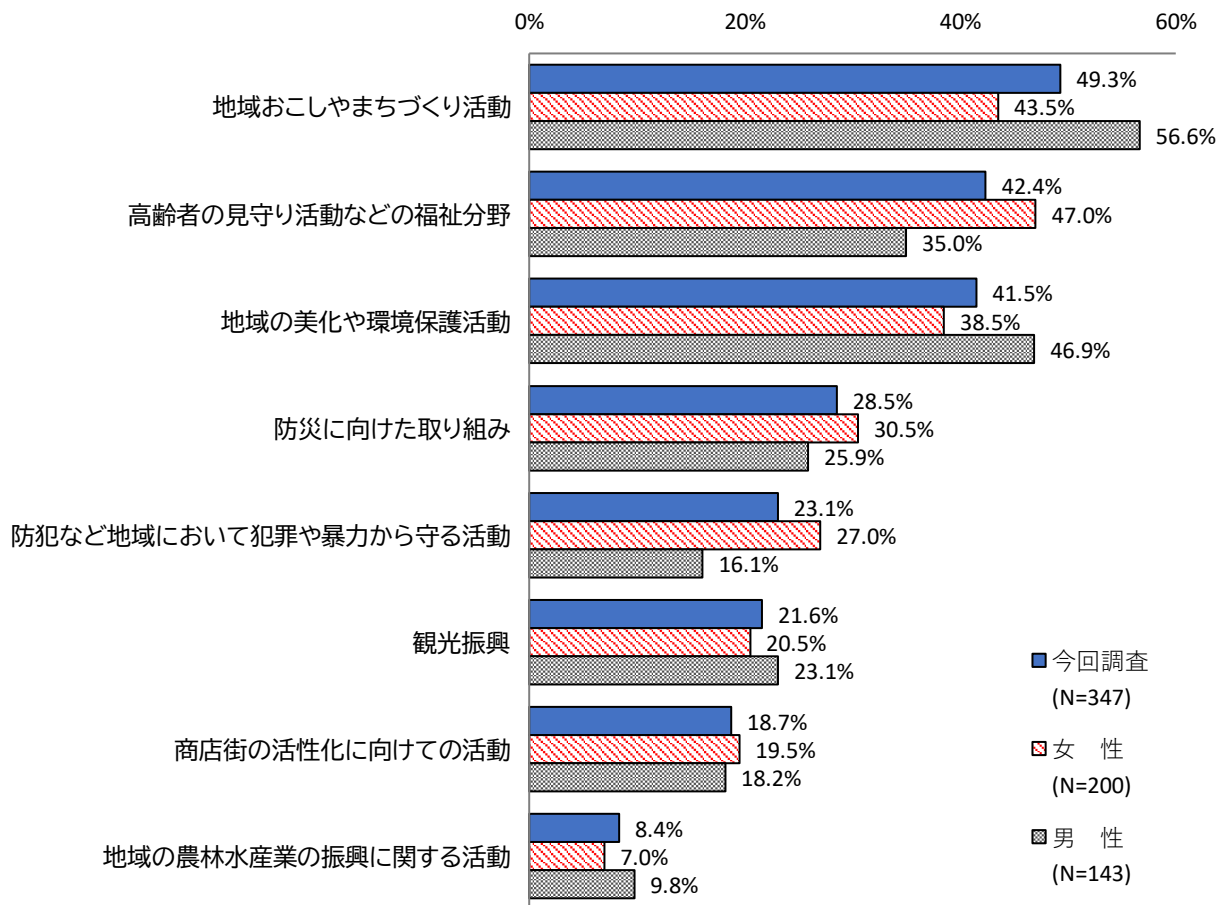
アンケート調査では、「自治会・公民館などの地域社会」における男女の地位について、依然として4割以上の方が「男性優遇」と回答し、男性よりも女性の方の割合が高くなっています。また、地域活動や自治会への参加も5割以上が男性であり、女性の参加が少ないことから、女性の意見が反映されにくい状況が伺えます。

本町は、少子高齢化・人口減少など、様々な課題に直面している中で、活力あふれる地域社会を実現するためには、様々な視点から課題解決ができる人材確保が必要です。そのためには、性別や年齢等が多様であり、性別などによって役割が固定化されないことが必要となります。

自治会・公民館などの地域社会における男女の地位の平等感



地域における活動分野の中で、男女共同参画の
視点が必要になると思う活動内容



【施策の方向性】

誰もが主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるよう、地域や様々な分野で活躍する女性を発掘するとともに、女性リーダーなど人材育成を支援します。また、自治会など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。

【具体的取組】

No	施策	実施内容	担当課
1	地域における女性リーダーの育成支援	自治会など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。	企画課 総務課
2	男女共同参画を意識した地域活動の促進	地域活動等での性別による固定的な役割分担の見直しについて啓発します。男女共同参画における地域活動等の優良事例をホームページ等で発信します。	企画課 総務課

3	女性団体や男女共同参画に関する住民活動団体への支援	女性活躍支援、男女共同参画の諸課題解決や男女共同参画の理念に基づき活動している団体の活動を支援します。	企画課
4	横断的な推進体制の整備と施策の推進	男女共同参画懇話会、庁内委員会の定期的な開催により、計画の評価検証を行うとともに、状況の公表、必要に応じて見直しを行います。	全課

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進体制

(1) 住民、事業所、関係団体等との連携

男女共同参画の取組は多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と住民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所における役割も大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

(2) 徳之島男女共同参画懇話会

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、よりよい施策とするための意見を提言します。

(3) 庁内組織

役場内における庁内作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

(4) 国、県等との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取組を行います。

2 計画の進捗状況の評価

P D C Aサイクル（策定-実施-評価-見直し）により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



第6章 資料編

1 徳之島町DV等暴力被害者支援連絡協議会設置要綱

平成26年7月9日要綱第12号

徳之島町DV等暴力被害者支援連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基本的人権を侵害し、多様な生き方を阻害するドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）などから、被害者を効果的に保護・救済し、DVなどの暴力のない社会を実現するために、関係機関が連携して支援することを目的に設置する徳之島町DV等暴力被害者支援連絡協議会（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議の構成)

第2条 会議は、次に掲げる機関により構成する。

- (1) 企画課
- (2) 住民生活課
- (3) 介護福祉課
- (4) 総務課
- (5) 地域包括支援センター
- (6) 保健センター
- (7) 建設課
- (8) 学校教育課

(会議の活動)

第3条 会議は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) DVの被害者に対し、相互に連携して相談・緊急一時保護などの総合的な支援を行うこと。
- (2) DVの被害者の支援並びに被害の再発防止に努めること。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じて開催する。

(相談への対応)

第5条 会議を構成する機関の職員は、DVの相談等を受け、又は対処した場合は、相談処理整理表を企画課長に提出しなければならない。

2 企画課長は、前項に定める相談処理整理表の提出を受けたときは、当該相談に係る事案の実態把握を行うものとする。

(処務)

第6条 会議の事務局は、企画課とする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 徳之島町男女共同参画推進会議設置要綱

平成24年 6 月14日要綱第 8 号

改正

平成25年 4 月 1 日要綱第 1 号

令和 4 年 4 月 1 日要綱第18号

徳之島町男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、徳之島町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、企画課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第18号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長

企画課長

農林水産課長

介護福祉課長

健康増進課長

住民生活課長

会計課長

税務課長

建設課長

耕地課長

おもてなし観光課長

地域営業課長

水道課長

議会事務局長

選挙管理委員会事務局長

農業委員会事務局長

学校教育課長

社会教育課長

花徳支所長

3 徳之島男女共同参画懇話会設置要綱

平成24年 6 月14日要綱第 9 号

徳之島町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 徳之島町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、徳之島町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

4 徳之島男女共同参画懇話会委員名簿

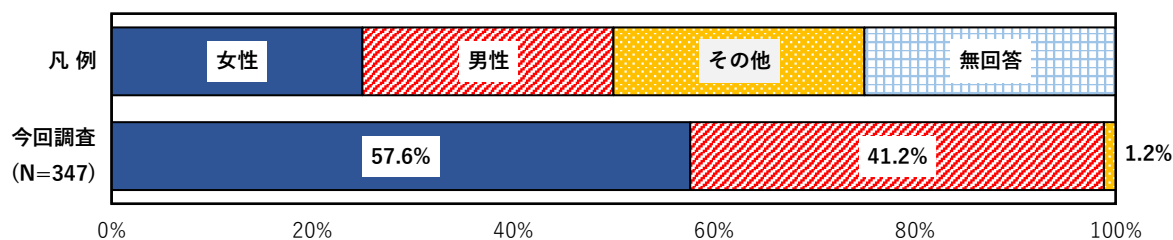
所 属 等	氏 名
徳之島町商工会女性部長	木原 厚子
徳之島町地域女性団体連絡協議会	上原 トヨ子
徳之島町人権擁護委員	宮之原 順子
徳之島町PTA連絡協議会	福 正紀
徳之島町教育委員	野中 貴司
徳之島町子ども会育成連絡協議会	吉田 春奈
男女共同地域推進員	泉 尚美
徳之島町介護福祉課長	廣 智和
徳之島町総務課長	村上 和代
徳之島町企画課長	吉田 忍

5 令和4年度 徳之島町男女共同参画に関する意識調査報告書

1. 回答者の属性

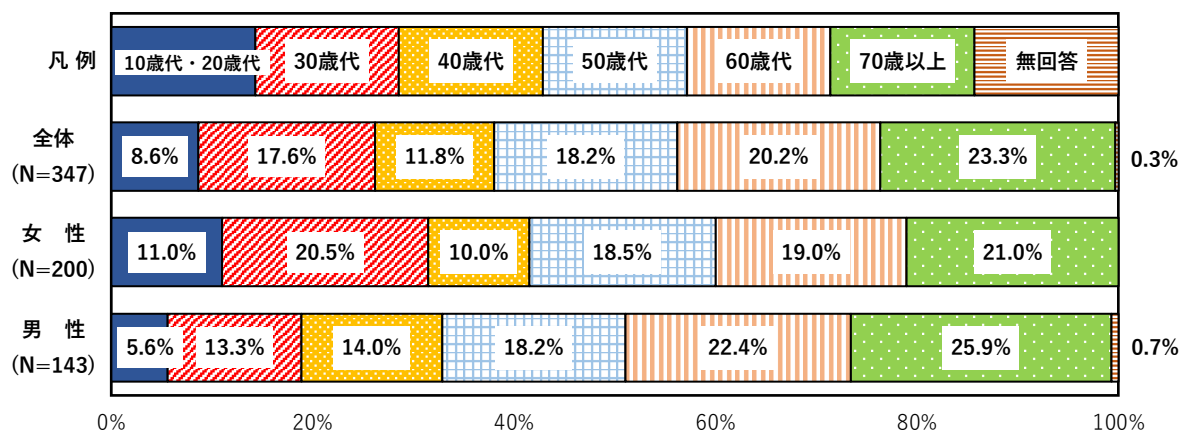
問1 あなたの性別を教えてください。（○は1つだけ）

性別は、「女性」が57.6%、「男性」が41.2%、「その他」1.2%となっている。



問2 あなたの年齢を教えてください。（○は1つだけ）

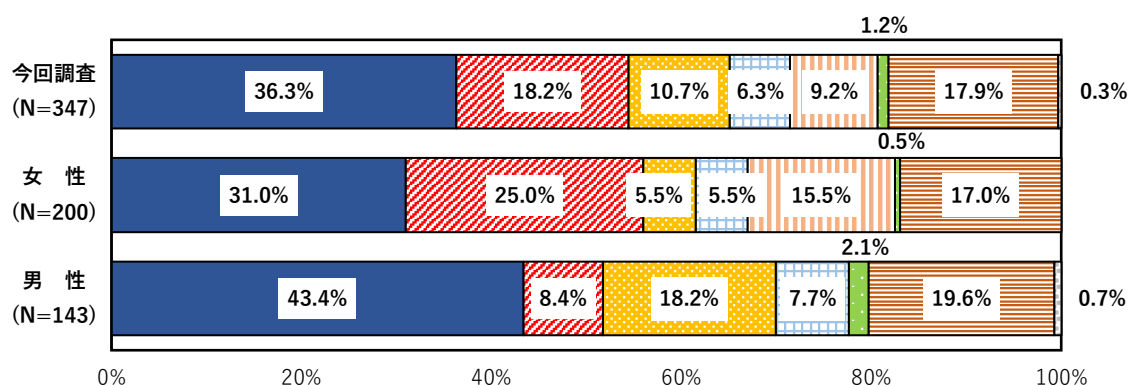
年齢は、「70歳以上」が23.3%、「60歳代」が20.2%、「50歳代」が18.2%、「30歳代」が17.6%、「40歳代」が11.8%、「10歳代・20歳代」が8.6%となっている。



問3 あなたの職業を教えてください。（○は1つだけ）

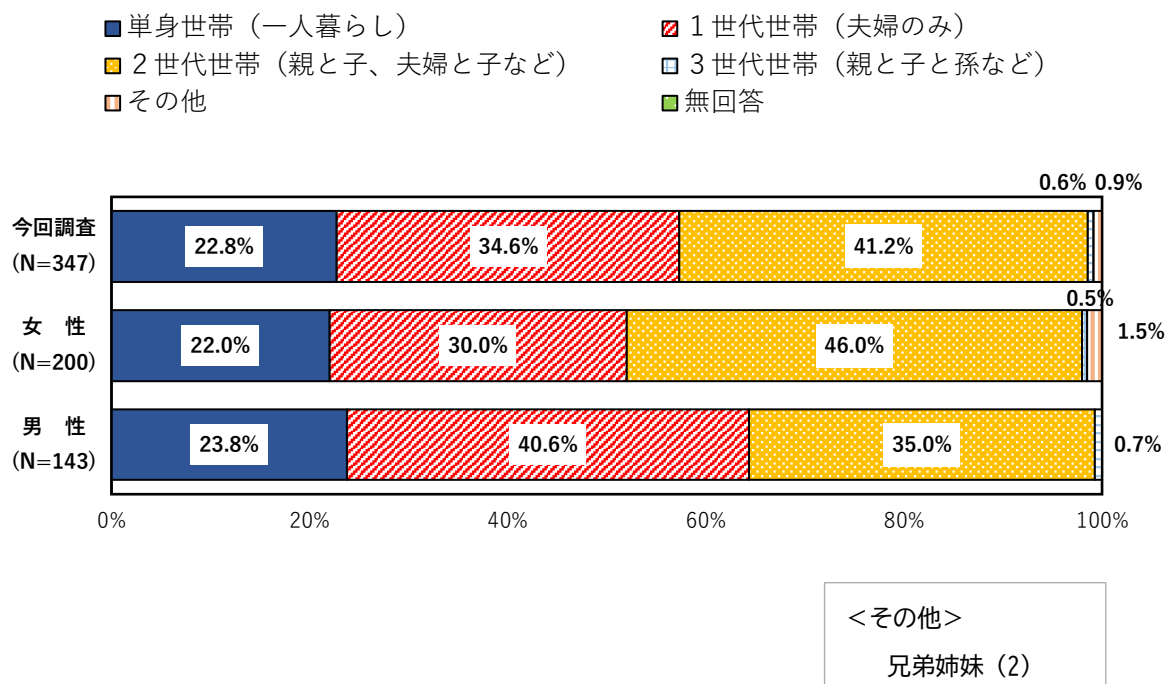
職業区分については、『雇用者』（「常勤の勤め」と「非常勤の勤め」の合計）が54.5%、『無職』（「家事専業（主婦・主夫）」と「学生」と「無職・収入になる仕事をしていない」の合計）が28.3%、『自営業主』（「農業、林業、漁業等の自営業」と「商業、工業、サービス業の自営業」）が17.0%となっている。

- 常勤の勤め（正社員、職員、会社、会社役員、従業員、公務員等）
- ▨ 非常勤の勤め（臨時職員、契約社員、パート、アルバイト、嘱託等）
- 農業、林業、漁業等の自営業
- ▨ 商業、工業、サービス業の自営業
- 家事専業（主婦・主夫）
- 学生
- 無職・収入になる仕事をしていない
- その他
- 無回答



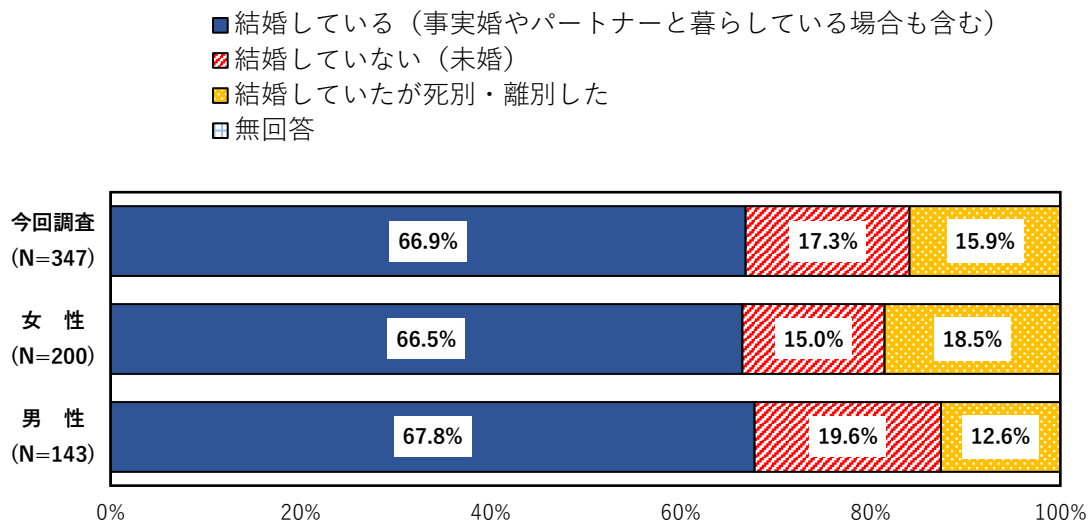
問4 あなたがお住いの世帯構成を教えてください。(○は1つだけ)

世帯構成については、「2世代世帯」が41.2%、「1世代夫婦」が34.6%、「単身世帯」が22.8%、「その他」が0.9%、「3世代世帯」が0.6%となっている。



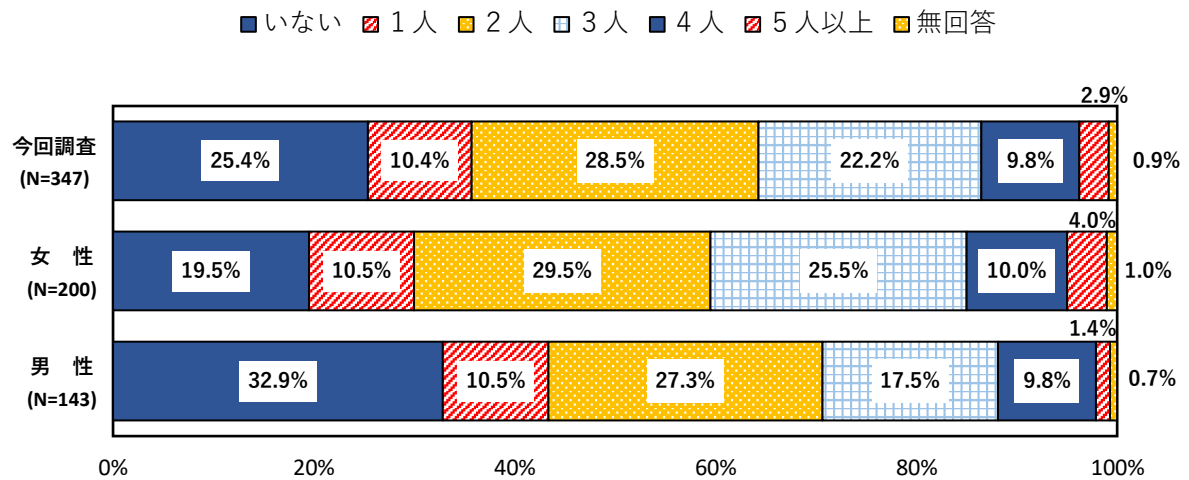
問5 あなたは、現在結婚していますか。(○は1つだけ)

婚姻状況については、「結婚している」が66.9%、「結婚していない」が17.3%、「結婚していたが死別・離別した」が15.9%となっている。



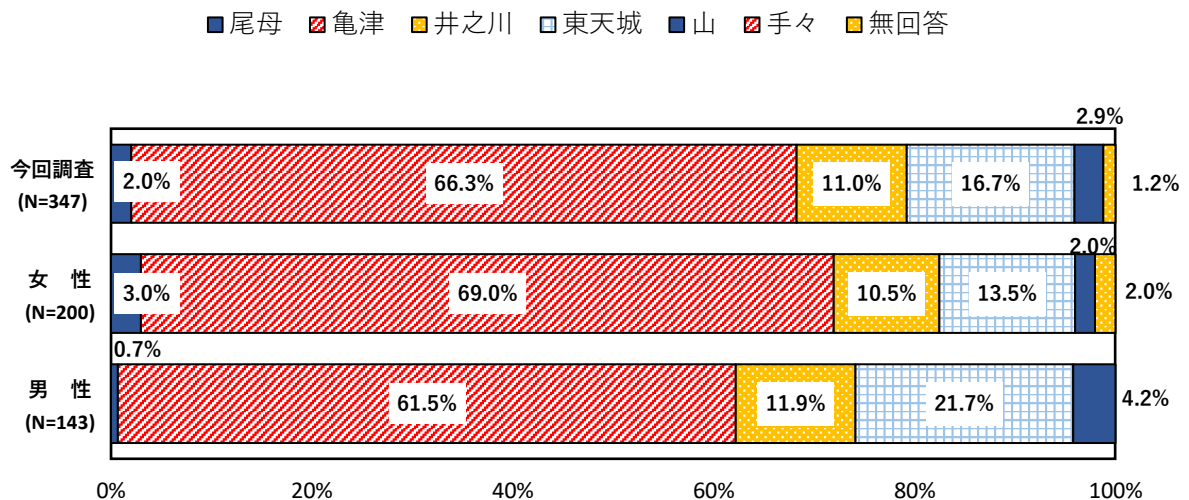
問6 あなたのお子さんは何人ですか。(〇は1つだけ)

子どもの人数については、「2人」が28.5%、「いない」が25.4%、「3人」が22.2%、「1人」が10.4%、「4人」が9.8%、「5人以上」が2.9%となっている。



問7 あなたのお住まいの地域（中学校区）はどちらですか。(〇は1つだけ)

居住地域については、「亀津」が66.3%、「東天城」が16.7%、「井之川」が11.0%、「山」2.9%、「尾母」が2.0%となっている。



2. 男女平等の意識について

(1) 各分野の男女の地位の平等感

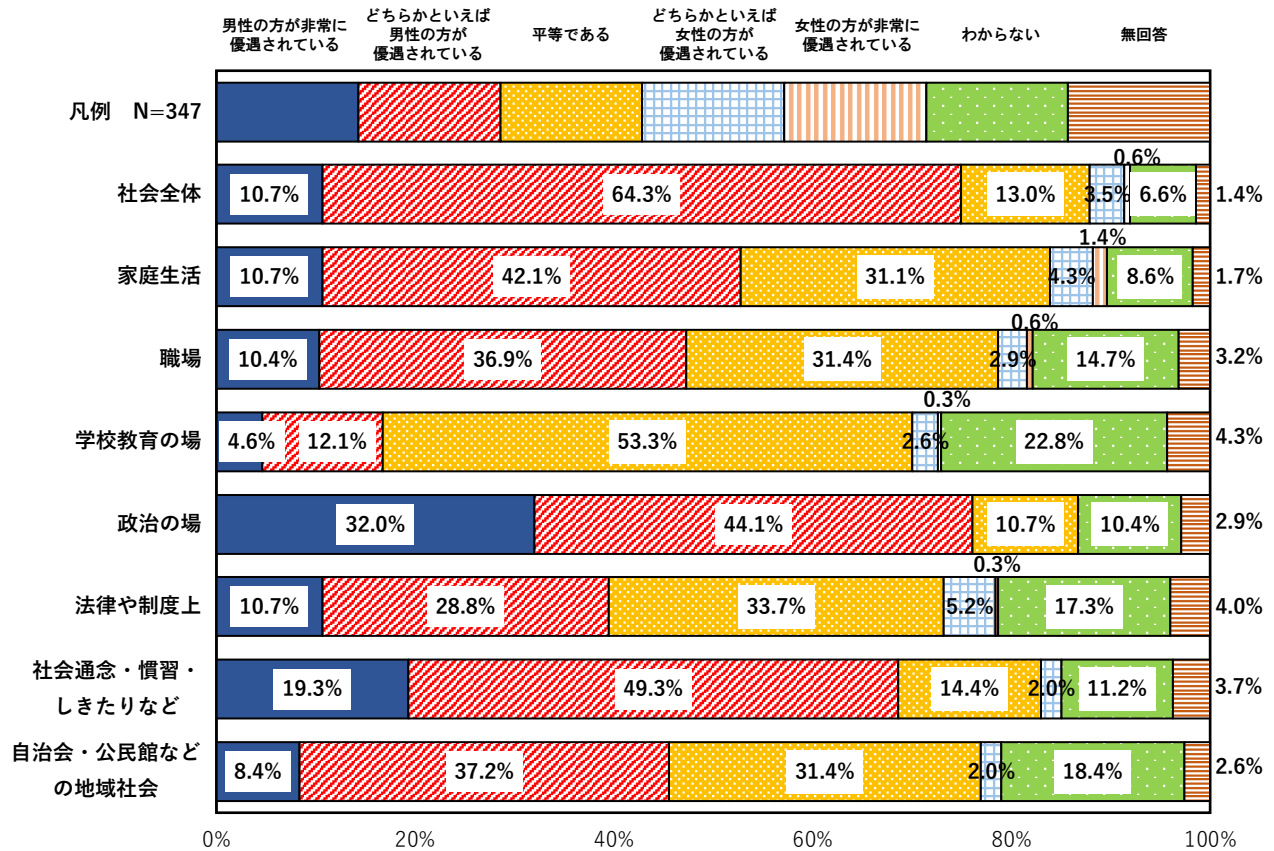
問8 あなたは、次の項目で男女の地位は平等になっていると思いますか。あてはまる番号を1つ選び○をつけてください。

各分野における男女の地位の平等感については、「平等である」と回答した人の割合は「学校教育の場」53.3%が最も高く、次いで「法律や制度上」33.7%、「職場」、「自治会・公民館などの地域社会」がともに31.4%となっている。

また、全ての分野で『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が『女性優遇』（「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）を上回っている。特に差が大きいのは「政治の場」や「社会全体」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で『男性優遇』が『女性優遇』を約70ポイント以上上回っている。

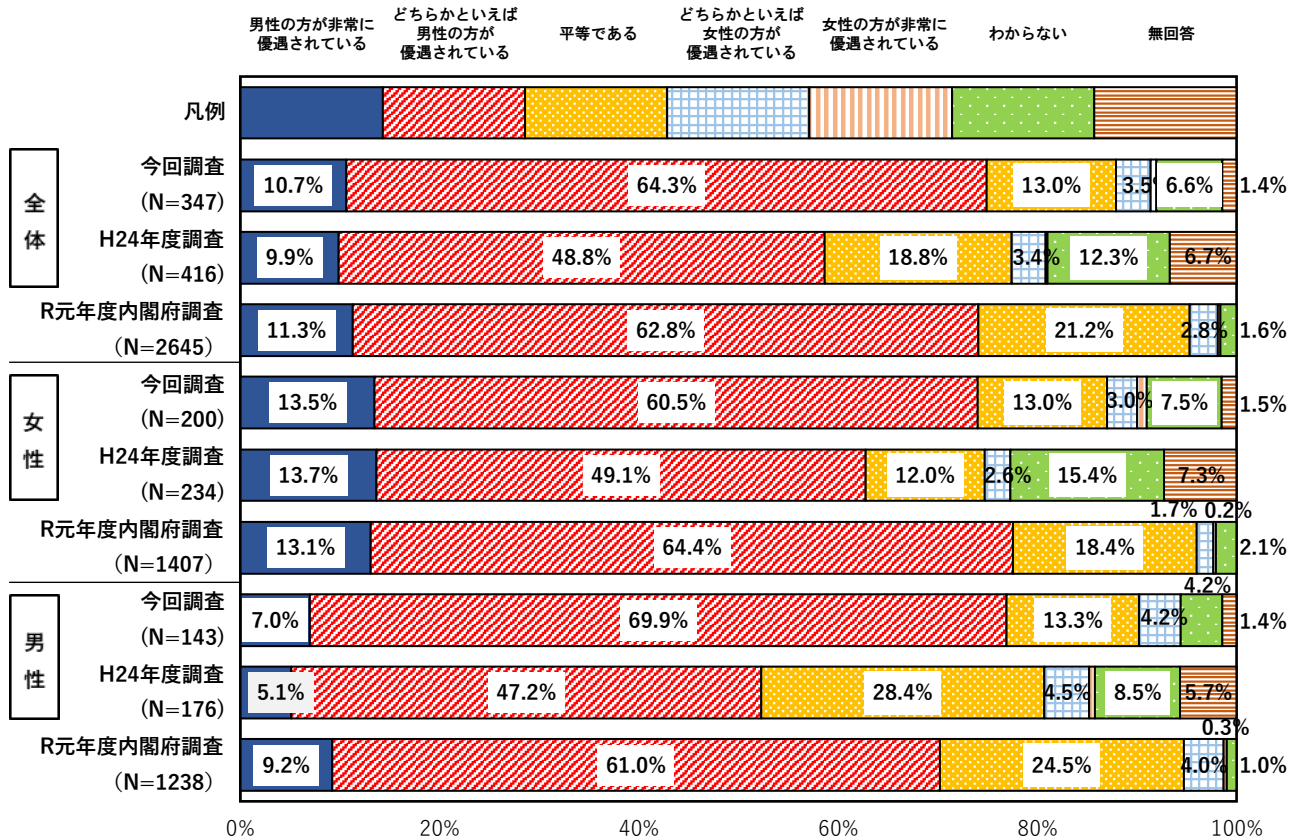
性別でみると、女性は「社会全体」や「職場」を除いた全ての項目で『男性優遇』と回答した人の割合が男性より高くなっている。特に「家庭生活」については『男性優遇』と回答した人の割合が男性より14.9ポイント高くなっており、男女で差が大きくなっている。

図表1-1 男女の地位の平等感（全体）



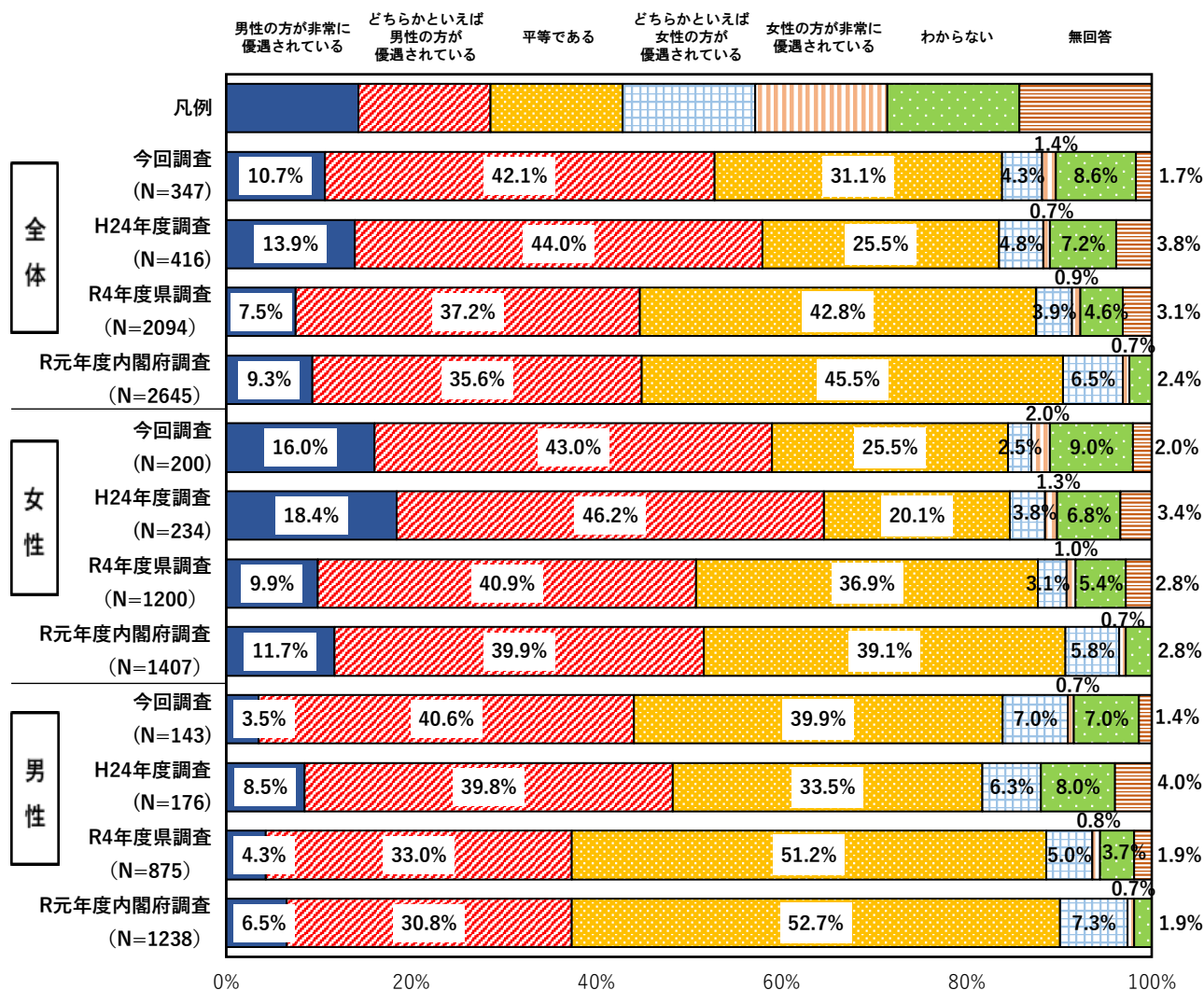
	『男性優遇』	『女性優遇』		『男性優遇』	『女性優遇』
社会全体	74.9%	4.0%	政治の場	76.1%	0.0%
家庭生活	52.7%	5.8%	法律や制度上	39.5%	5.5%
職場	47.3%	3.5%	社会通念・慣習・しきたりなど	68.6%	2.0%
学校教育の場	16.7%	2.9%	自治会・公民館などの地域社会	45.5%	2.0%

社会全体における男女の地位の平等感
【全体・性別・前回調査・内閣府調査】



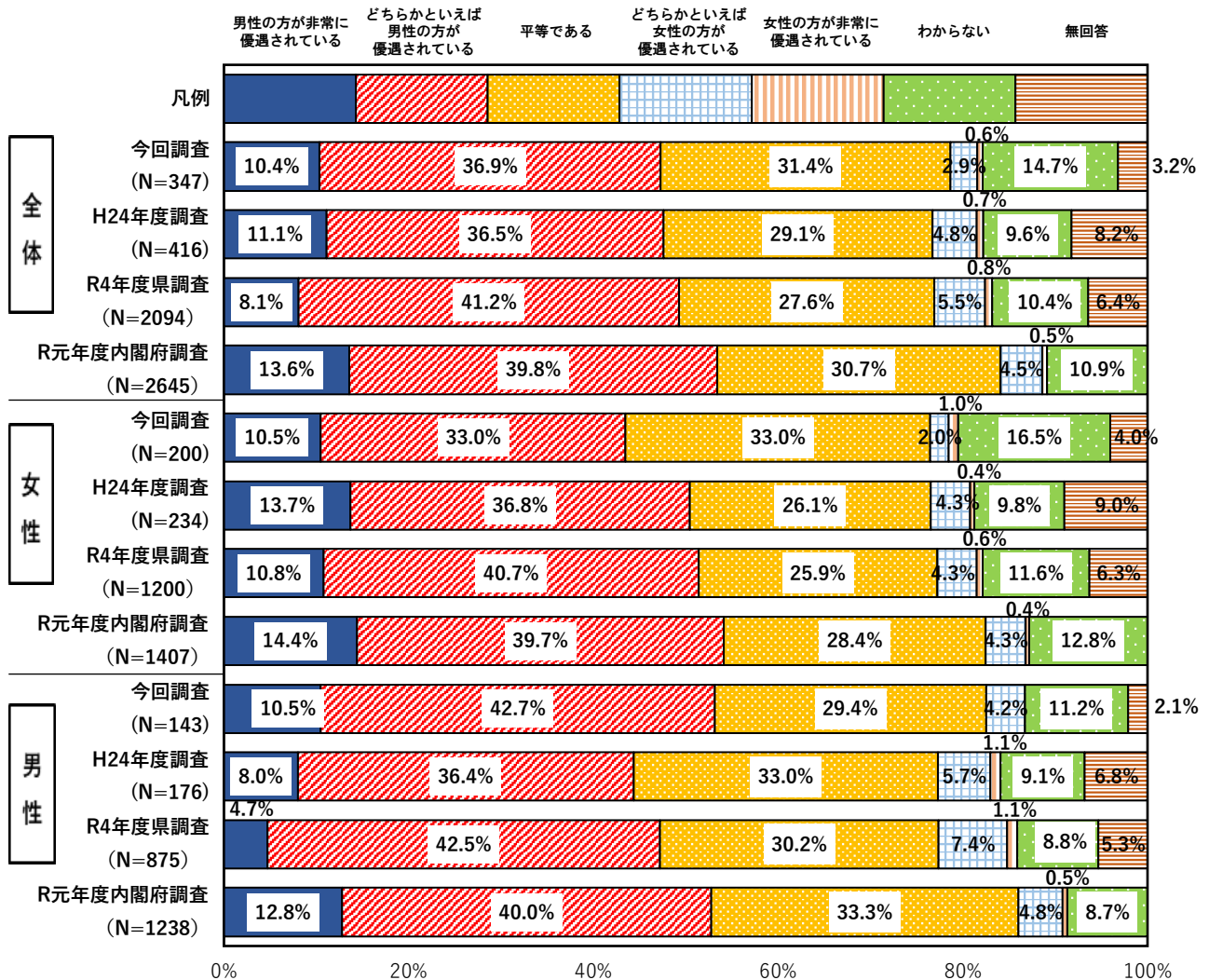
	全体			女性			男性		
	今回調査	H24調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R元内閣府
『男性優遇』	74.9%	58.7%	74.1%	74.0%	62.8%	77.5%	76.9%	52.3%	70.2%
『女性優遇』	4.0%	3.6%	3.1%	4.0%	2.6%	1.9%	4.2%	5.1%	4.3%

家庭生活における男女の地位の平等感
【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



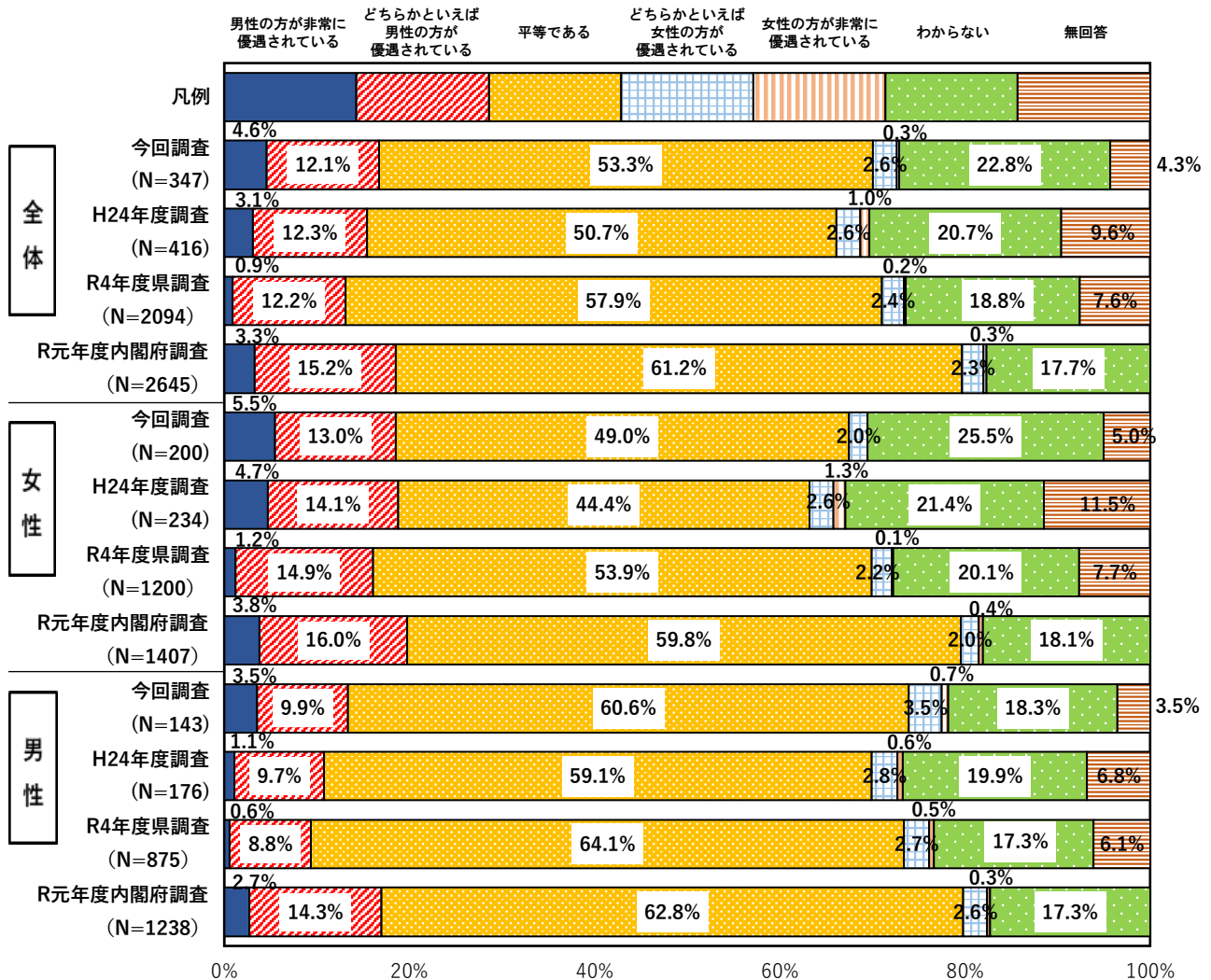
	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	52.7%	57.9%	44.7%	44.9%	59.0%	64.6%	50.8%	51.6%	44.1%	48.3%	37.3%	37.3%
『女性優遇』	5.8%	5.5%	4.8%	7.2%	4.5%	5.1%	4.1%	6.5%	7.7%	6.3%	5.8%	8.0%

職場における男女の地位の平等感
【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	47.3%	47.6%	49.3%	53.4%	43.5%	50.5%	51.5%	54.1%	53.1%	44.4%	47.2%	52.8%
『女性優遇』	3.5%	5.5%	6.3%	5.0%	3.0%	4.7%	4.9%	4.7%	4.2%	6.8%	8.5%	5.3%

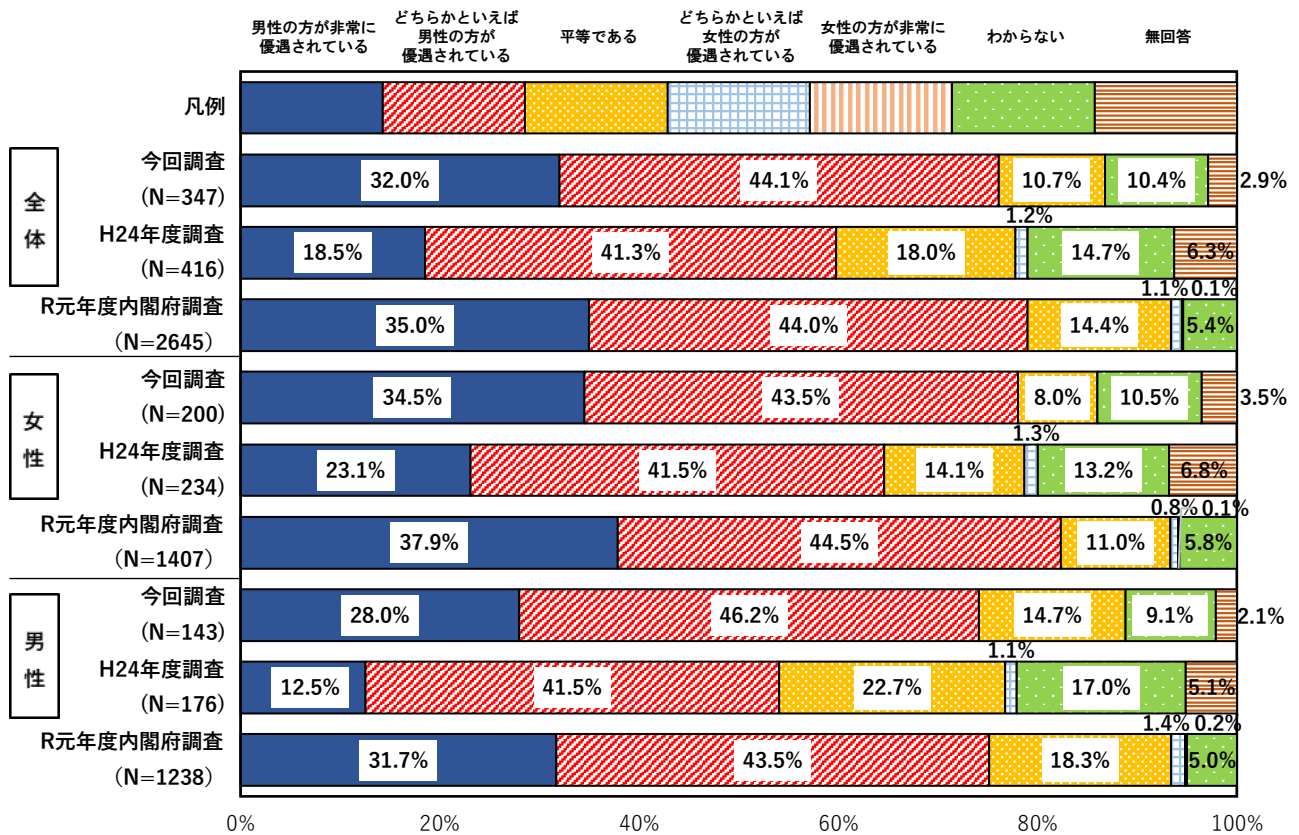
学校教育の場における男女の地位の平等感
【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	16.7%	15.4%	13.1%	18.5%	18.5%	18.8%	16.1%	19.8%	13.4%	10.8%	9.4%	17.0%
『女性優遇』	2.9%	3.6%	2.6%	2.6%	2.0%	3.9%	2.3%	2.4%	4.2%	3.4%	3.2%	2.9%

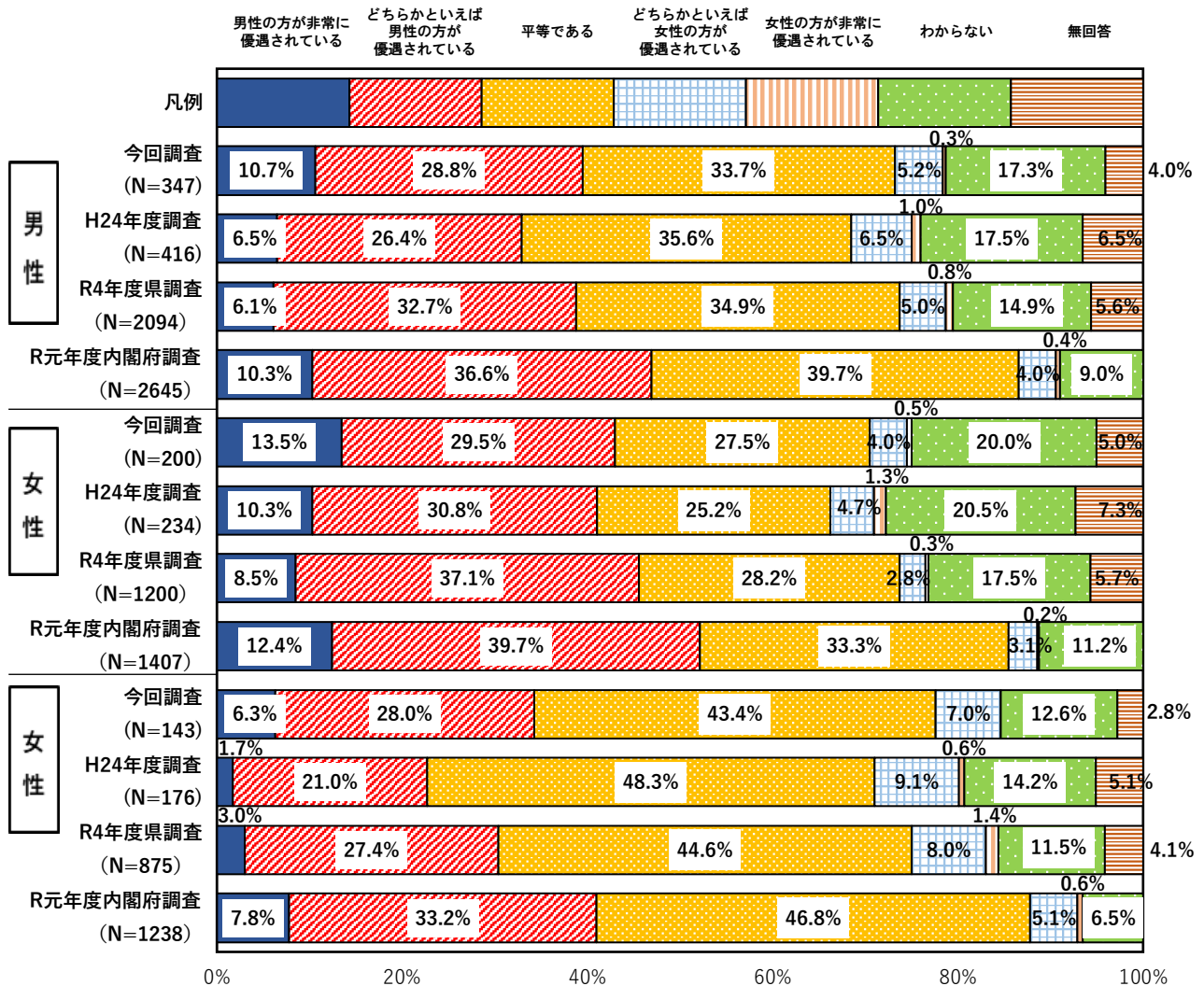
政治の場における男女の地位の平等感

【全体・性別・前回調査・内閣府調査】



	全体			女性			男性		
	今回調査	H24調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R元内閣府
『男性優遇』	76.1%	59.8%	79.0%	78.0%	64.6%	82.4%	73.9%	54.0%	75.2%
『女性優遇』	0.0%	1.2%	1.2%	0.0%	1.3%	0.9%	0.0%	1.1%	1.6%

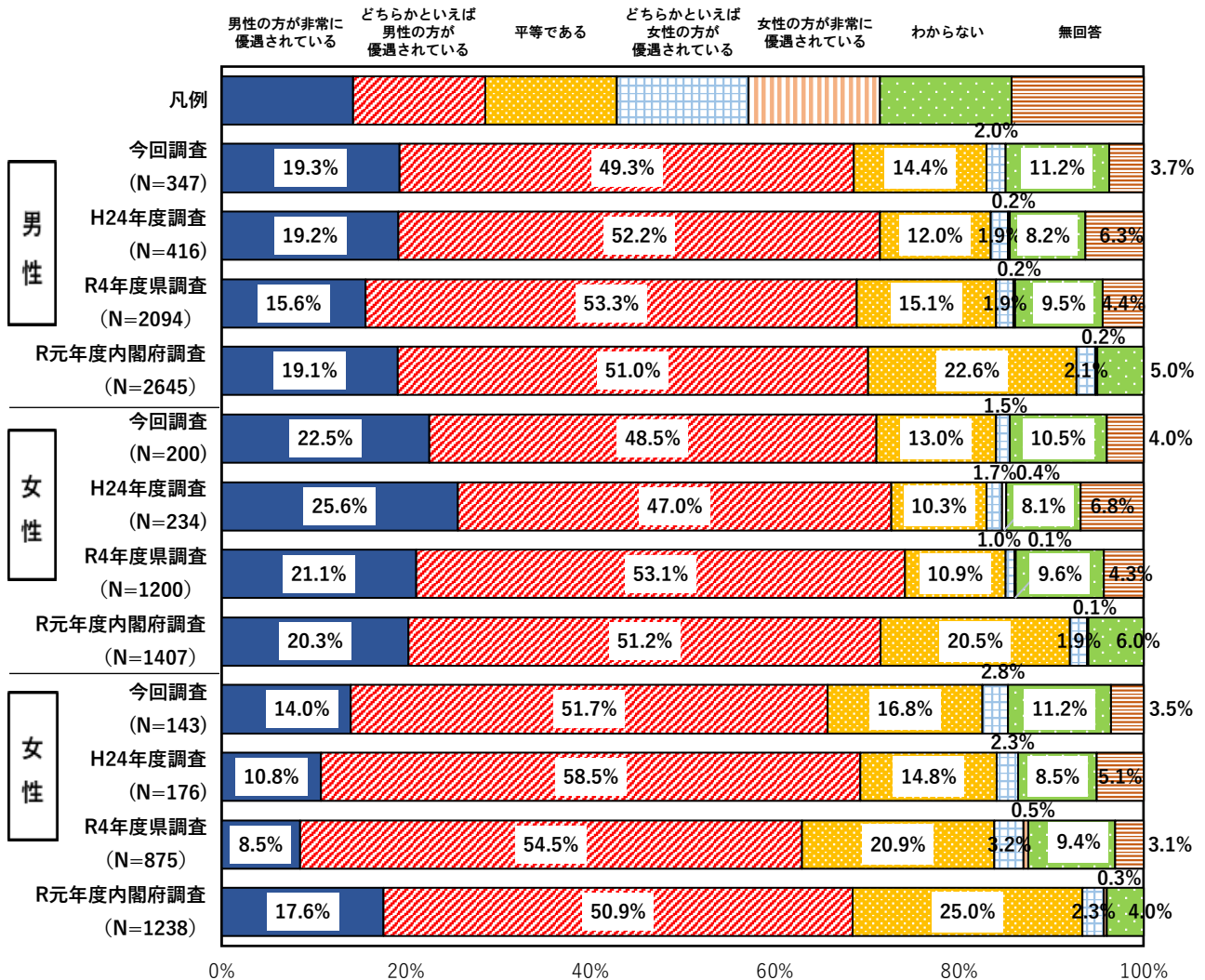
法律や制度上における男女の地位の平等感
【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	39.5%	32.9%	38.8%	46.9%	43.0%	41.1%	45.6%	52.1%	34.3%	22.7%	30.4%	41.0%
『女性優遇』	5.5%	7.5%	5.8%	4.4%	4.5%	6.0%	3.1%	3.3%	7.0%	9.7%	9.4%	5.7%

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感

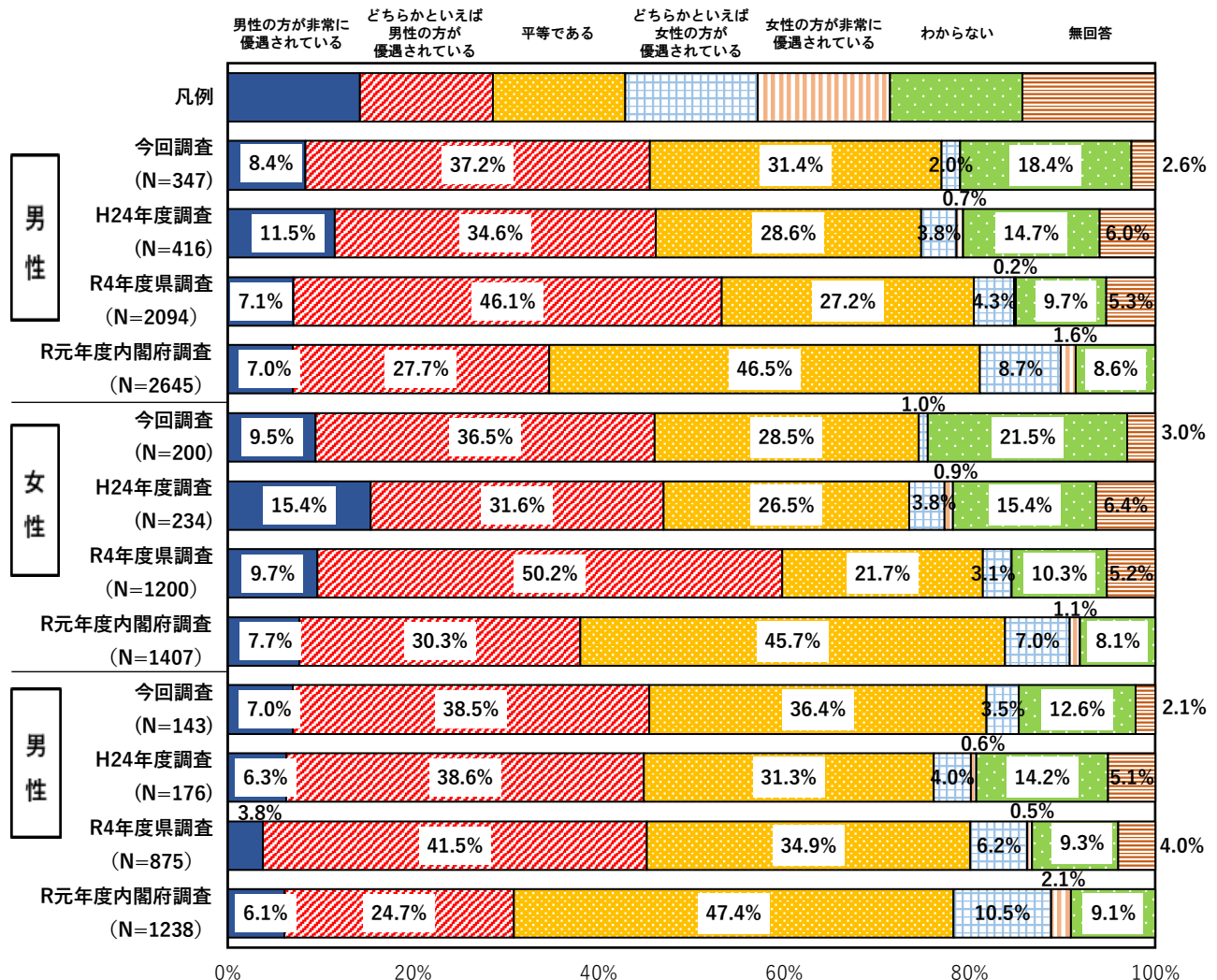
【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	68.6%	71.4%	68.9%	70.1%	71.0%	72.6%	74.2%	71.5%	65.7%	69.3%	63.0%	68.5%
『女性優遇』	2.0%	2.1%	2.1%	2.3%	1.5%	2.1%	1.1%	2.0%	2.8%	2.3%	3.7%	2.6%

自治会・公民館などの地域社会における男女の地位の平等感

【全体・性別・前回調査・県調査・内閣府調査】



	全体				女性				男性			
	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府	今回調査	H24調査	R4県調査	R元内閣府
『男性優遇』	45.5%	46.1%	53.2%	34.7%	46.0%	47.0%	59.9%	38.0%	45.5%	44.9%	45.3%	30.8%
『女性優遇』	2.0%	4.5%	4.5%	10.3%	1.0%	4.7%	3.1%	8.1%	3.5%	4.6%	6.7%	12.6%

（２）政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由

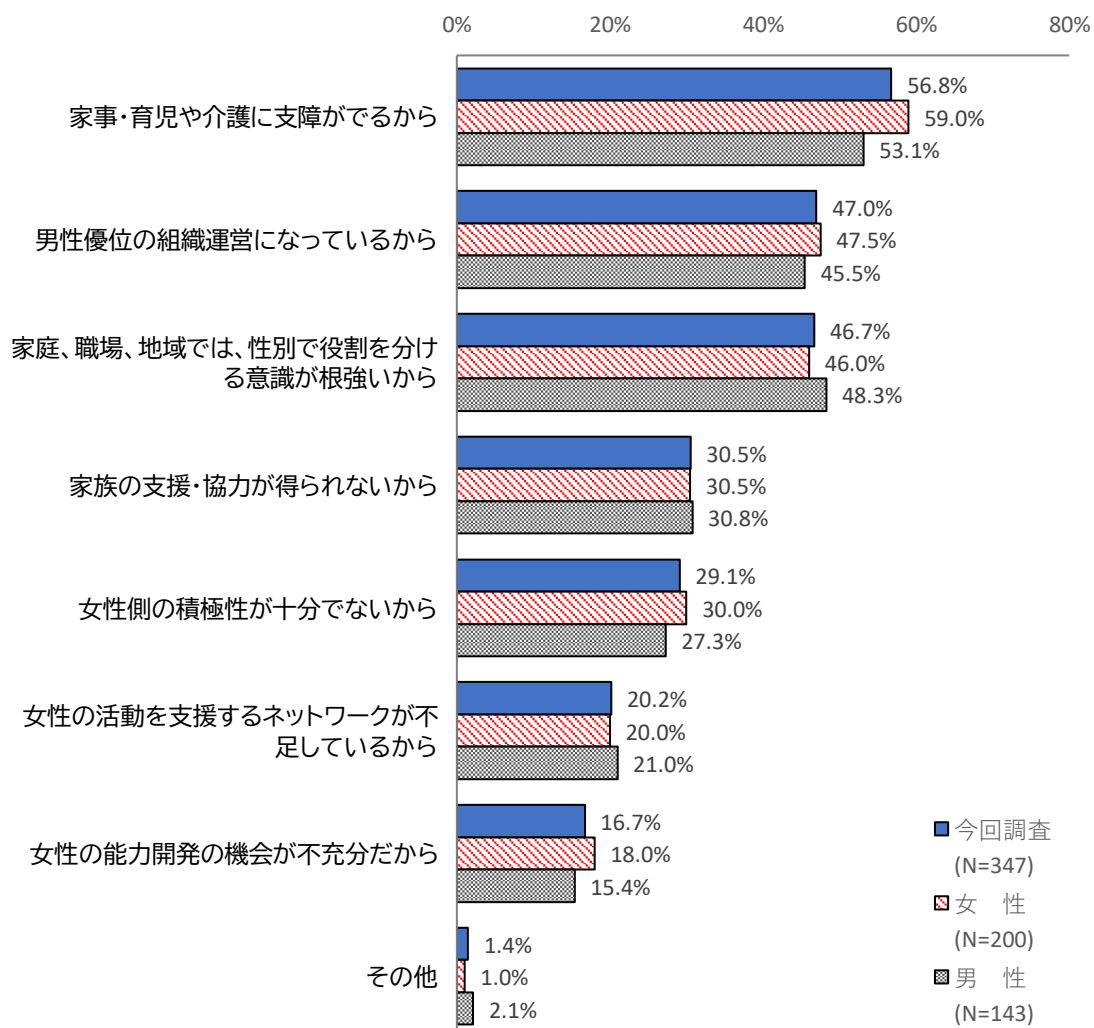
問９ 政治や行政、企業、地域活動などにおいて、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○は３つまで）

女性の参画が少ない理由については、「家事・育児や介護に支障がでるから」56.8%が最も高く、次いで「男性優位の組織運営になっているから」47.0%、「家庭、職場、地域では、性別で役割を分ける意識が根強いから」46.7%の順となっている。

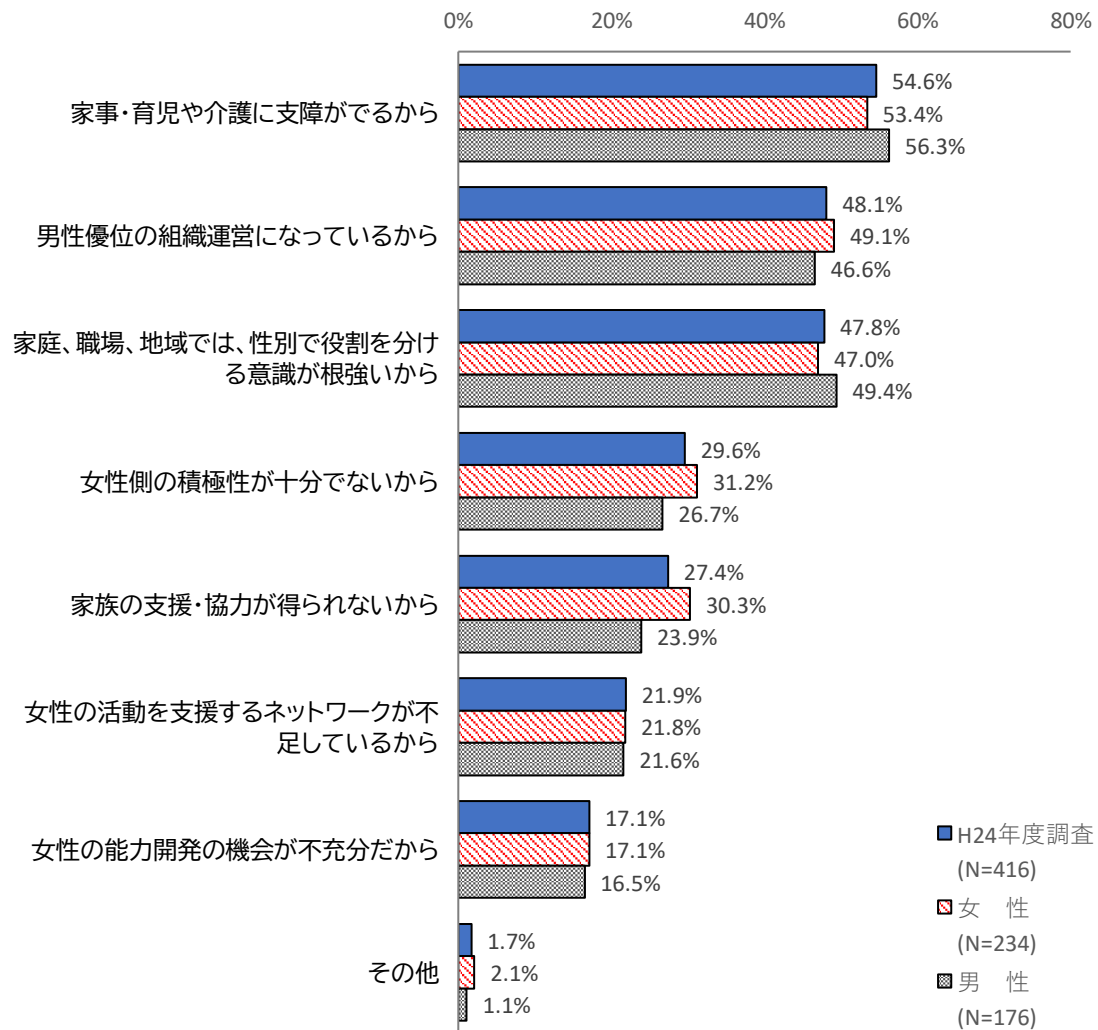
性別でみると、「家事・育児や介護に支障がでるから」と感じている女性の割合は、男性より5.9ポイント高くなっている。

性・年代別でみると、「家事・育児や介護に支障がでるから」については、全ての年代の女性で半数以上を占めている。また、男女ともに30代の約7割が「家庭、職場、地域では、性別で役割を分ける意識が根強いから」と回答している。

政治や行政、企業、地域活動などにおいて、政策の企画や
方針決定の過程に女性の参画が少ないと思う理由【全体】



政治や行政、企業、地域活動などにおいて、政策の企画や
方針決定の過程に女性の参画が少ないと思う理由【前回調査】



3. 家庭生活等について

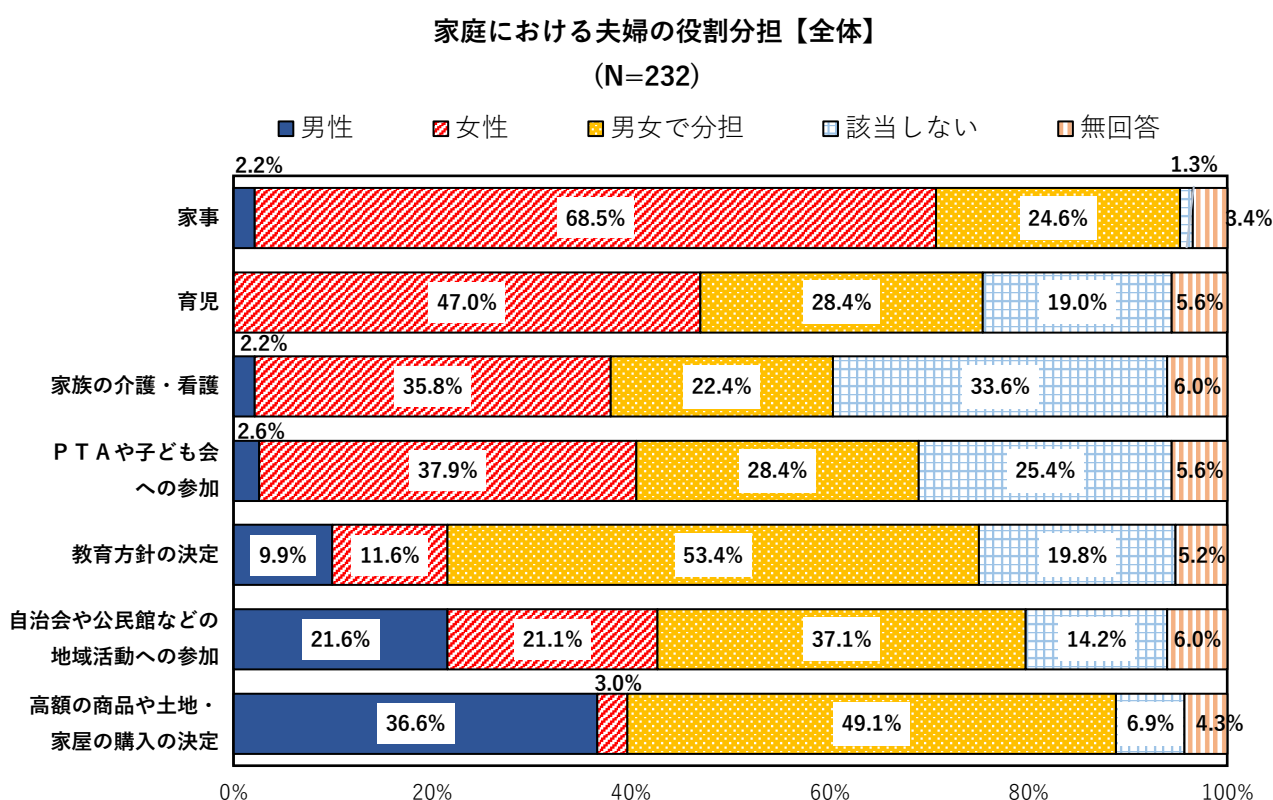
(1) 家庭における夫婦の役割分担について

問10 あなたのご家庭では、次の家庭内の事柄を、主に誰が行っていますか。（各項目〇は1つ）

家庭における夫婦の役割分担については、「女性」と回答した人の割合は「家事」68.5%が最も高く、次いで「育児」47.0%、「PTAや子ども会への参加」37.9%となっている。一方、「男性」と回答した人の割合は「高額の商品や土地・家屋の購入の決定」36.6%、「自治会や公民館などの地域活動への参加」21.6%、「教育方針の決定」9.9%の順となっている。また、「男女で分担」と回答した人の割合は「教育方針の決定」53.4%が最も高く、次いで「高額の商品や土地・家屋の購入の決定」49.1%、「自治会や公民館などの地域活動への参加」37.1%となっている。

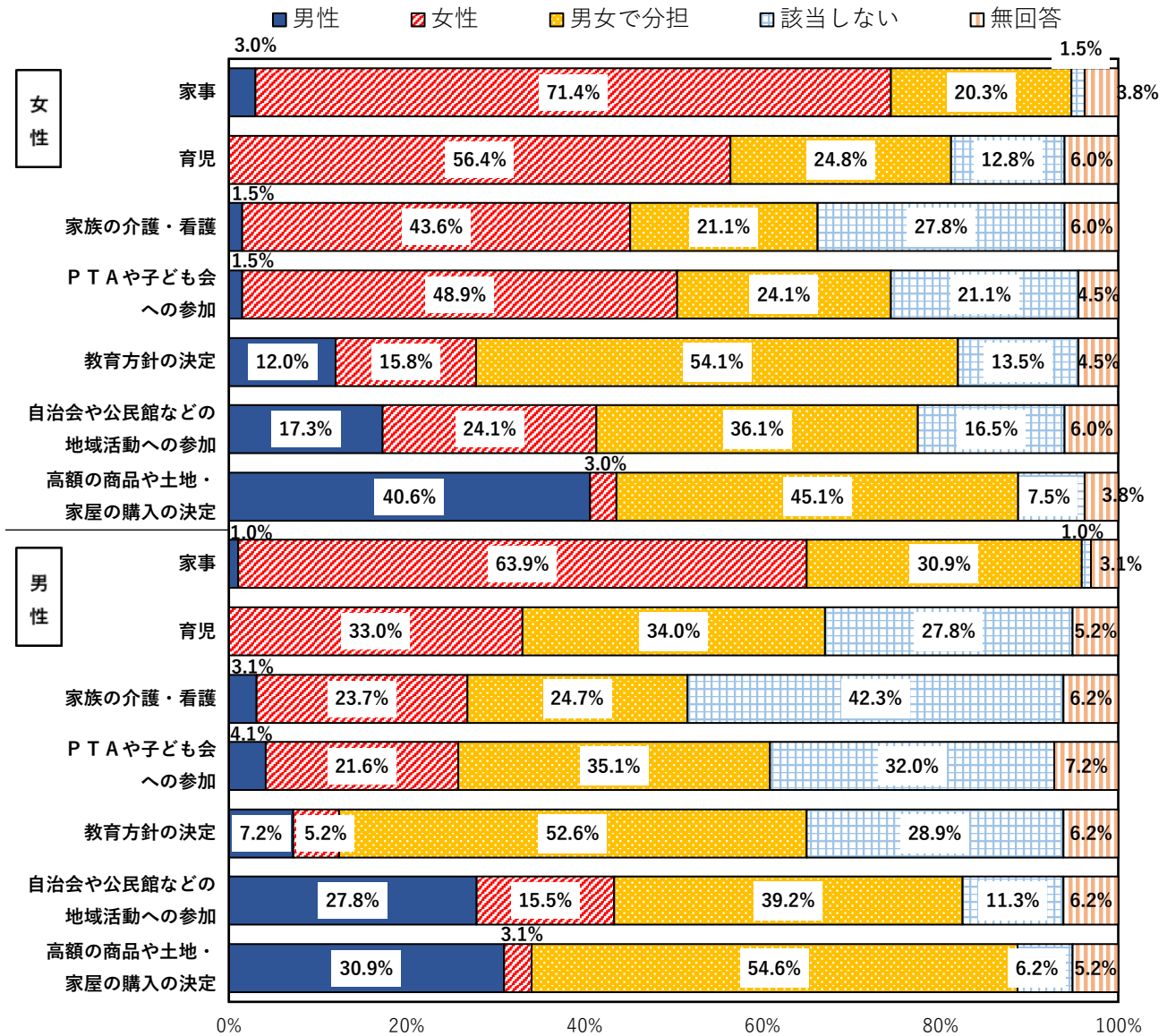
性別でみると、女性は「高額の商品や土地・家屋の購入の決定」以外の全ての項目で「女性」と回答した割合が男性より高くなっている。一方、男性は「教育方針の決定」を除く全ての項目で「男女で分担」と回答した割合が女性より高くなっている。

前回調査と比較すると、「家事」については「女性」と回答した人の割合が前回より5.5ポイント減少し、「男女で分担」と回答した割合が11.9ポイント増加している。一方で、「育児」については、「女性」回答した割合が前回より12.4ポイント増加し、「男女で分担」と回答した割合が7.9ポイント減少している。また、「自治会や公民館などの地域活動への参加」や「高額の商品や土地・家屋の購入の決定」は、「男女で分担」と回答した割合が増加している。



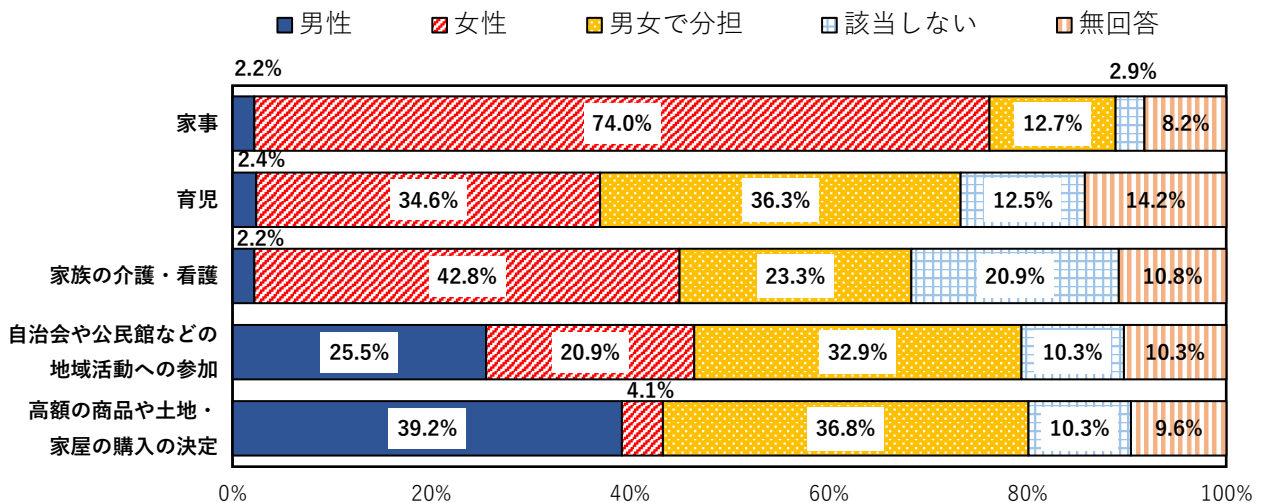
家庭における夫婦の役割分担【性別】

(女性N=133・男性N=97)



家庭における夫婦の役割分担【前回調査】

(N=416)



（２）家庭における夫婦の希望する役割分担について

問11 あなたのご家庭では、次の家庭内の事柄を、誰にして欲しいとお考えですか。（各項目○は1つ）

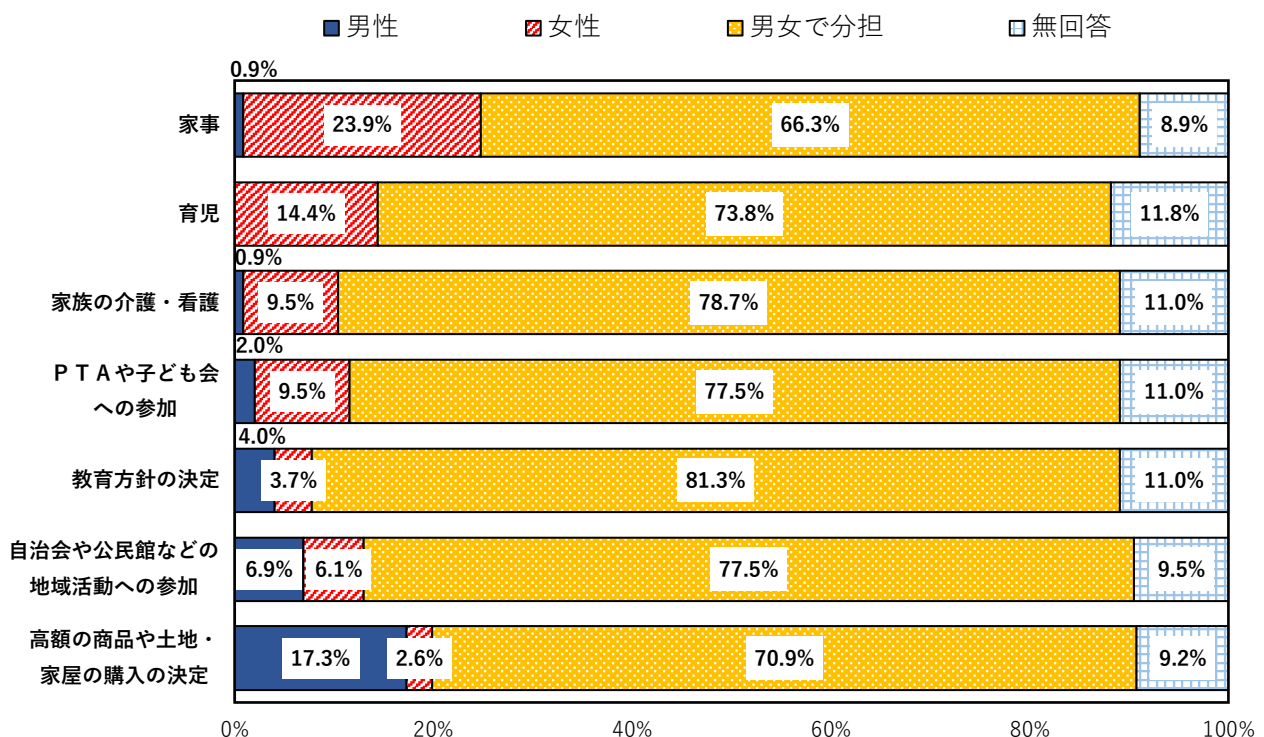
家庭における希望する役割分担については、「男女で分担」と回答した割合は全ての項目で最も高く、「教育方針の決定」81.3%、次いで「家族の介護・看護」78.7%、「PTAや子ども会への参加」、「自治会や公民館などの地域活動への参加」がいずれも77.5%の順となっている。

性別でみると、女性は全ての項目で「男女で分担」と回答した割合が男性より高くなっている。一方、男性は「家事」「育児」については「女性」と回答した割合が女性より高くなっている。

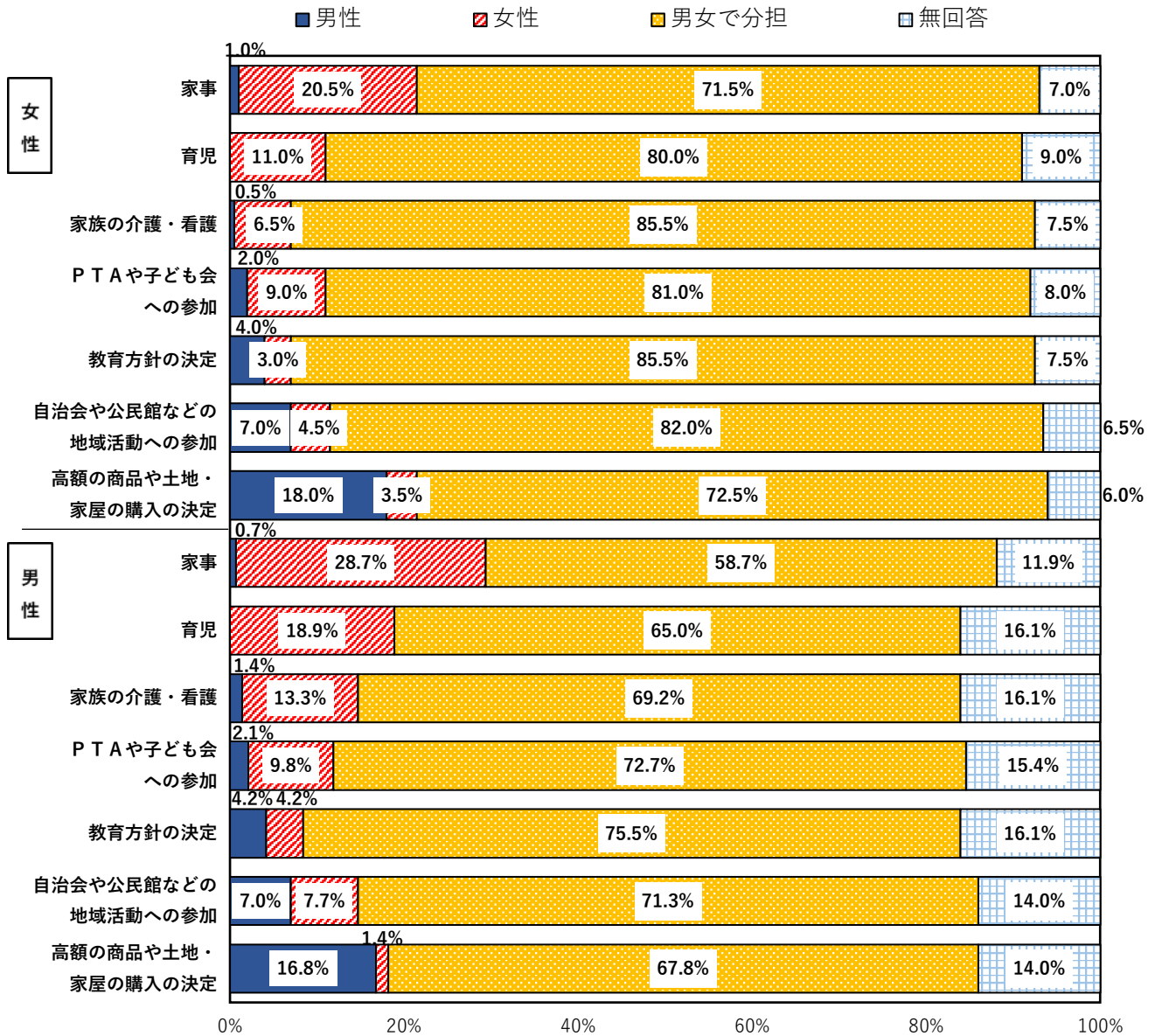
前回調査と比較すると、「家事」については「男女で分担」と回答した割合が10.3ポイント増加し、「女性」と回答した割合が9.0ポイント減少している。

図表1-12 家庭における、希望する夫婦の役割分担【全体】

(N=347)

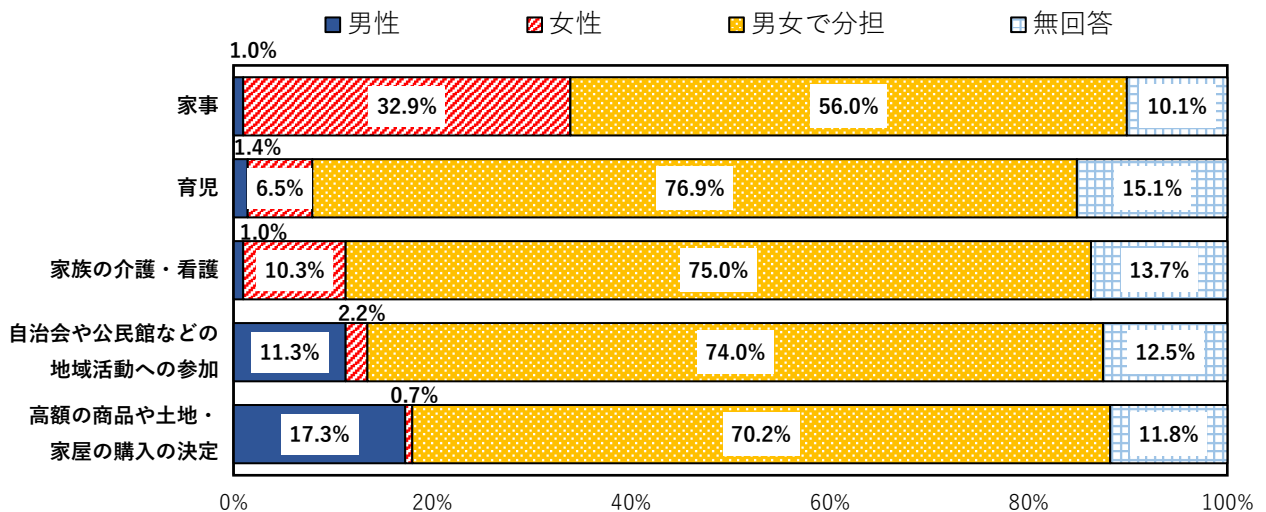


図表1-13 家庭における希望する夫婦の役割分担【性別】
(女性N=133・男性N=97)



家庭における希望する夫婦の役割分担【前回調査】

(N=416)



(3)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

問12 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という、性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。(○は1つだけ)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、『反対』(「反対」と「どちらかといえば反対」の合計) 65.1%が『賛成』(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計) 22.5%を大きく上回っている。

性別でみると、女性は『反対』が71.0%となり、男性より13.6ポイント高くなっている。

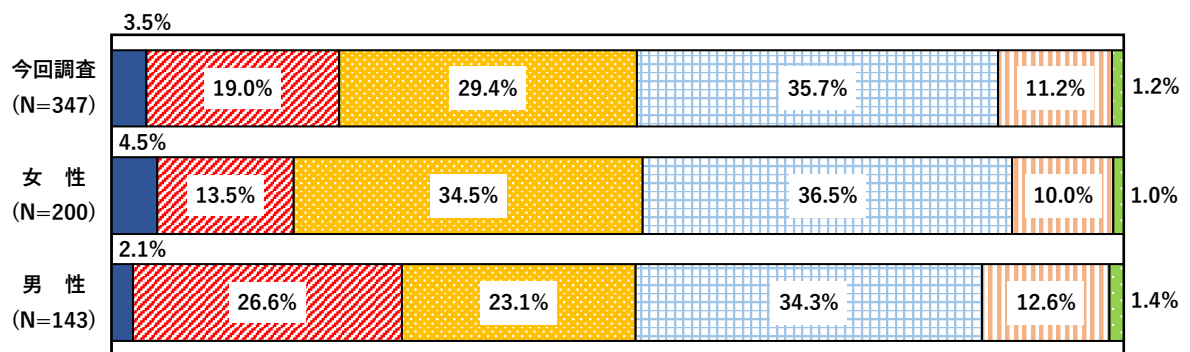
性・年代別でみると、女性は10歳代～60歳代で『反対』が7割以上を占めている。一方、『賛成』と回答した割合は、70歳以上の女性と50歳以上の男性が最も多く、約3割を占めている。

性・職業別でみると、全ての性・職業において『反対』が半数以上を占めているが、女性の『自営業主』、男性の全ての職業で『賛成』と回答した割合は約3割を占めている。

前回調査と比較すると、「わからない」(前回調査では「どちらともいえない」と回答した割合が減少し、『反対』の割合が27.4ポイント高くなっている。

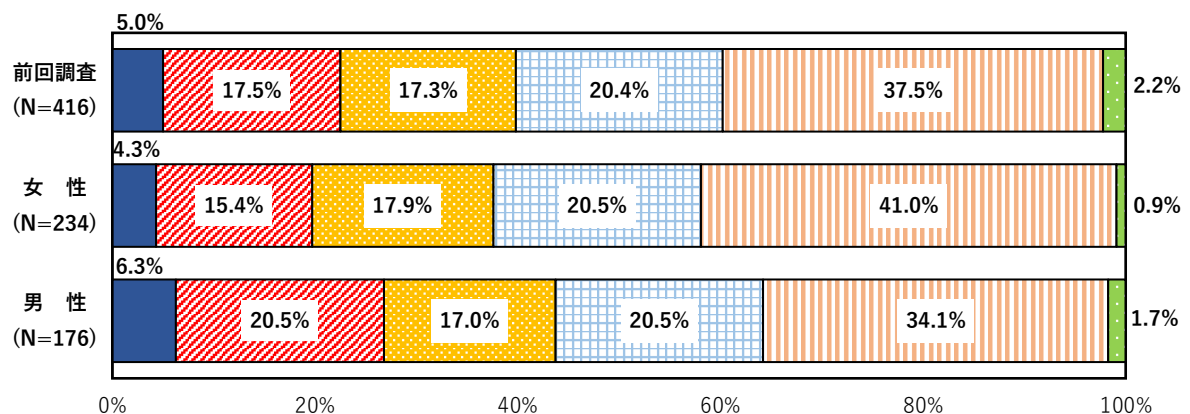
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について【全体】

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない ■ 無回答



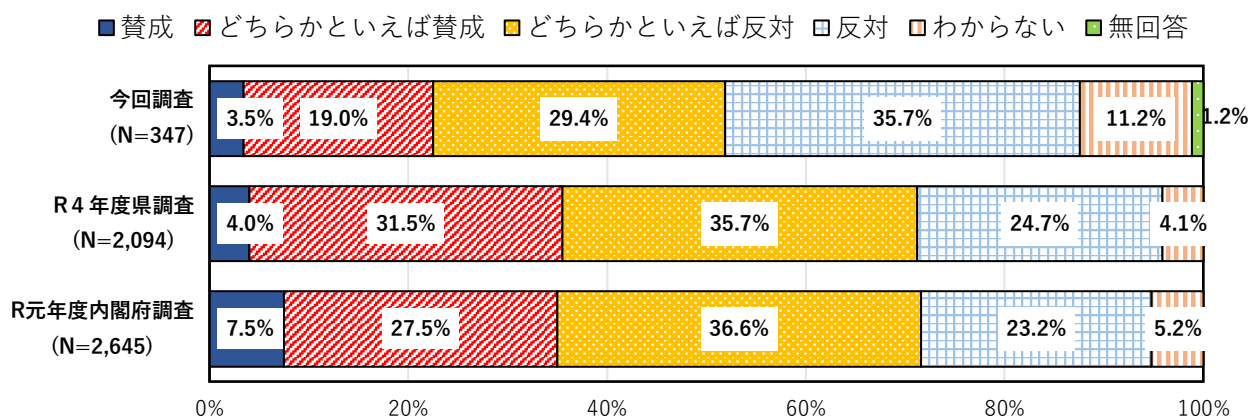
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について【前回調査】

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ どちらともいえない ■ 無回答



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

(全体・県調査・内閣府調査)



(4)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する理由

問13 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた方におたずねします。それはどのような理由ですか。(○は1つだけ)

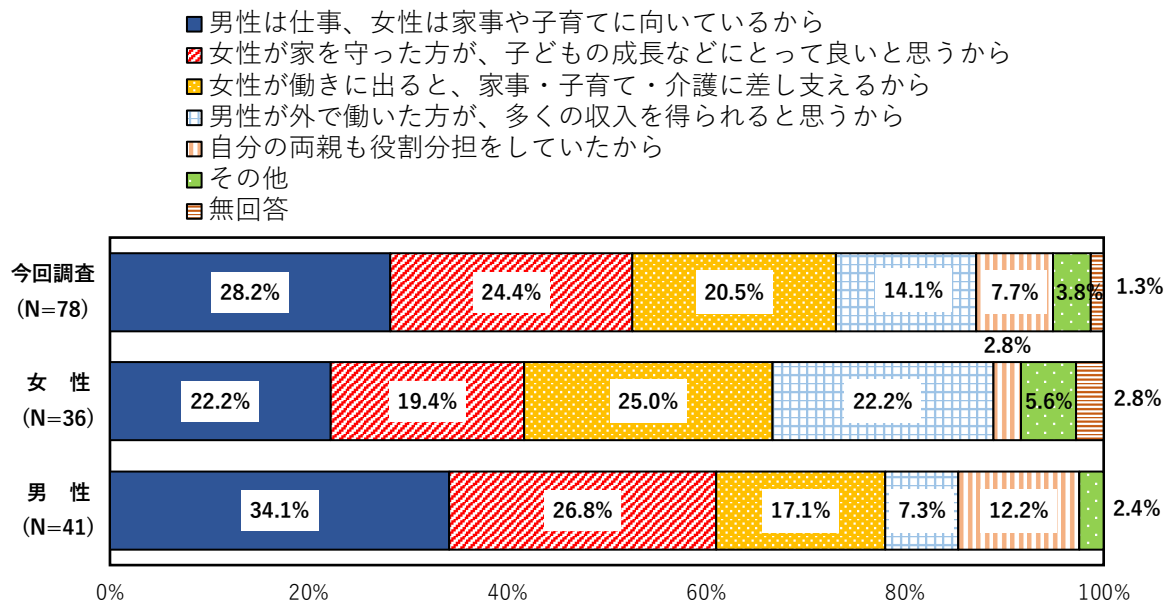
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」または「どちらかといえば賛成」の理由については、「男性は仕事、女性は家事や子育てに向いているから」28.2%が最も高く、次いで「女性が家を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」24.4%、「女性が働きに出ると、家事・子育て・介護に差し支えるから」20.5%の順となっている。

性別でみると、女性は「女性が働きに出ると、家事・子育て・介護に差し支えるから」、「男性が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから」と回答した割合が男性より高くなっている。一方、男性は「男性は仕事、女性は家事や子育てに向いているから」「女性が家を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」と回答した割合が女性より高くなっている。

職業別でみると、女性の雇用者では「女性が働きに出ると、家事・子育て・介護に差し支えるから」と回答した割合が最も高く6割を占めている。また、男性の自営業主では「女性が家を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」と回答した割合が約半数を占めている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する理由

【全体】



<その他>

- ・育児は子供が小さいうちは女性が家庭にいる方がよいと思うが、子どもが小学校高学年くらいになったら外で働いた方がよい
- ・生活費を入れないのに威張る長男(身内)にうんざりしているから
- ・男が働いていて女性が無職である場合と共働きである場合とでは少し意見は違う

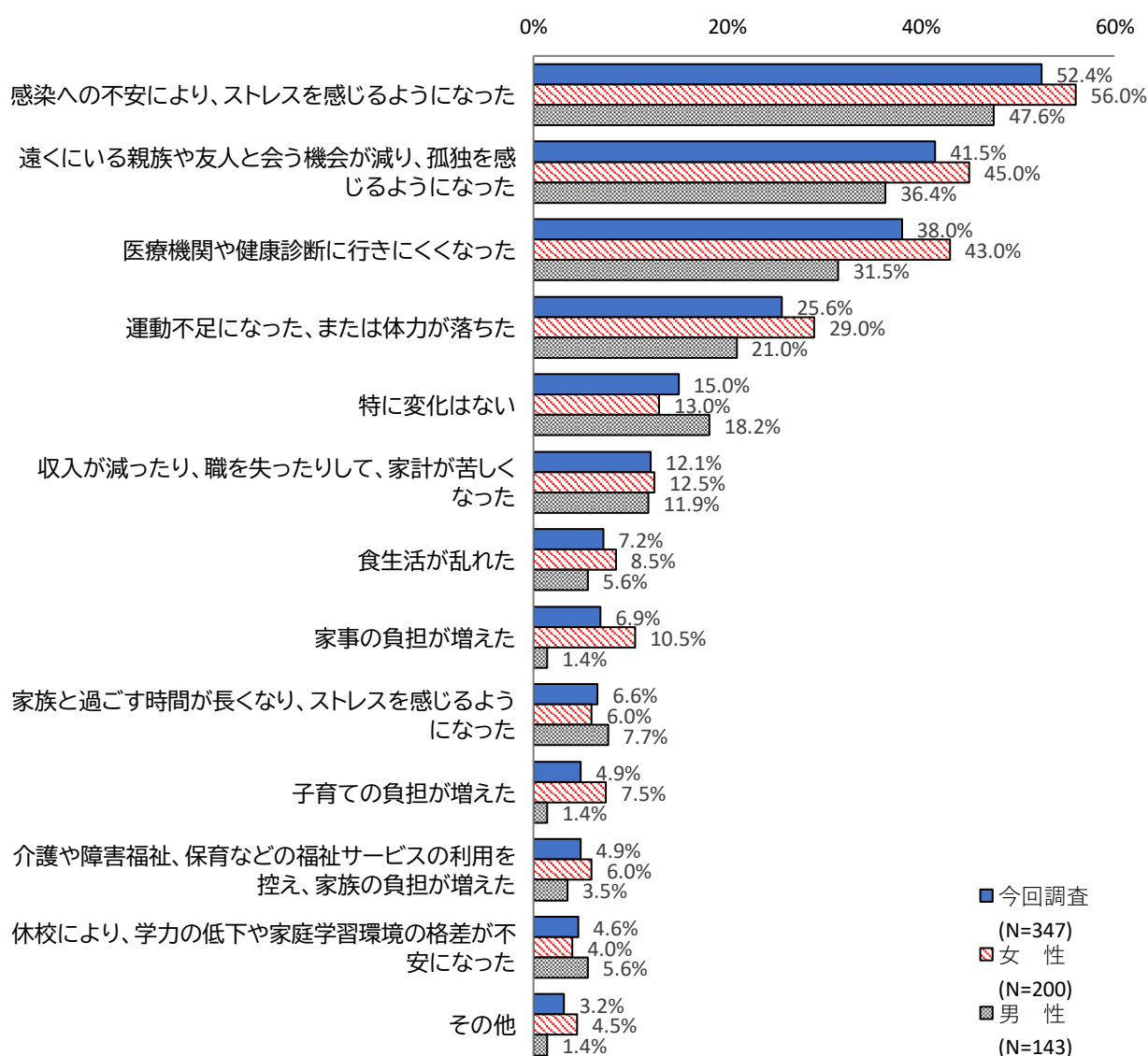
(5) 新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した生活や心身の変化

問14 新型コロナウイルス感染症拡大前と比べて、生活や心身の変化はありましたか。 (〇はいくつでも)

新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した生活や心身の変化については、「感染への不安により、ストレスを感じるようになった」52.4%が最も高く、次いで「遠くにいる親戚や友人と会う機会が減り、孤独を感じるようになった」41.5%、「医療機関や健康診断に行きにくくなった」38.0%の順となっている。

性・年代別でみると、70歳以上の女性は「医療機関や健康診断に行きにくくなった」と回答した割合が半数以上を占め、70歳以上の男性は「遠くにいる親戚や友人と会う機会が減り、孤独を感じるようになった」と回答した割合が半数以上となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大前と比べた、生活や心身の変化【全体】



4. 社会活動、地域活動への参加、参画について

(1) 地域活動への参加

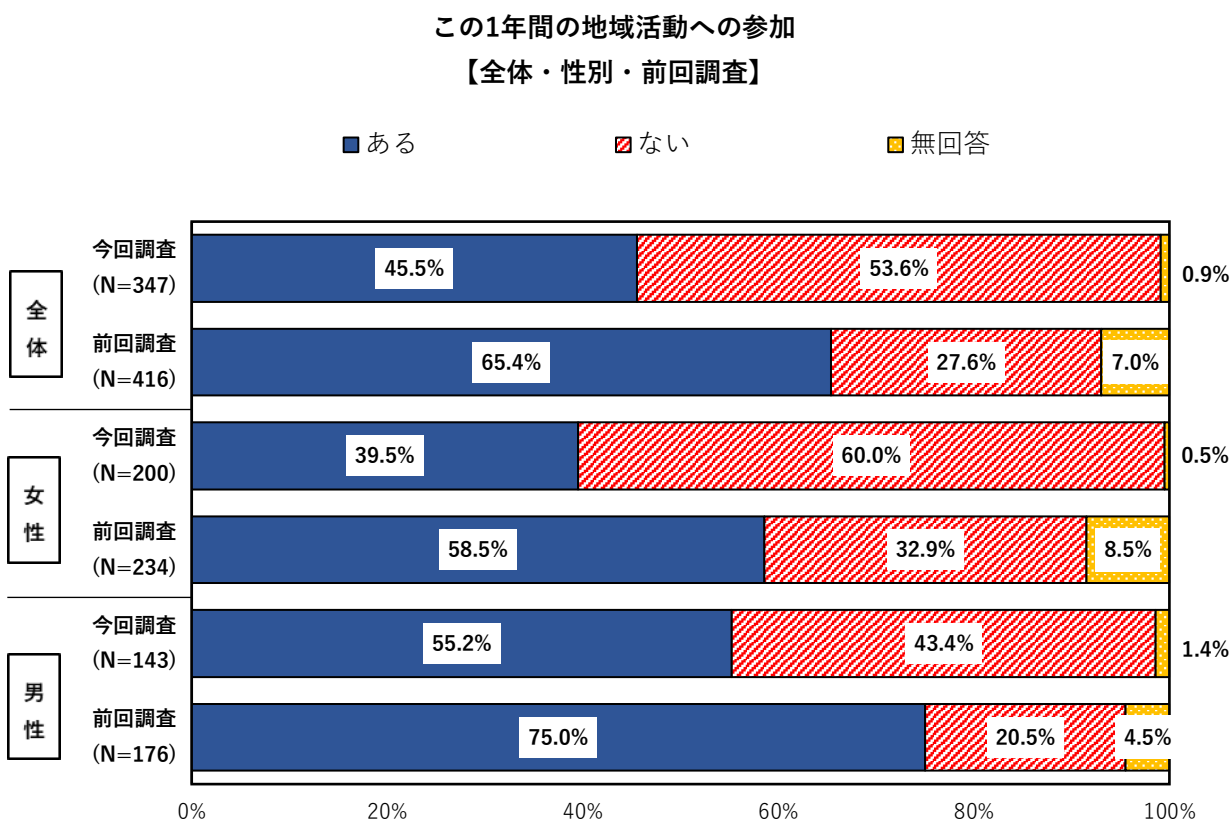
問15 あなたは、この1年間に何か地域活動に参加したことがありますか。(○は1つ)

地域活動に参加したことがあるかについては、「ある」45.5%、「ない」53.6%となり、地域活動に参加したことが無い人の割合が半数を超えている。

性別でみると、女性では「ない」が6割となっているが、男性では「ある」が半数以上を占めており、男性の方が地域活動に参加している様子が伺える。

また、性・年代別でみると、「ある」と回答した割合は、女性の40歳代、70歳以上で半数、男性の30歳代で約8割を占めている。一方で、男女ともに20歳代以下では「ない」が6～7割を占めている。

前回調査と比較すると、「ある」と回答した割合が前回より19.9ポイント減少している。



<その他>

- ・オンライン活動が増え利便性が上がった。地域行事などが減り、気楽になったがマスク生活は面倒を感じる
- ・飲みに行けない、海外旅行にいけないことがストレス
- ・外出することに対して不安
- ・子どもの友だちや親などを誘って遊ぶことへも気をつかうようになり、気疲れが増えた
- ・施設や病院にいる親族や知人に会えなくなった

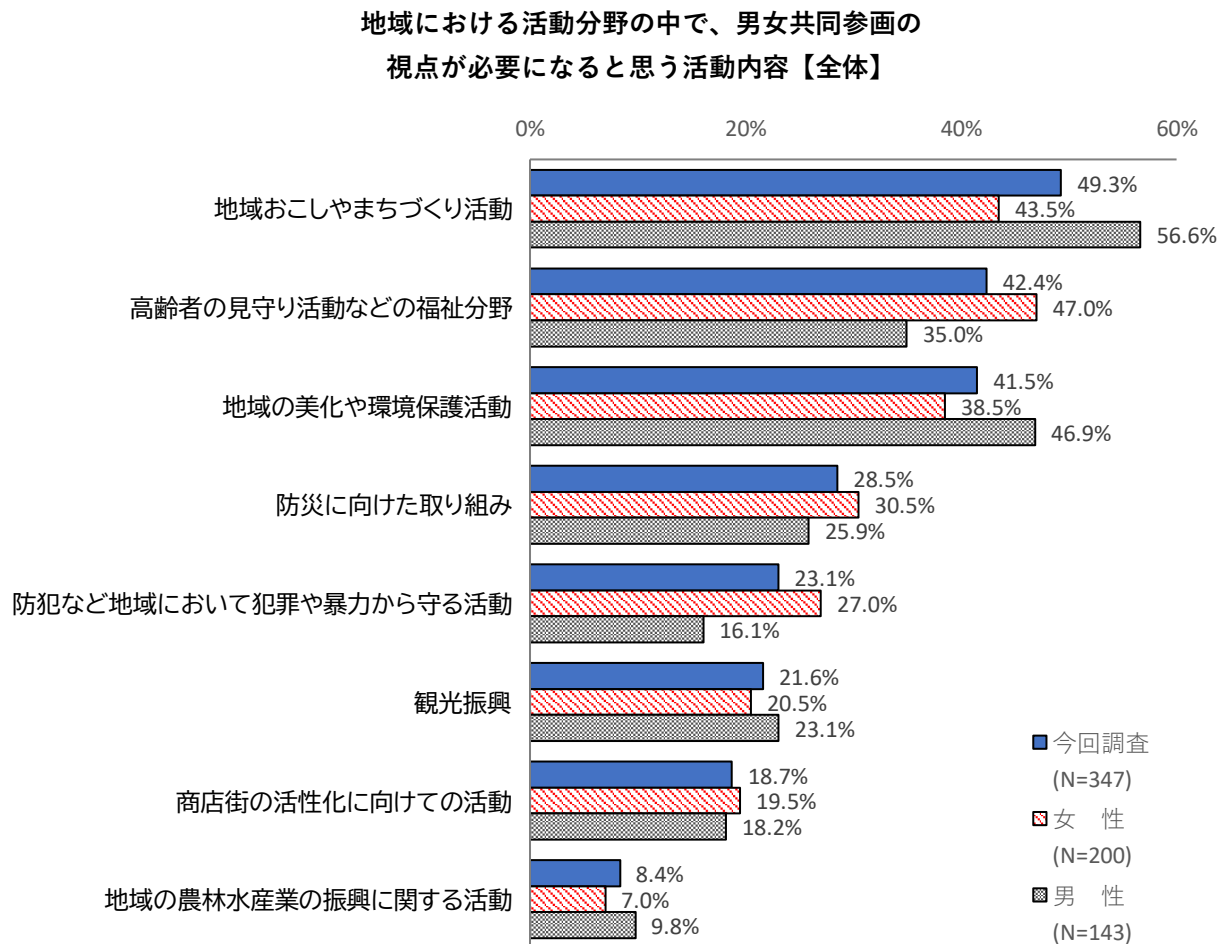
(2) 地域における活動分野の中で、男女共同参画の視点が必要になると思う活動内容

問 16 地域における活動分野の中で、これからますます男女共同参画の視点が必要になると思われる活動は、どのようなことだと思われますか。次の中から3つ以内で選んで下さい。(〇は3つまで)

地域における活動分野の中で必要だと思う男女共同参画の視点については、「地域おこしやまちづくり活動」49.3%が最も高く、次いで「高齢者の見守り活動などの福祉分野」42.4%、「地域の美化や環境保護活動」41.5%となっている。

性別でみると、女性の回答で最も多かったのは「高齢者の見守り活動などの福祉分野」47.0%となり、男性より12.0ポイント高くなっている。男性では「地域おこしやまちづくり活動」が最も高く、女性より13.1ポイント高くなっている。

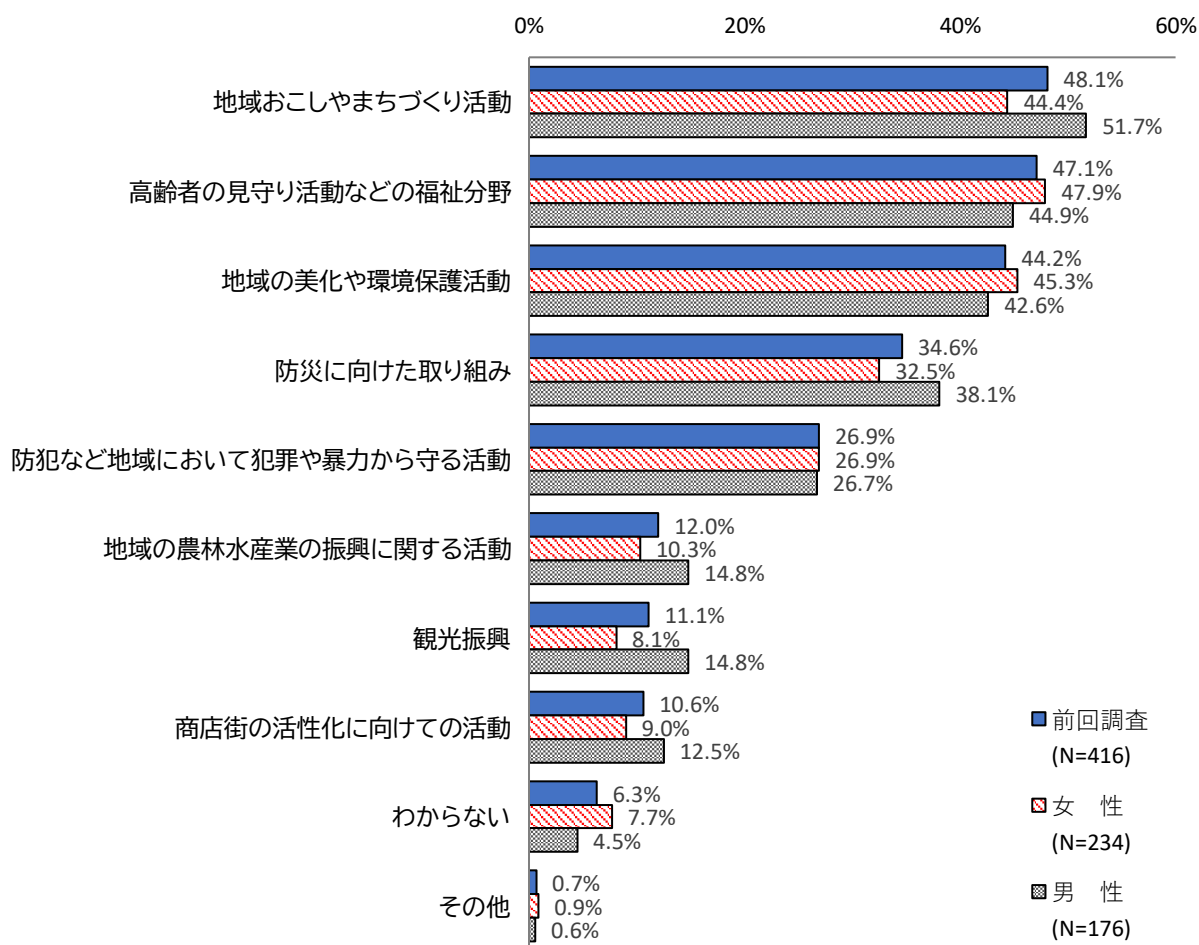
性・年代別でみると、「高齢者の見守り活動などの福祉分野」と回答した割合は、50歳代以上の女性で半数以上を占めている。また、「地域の美化や環境保護活動」と回答した割合は、40歳代、70歳以上の女性と10歳代・20歳代、60歳代の男性で半数以上を占めている。



<その他>

- ・何をするにしても視点は多い方がいい
- ・子育てをする家庭の援助、育休中の援助
- ・文化的活動

地域における活動分野の中で、男女共同参画の
視点が必要になると思う活動内容【前回調査】



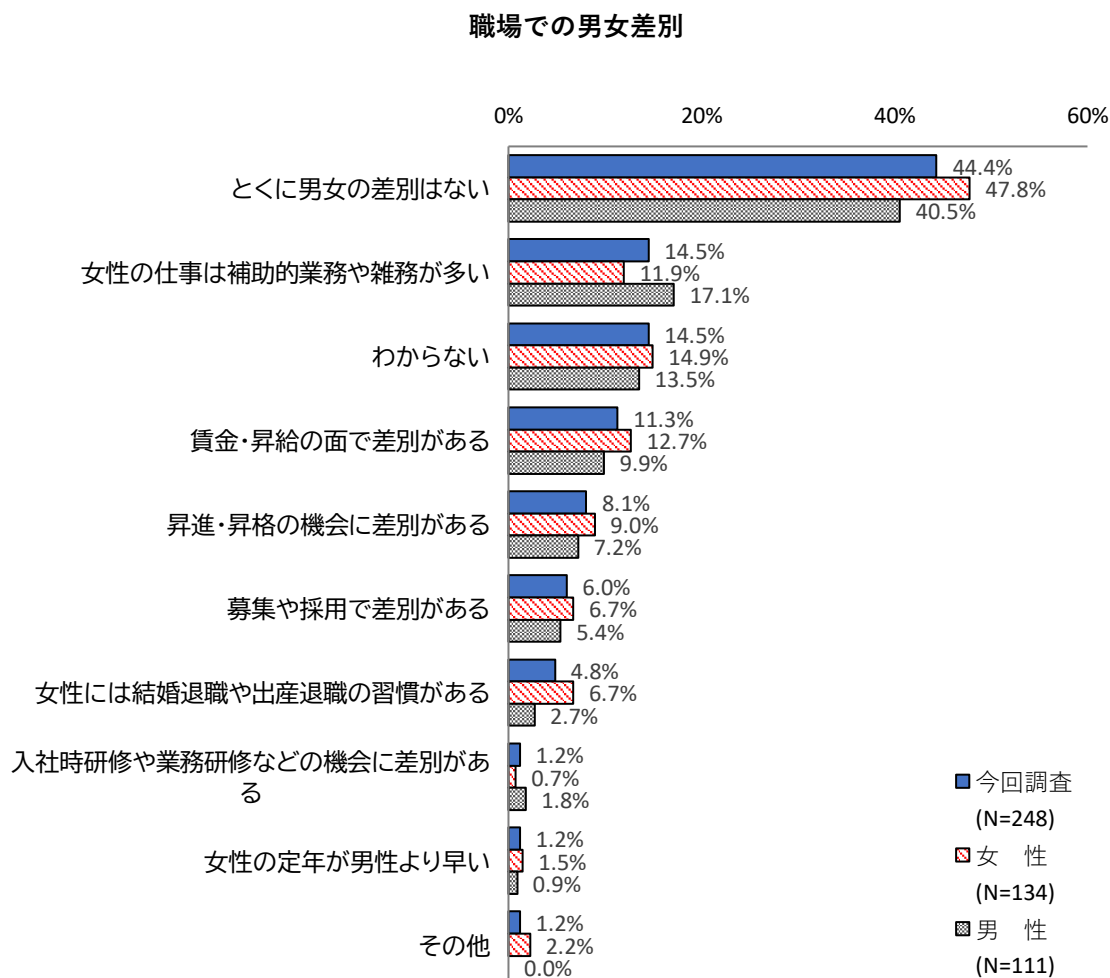
5. 就労について

(1) 職場での男女差別

問17 現在仕事に就いている方におたずねします。あなたの職場では、つぎのような男女差別がありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）

職場での男女差別については、「とくに男女の差別はない」44.4%が最も高く、次いで「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」、 「わからない」がともに14.5%、「賃金・昇給の面で差別がある」11.3%の順となっている。

性別でみると、「とくに男女の差別はない」と回答した女性の割合は、男性より7.3ポイント高くなっている。一方、男性では「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」と感じている人が女性より5.2ポイント高くなっており、女性と男性では仕事内容の捉え方に違いがあることが分かる。



<その他>

- ・お茶出しは女性
- ・仕事内容は変わらないのに正社員になれな

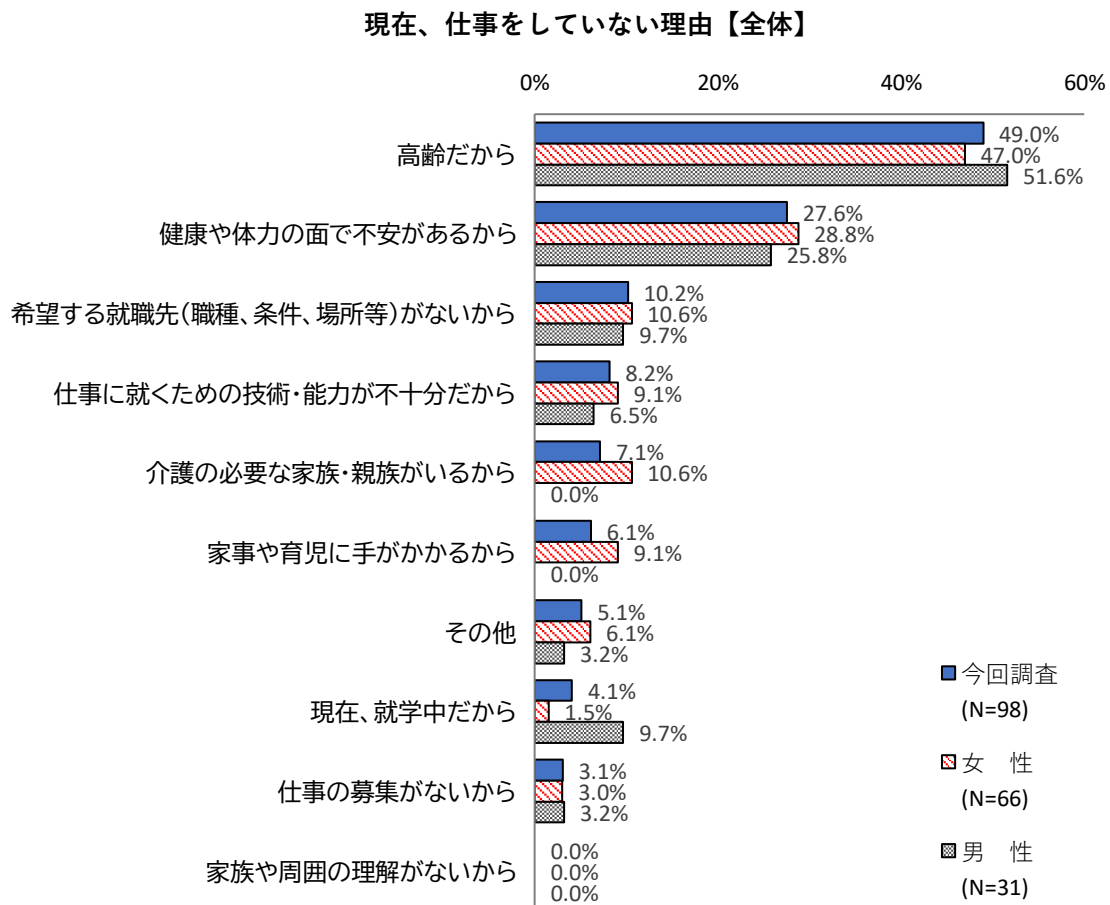
(2) 仕事をしていない理由

問18 あなたが現在、仕事をしていないのは、どのような理由からですか。（〇はいくつでも）

現在、仕事をしていない理由については、「高齢だから」49.0%が最も高く、次いで「健康や体力の面で不安があるから」27.6%、「希望する就職先（職種、条件、場所等）がないから」10.2%となっている。

性・年代別でみると「健康や体力の面で不安があるから」については、40～50歳代の女性と50～60歳代の男性の回答割合が高くなっている。

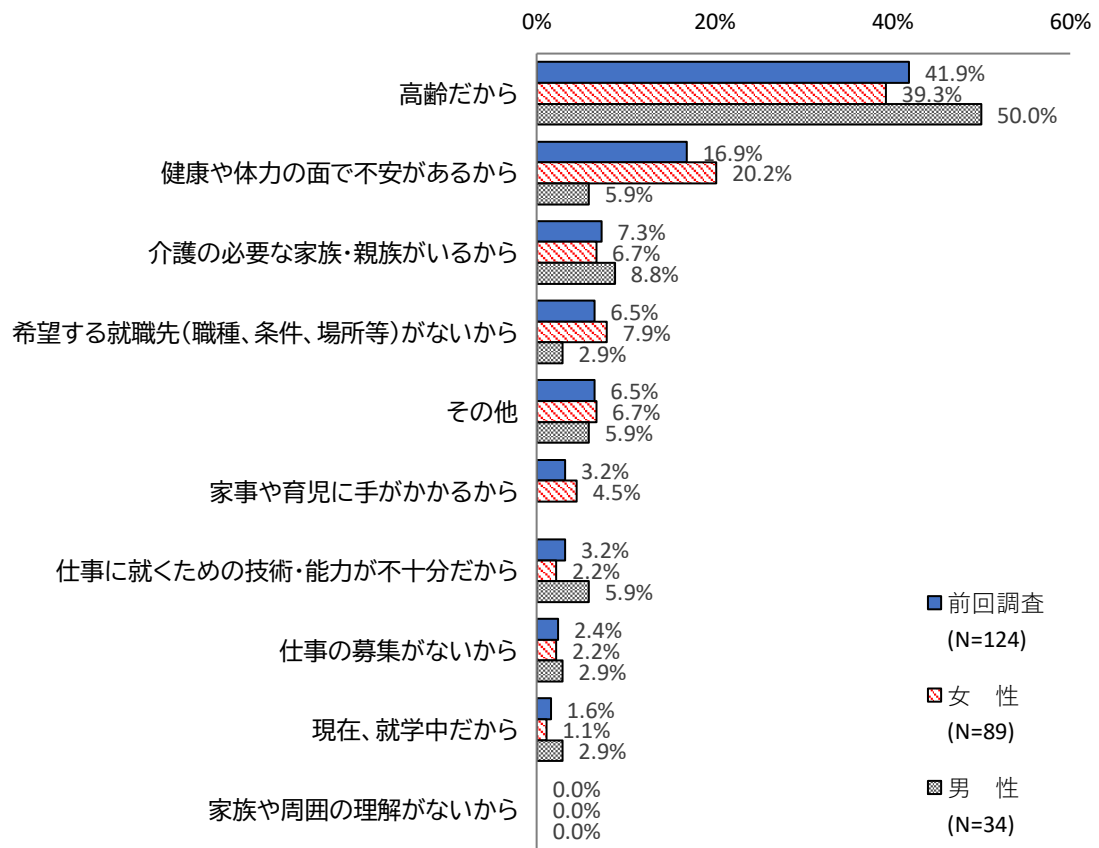
前回調査と比較すると、「高齢だから」は7.1ポイント減少し、「健康や体力の面で不安があるから」も10.7ポイント減少している。一方、「希望する就職先（職種、条件、場所等）がないから」は前回より3.7ポイント高くなっている。



<その他>

- ・子どもの急病等、何かあった時に近くに頼る家族がないから
- ・休養中のため
- ・子どもと過ごす時間を一番に考えたいから
- ・人前が苦手で、話をするのが得意じゃないため
- ・夫が、妻は外に働きに行かず家庭内のことをしっかりしてほしいと思っているから

現在、仕事をしていない理由【前回調査】



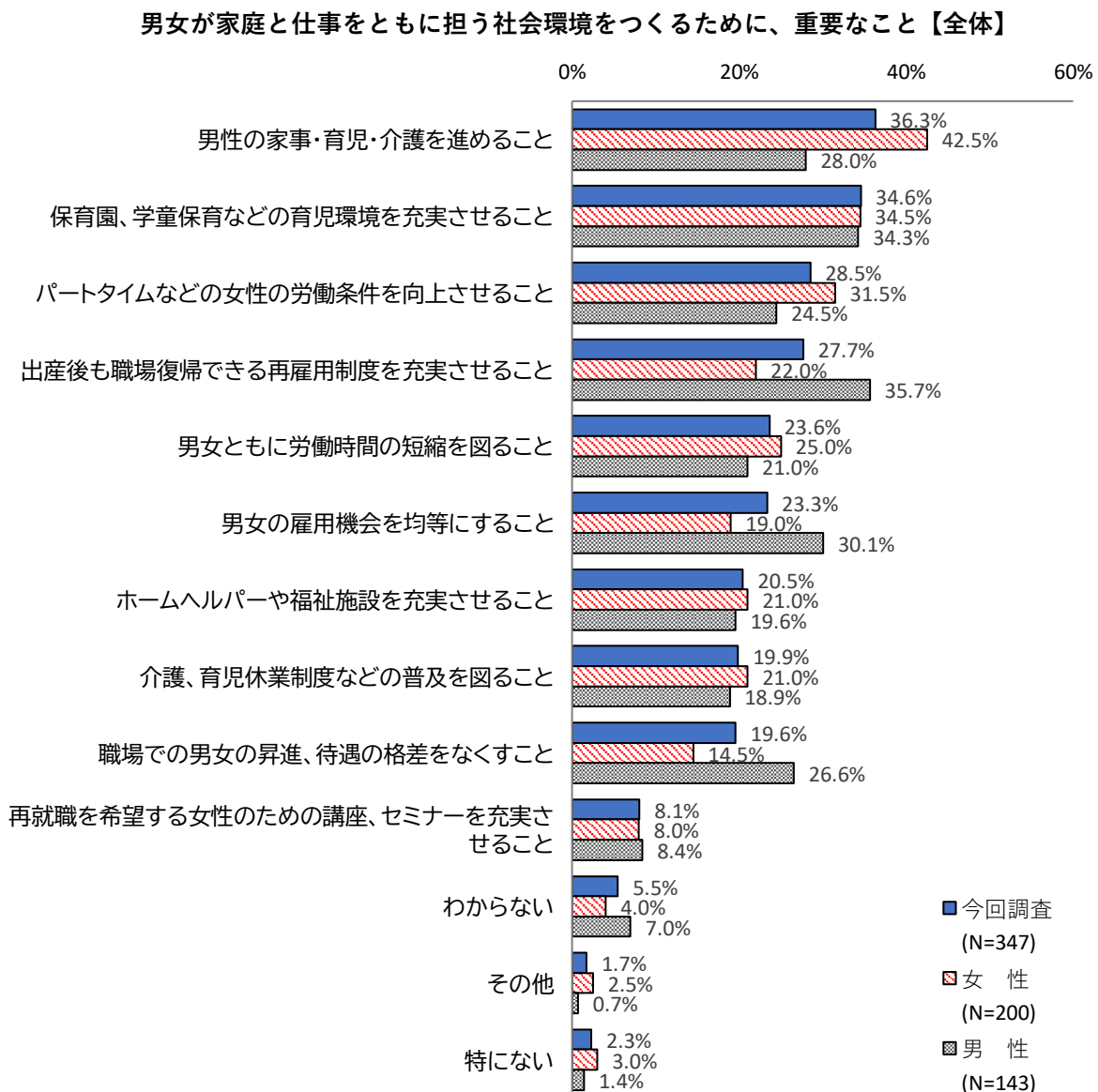
(3) 男女が家庭と仕事をともに担う社会環境を作るために重要だと思うこと

問19 あなたは、これから男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。（〇は3つまで）

男女が家庭と仕事をともに担う社会環境を作るために重要だと思うことについては、「男性の家事・育児・介護を進めること」36.3%が最も高く、次いで「保育園、学童保育などの育児環境を充実させること」34.6%、「パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること」28.5%となっている。

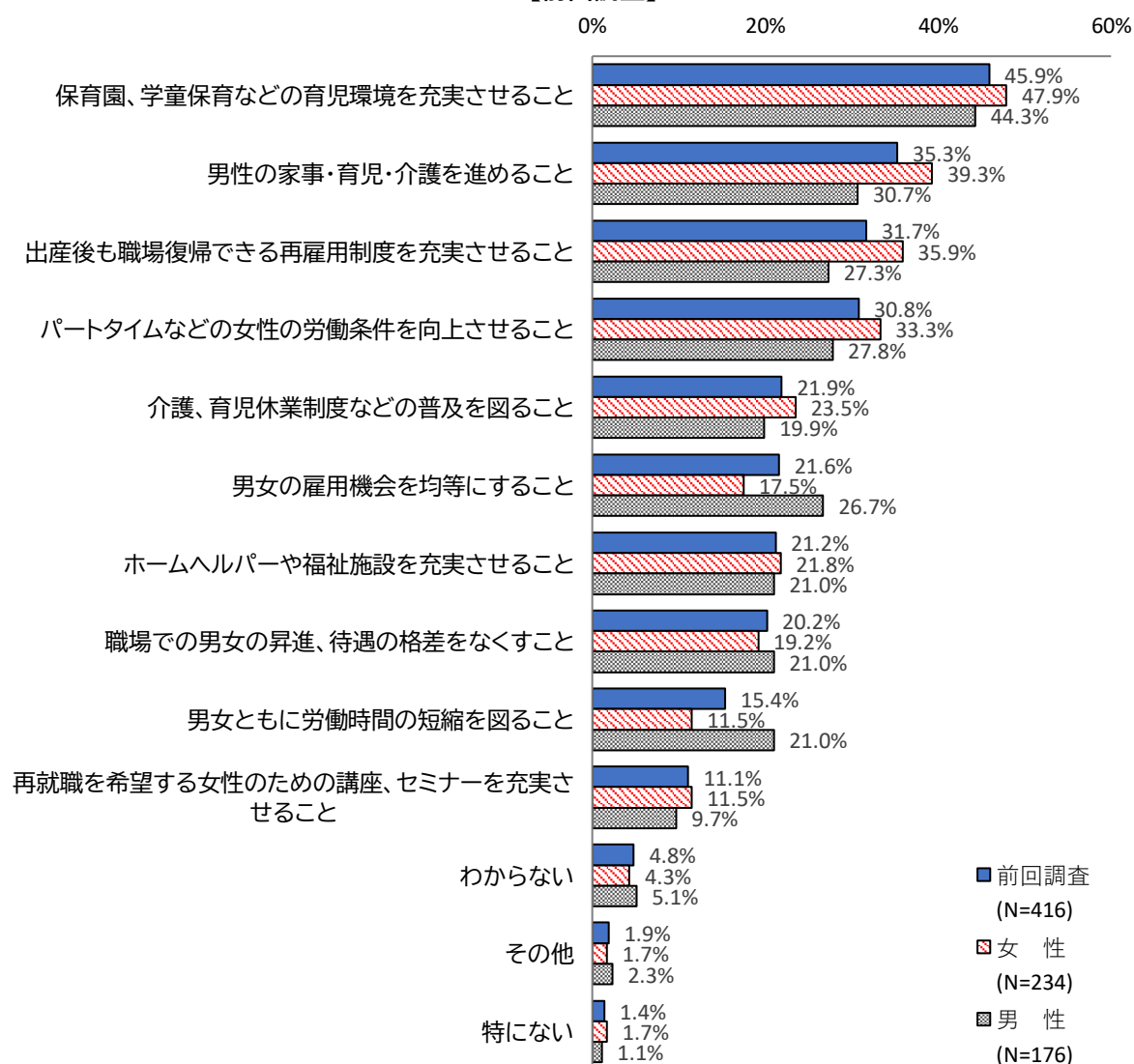
性別でみると、女性では「男性の家事・育児・介護を進めること」が、男性より14.5ポイント高く、「パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること」も男性より7.0ポイント高くなっている。男性では「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実させること」、「男女の雇用機会を均等にすること」、「職場での男女の昇進、待遇の格差をなくすこと」がいずれも女性より10ポイント以上高くなっている。

性・年代別でみると、「保育園・学校保育などの育児環境を充実させること」は、男女ともに30歳代以下では約半数を占めている。



男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるために、重要なこと

【前回調査】



<その他>

- ・時給、月給の底上げをしてほしい。生活のために使う時間が長すぎる
- ・男性は「理解する」女性は「おごらない」と言う意識改革
- ・島では労務管理が不十分（時間前になると帰りの準備をしている）、時間までは自分の給料分であって、それより少しでも多く会社のためにも働くと双方がよくなるのでは
- ・島内には IT 関連のスクールが少なく、離島だからこそ不可欠なのではないか
- ・両親の不在をつくるよりは、税金面や学費などを減額して手持ちの資金を増やすようにしてあげた方が誰かは家にいれるし、子供が孤独を感じないと思う。どちらかは家にいた方が絶対がいい。収入が少ないから両親共、働きに出ないといけない

6. 人権・暴力について

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）についての認知度

問20 配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））が社会問題になっています。それぞれの項目にあてはまる番号に1つ○をつけてください。

①あなたは以下の行為がDVにあたると思いますか。

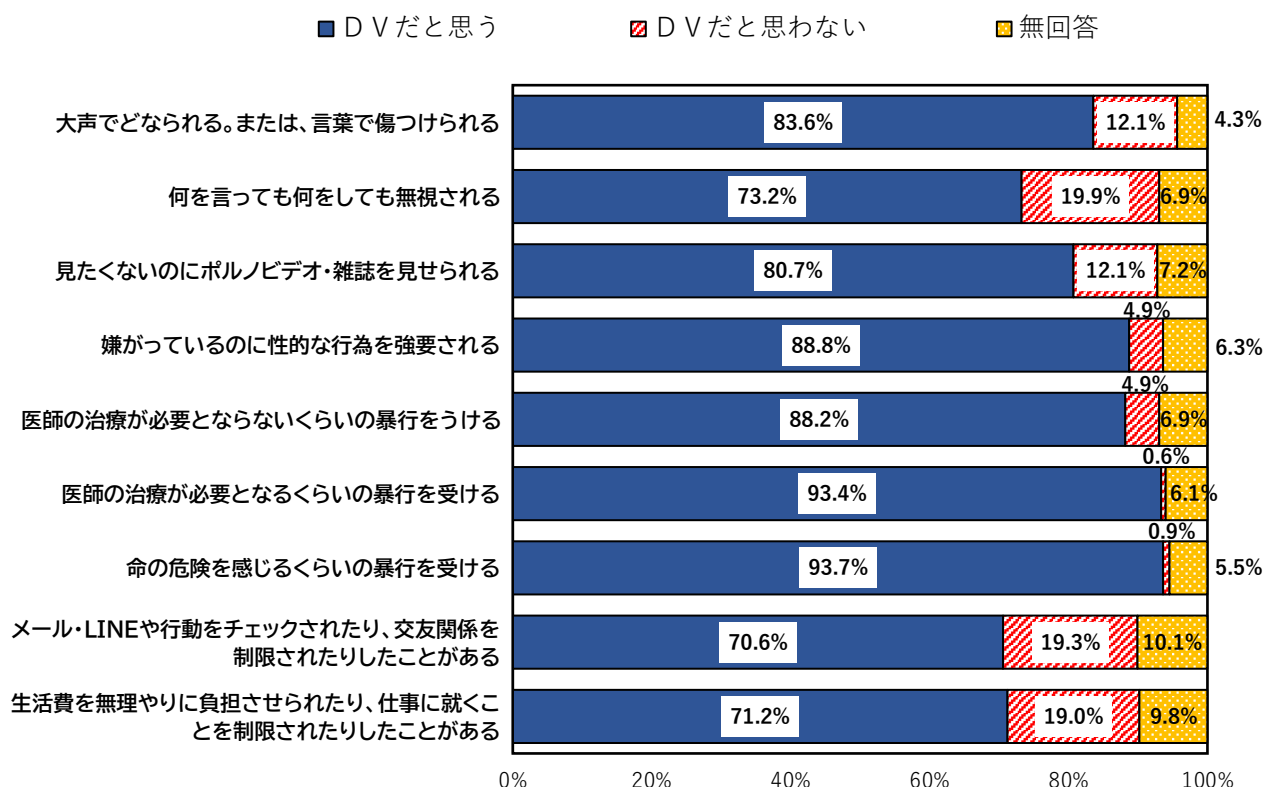
DV（ドメスティック・バイオレンス）にあたると思うかについては、全ての項目で「DVだと思う」と回答した人の割合が7割以上を占めている。DVだと思う項目について最も高かったのは「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」93.7%、次いで「医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける」93.4%、「嫌がっているのに性的な行為を強要される」88.8%の順となっている。

性別でみると、男性は「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せられる」「メール・LINEや行動をチェックされたり、交友関係を制限されたりしたことがある」が「DVだと思わない」と回答した割合が女性よりそれぞれ5ポイント以上高くなっている。

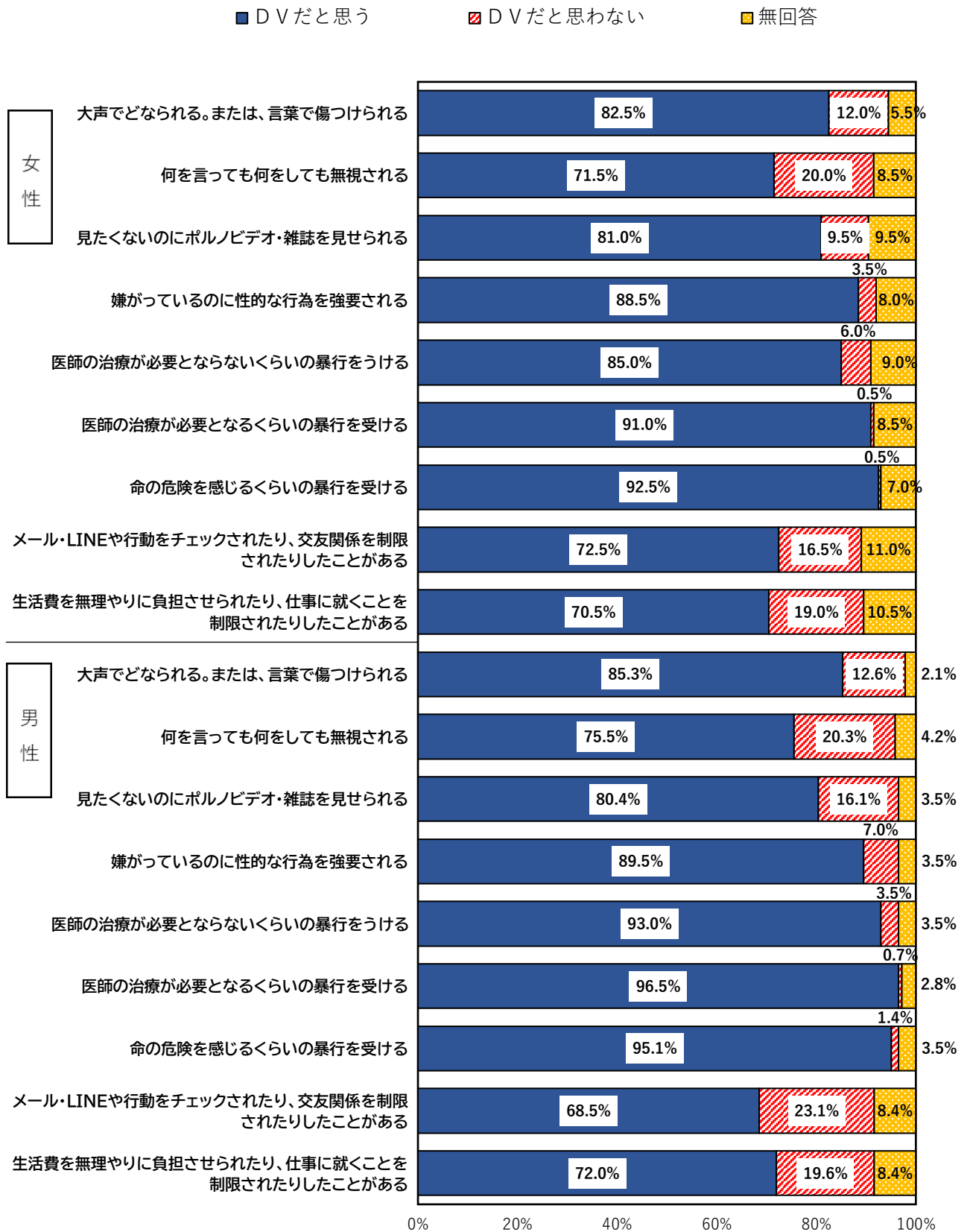
前回調査と比較すると、全ての項目で「DVだと思う」の回答した割合が前回より高くなっている。特に「大声でどなられる。または、言葉で傷つけられる」については、「DVだと思う」と回答した人の割合が前回より53.3ポイント高くなっている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）だと思うこと【全体】

(N=347)

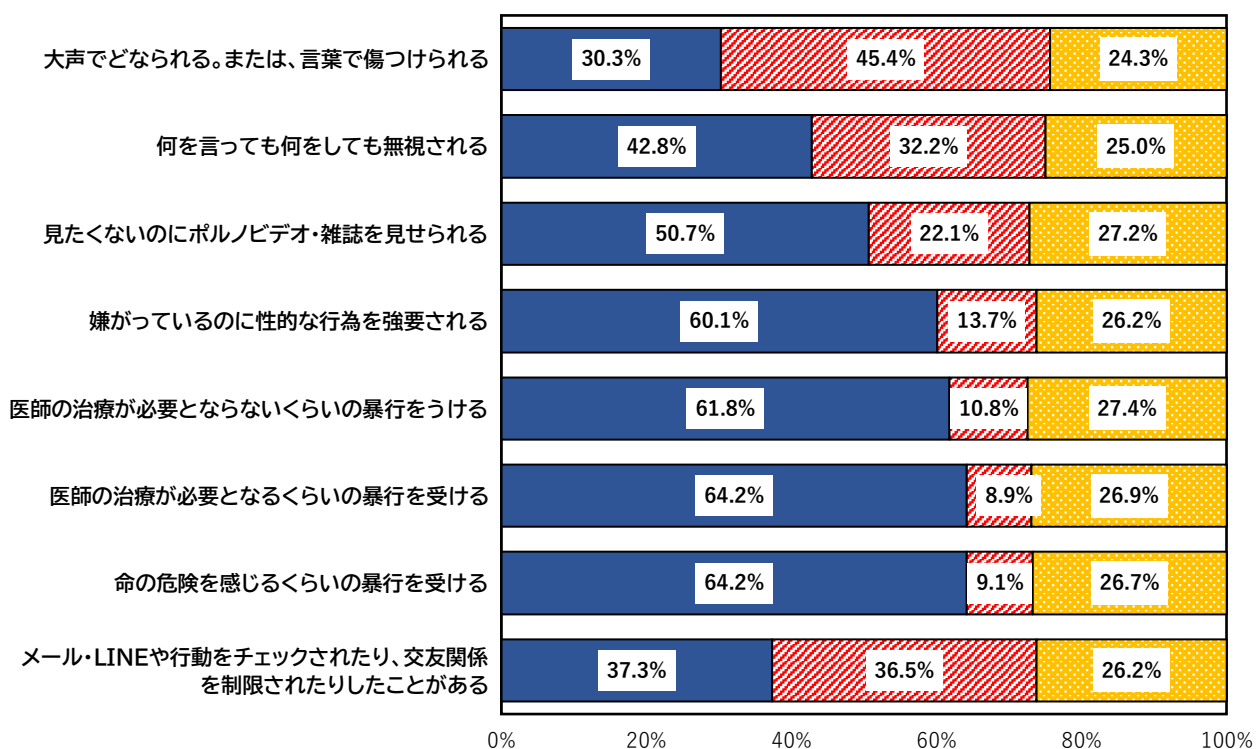


DV（ドメスティック・バイオレンス）だと思うこと【性別】
 （女性N=200、男性N=143）



D V（ドメスティック・バイオレンス）だと思うこと【前回調査】
(N=416)

■ D V だと思う ▨ D V だと思わない ■ 無回答



(2) 配偶者や恋人から暴力や嫌がらせを受けた経験

②あなたは配偶者や恋人などから、以下のような行為を受けたことがありますか。

配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験については、全ての項目で「まったく」が半数以上を占めている。『受けた経験がある』（「何度もあった」＋「1,2度あった」の合計）が最も高かったのは「大声でどなられる。または、言葉で傷つけられる」39.5%で、次いで「何を言っても何をしても無視される」23.6%、「嫌がっているのに性的な行為を強要される」11.0%の順となっている。

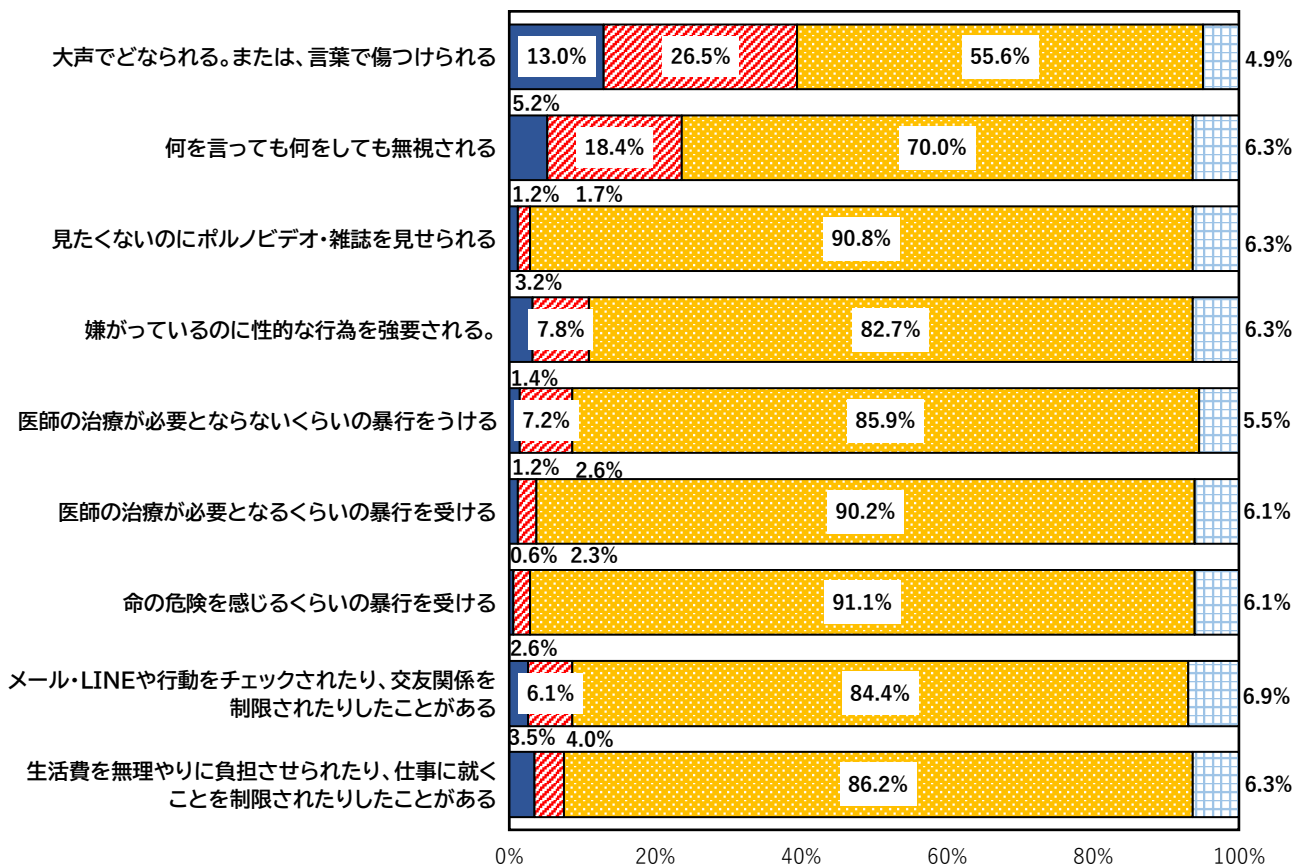
性別でみると、女性では「大声でどなられる。または、言葉で傷つけられる」について『受けた経験がある』と回答した割合が最も多く、男性より21.9ポイント高くなっている。一方、男性では「何を言っても何をしても無視される」と回答した割合が、女性より4.4ポイント高くなっている。

前回調査と比較すると、全ての項目で「まったくない」と回答した人の割合が増加している。

配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験【全体】

(N=347)

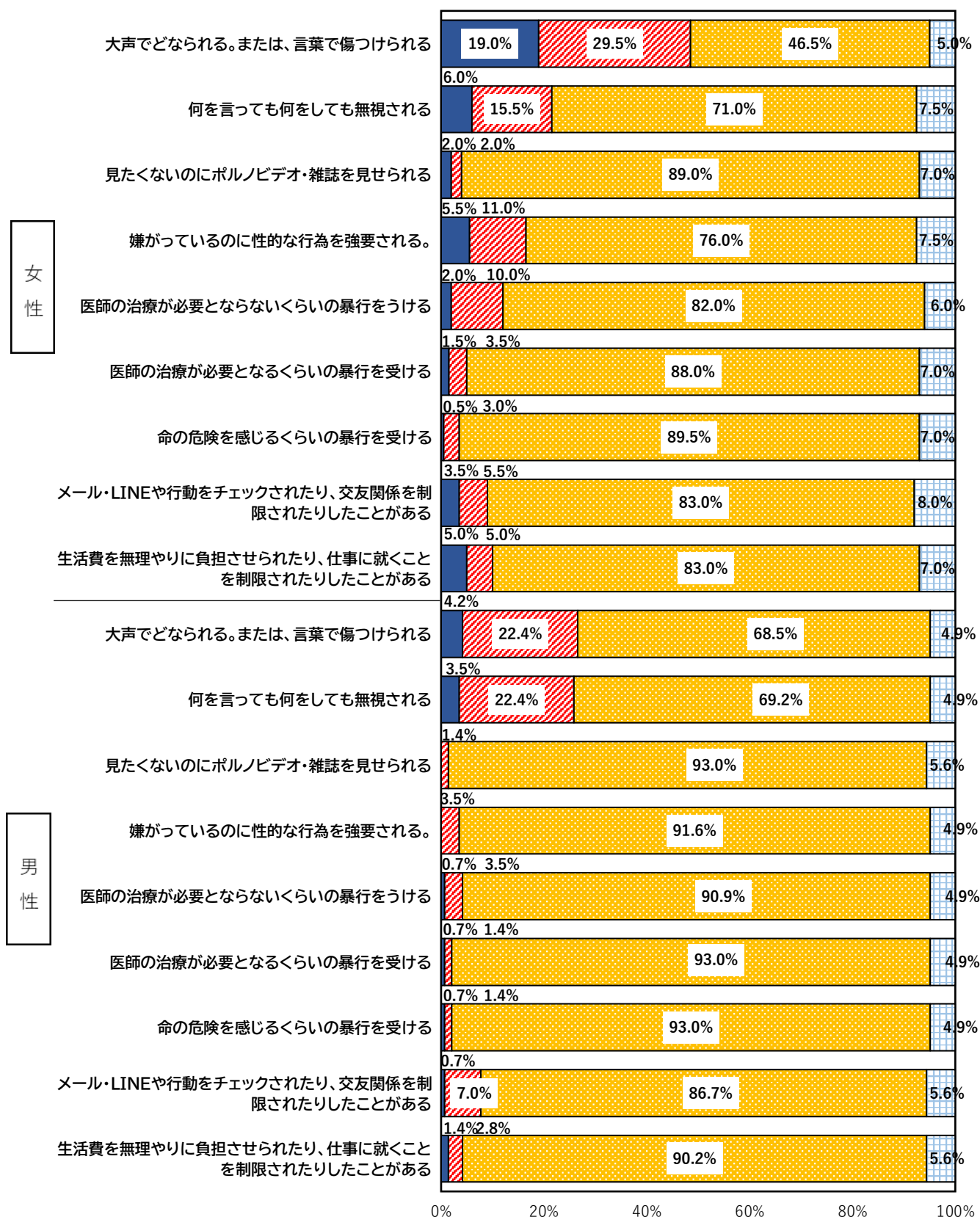
■ 何度もあった ■ 1、2度あった ■ まったくない ■ 無回答



配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験【性別】

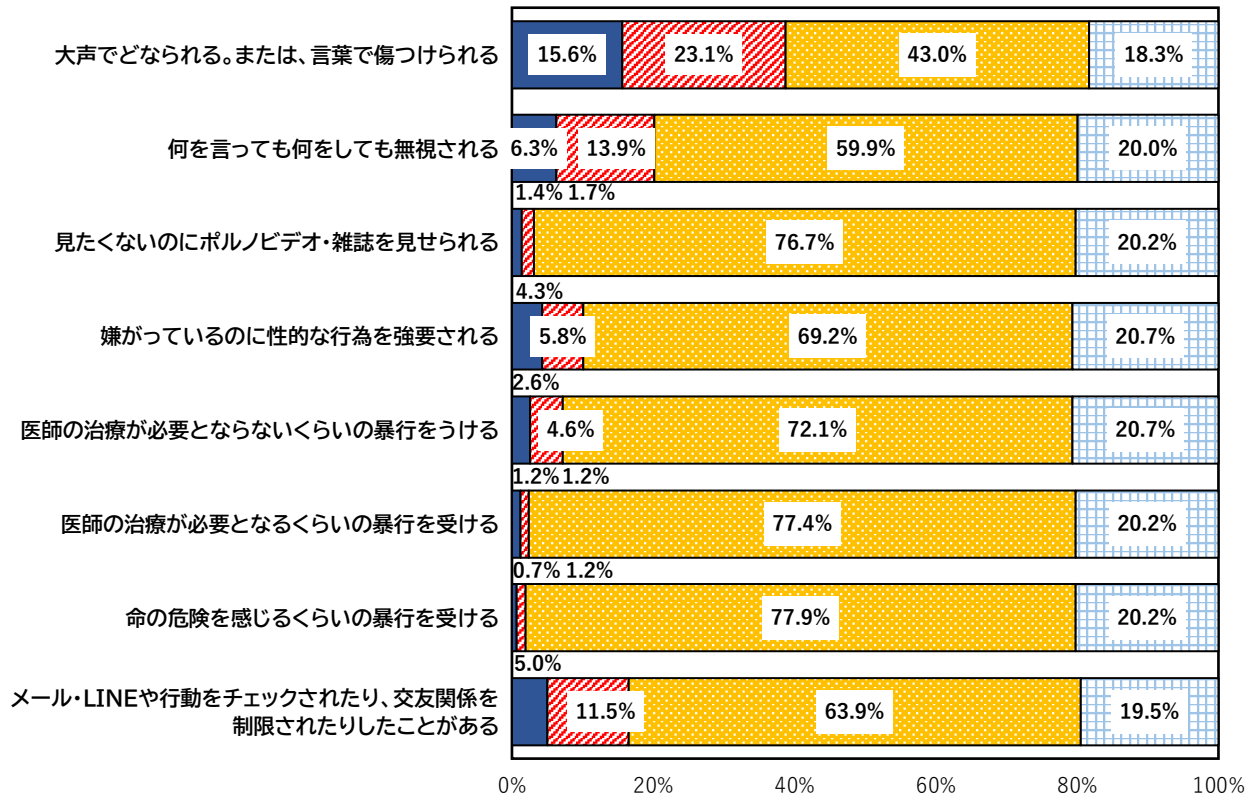
(女性N=200、男性N=143)

■ 何度もあった ■ 1、2度あった ■ まったくない ■ 無回答



配偶者や恋人などから、暴力や嫌がらせを受けた経験【前回調査】
(N=416)

■ 何度もあった ■ 1、2度あった ■ まったくない □ 無回答



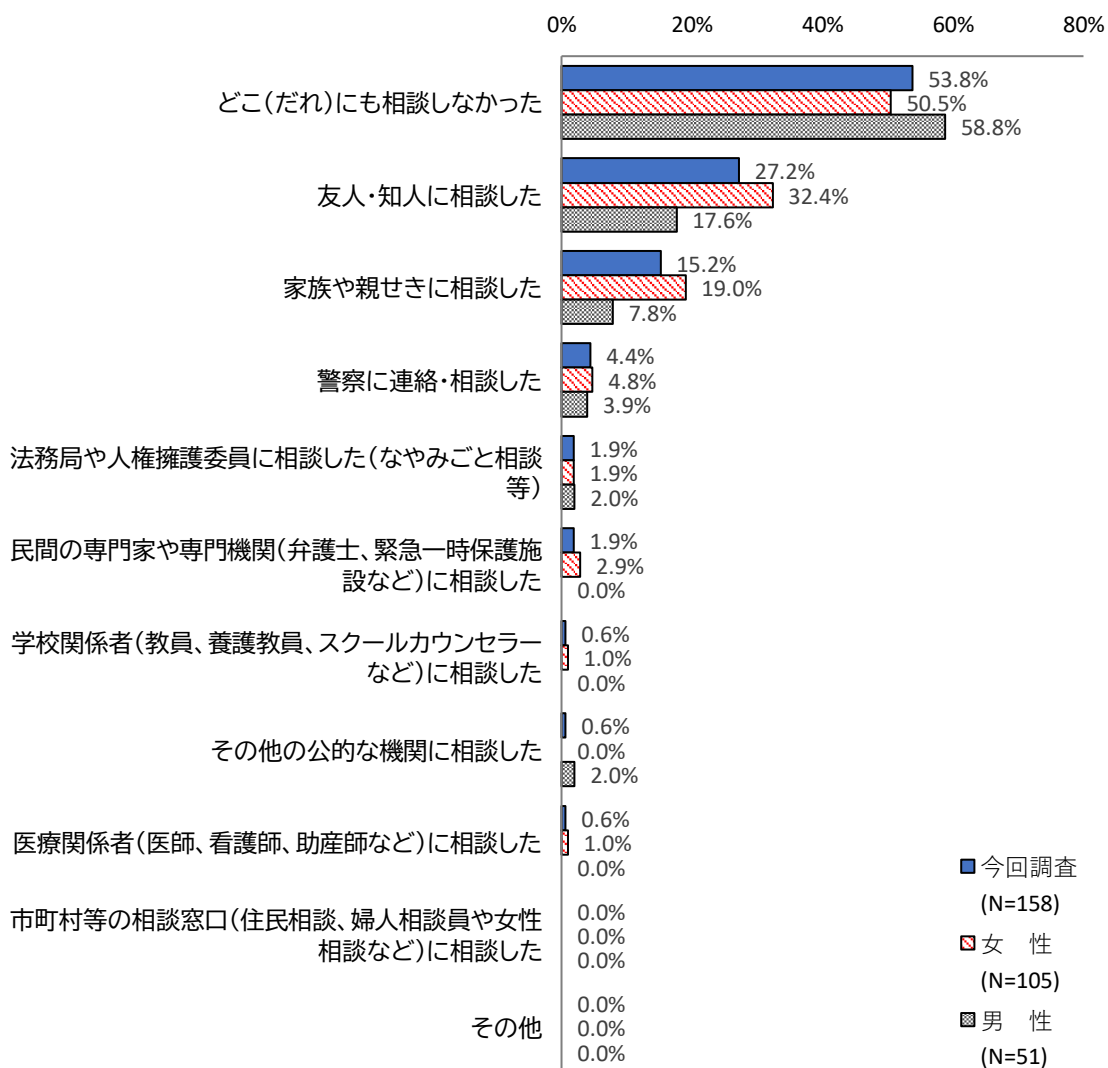
(3) 暴力や嫌がらせ等についての相談先

問21 配偶者または恋人からの暴力や嫌がらせを受けた経験がある方におたずねします。
配偶者または恋人からの暴力や嫌がらせについて、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

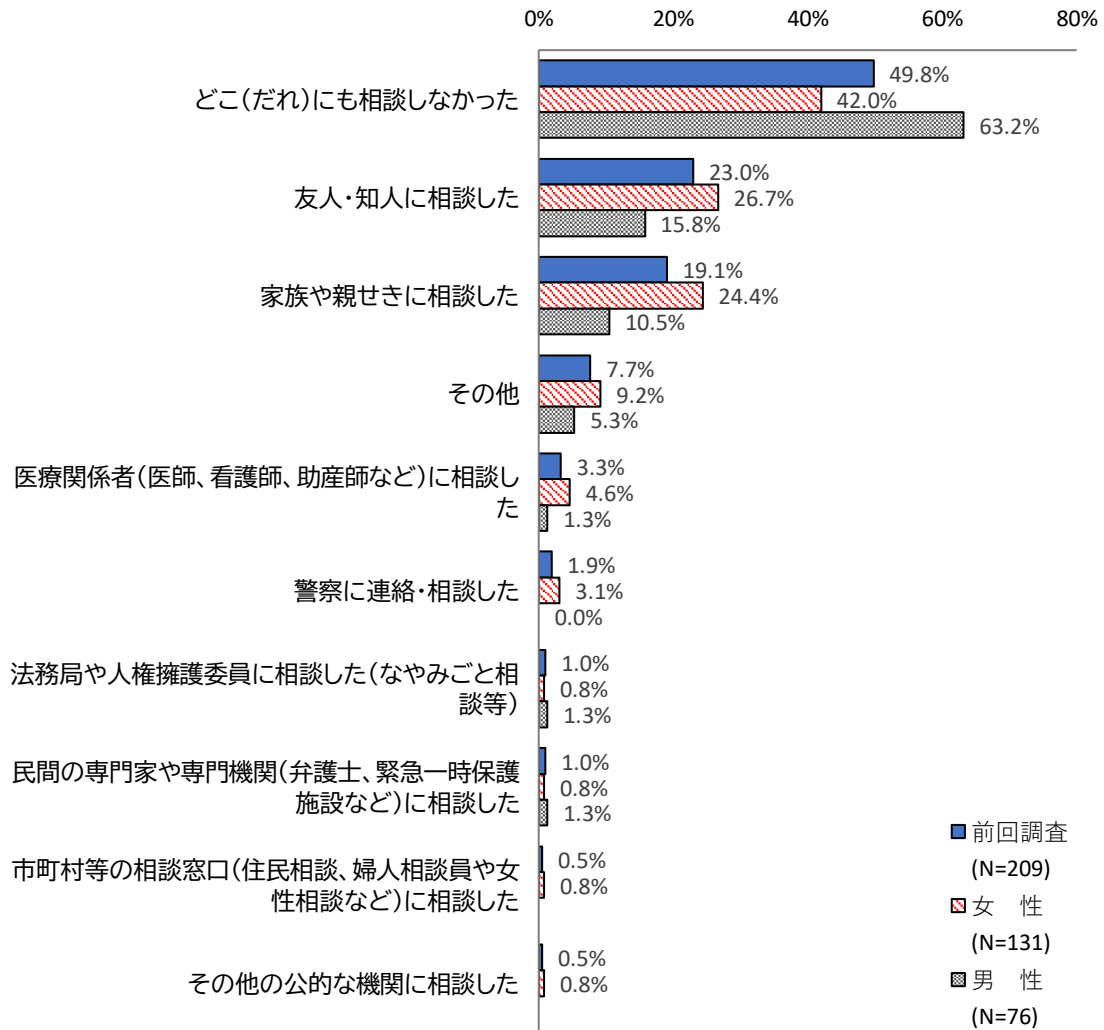
暴力や嫌がらせ等についての相談先については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」53.8%が最も高く、次いで「友人・知人に相談した」27.2%、「家族や親せきに相談した」15.2%の順となっている。

性別でみると、女性では「友人・知人に相談した」「家族や親せきに相談した」が男性より10ポイント以上高くなっている。一方、男性では「どこ（だれ）にも相談しなかった」が女性より8.3ポイント高くなっている。

配偶者や恋人からの暴力や嫌がらせについて、
だれかに打ち明けたり相談したか【全体】



配偶者や恋人からの暴力や嫌がらせについて、
だれかに打ち明けたり相談したか【前回調査】



(4) どこ（だれ）にも相談しなかった理由

問22 配偶者または恋人からの暴力や嫌がらせを受けた経験がある方で、どこ（だれ）にも相談しなかった方におたずねします。どこ（だれ）にも相談しなかったのは、どのような理由からですか。（〇はいくつでも）

どこ（だれ）にも相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」69.4%が最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」27.1%、「相談しても無駄だと思ったから」22.4%の順となっている。

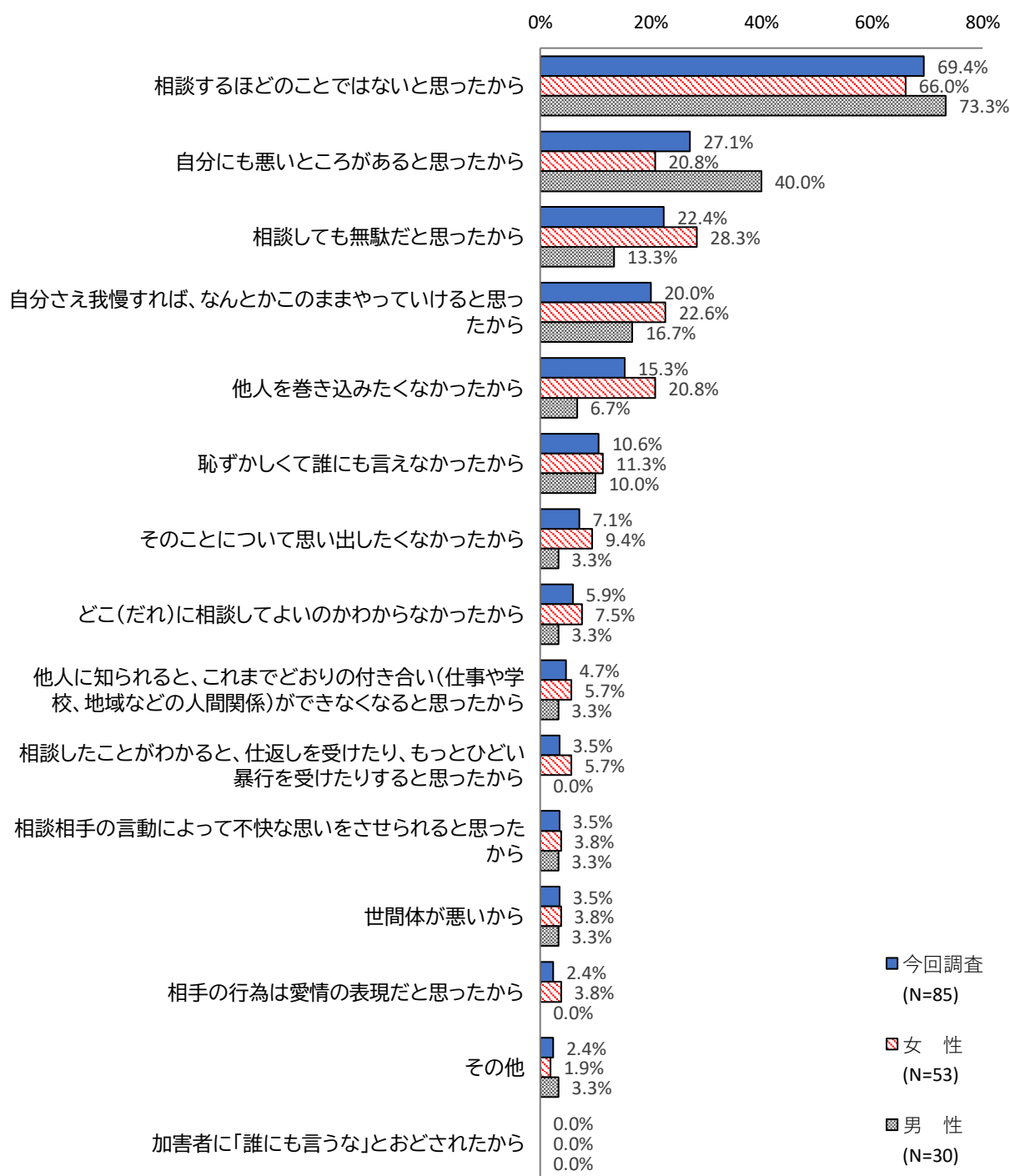
性別でみると、女性は「相談しても無駄だと思ったから」と回答した割合が男性より 15 ポイント高く、

「他人を巻き込みたくなかったから」と回答した割合も男性より 14.1 ポイント高くなっている。

一方、男性は「自分にも悪いところがあると思ったから」と回答した割合が女性より 19.2 ポイント高く、「相談するほどのことではないと思ったから」と回答した割合も女性より 7.3 ポイント高くなっている。

前回調査と比較すると、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」と回答した割合は減少しているが、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「他人を巻き込みたくなかったから」と回答した割合は増加している。

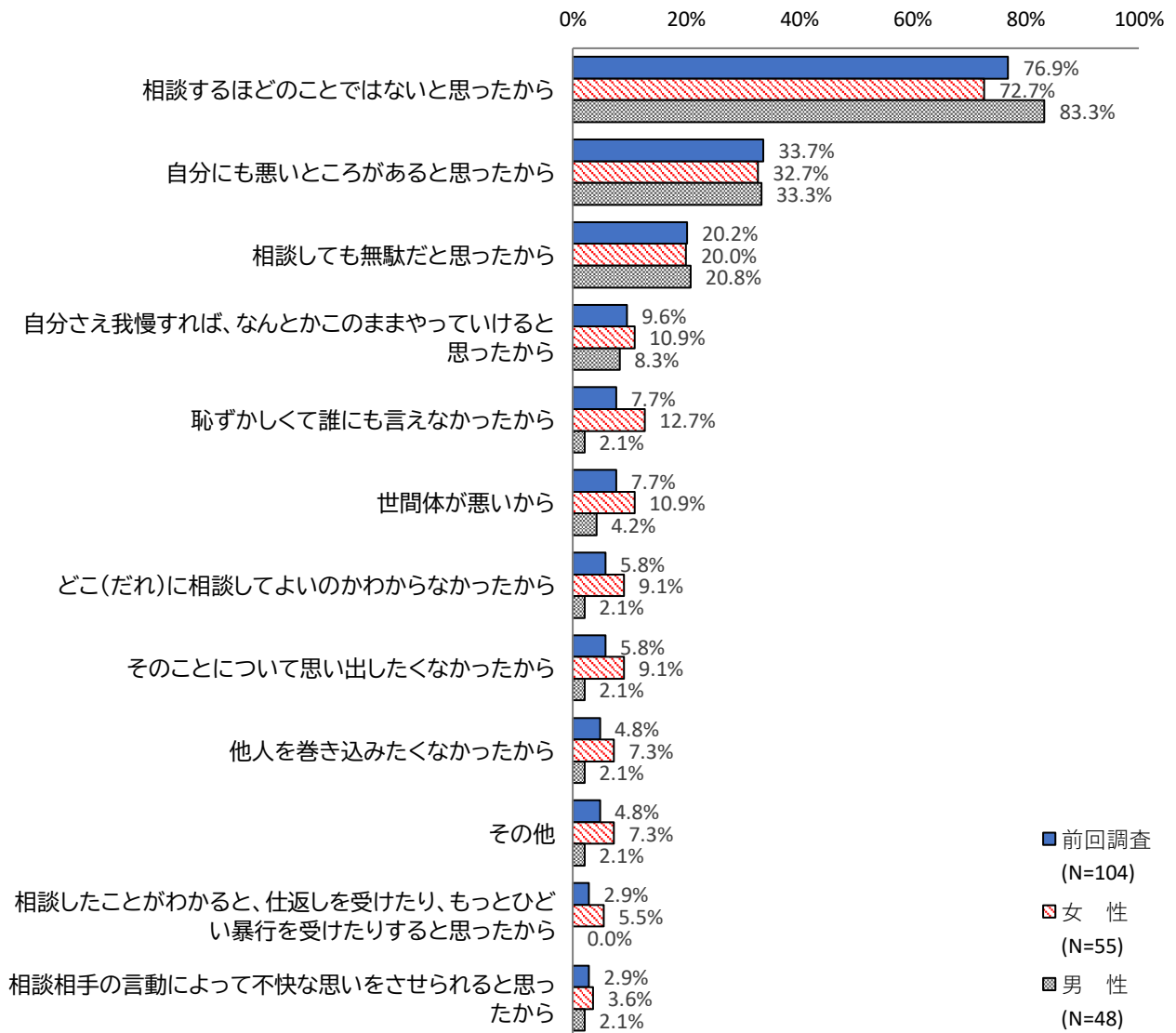
どこ（だれ）にも相談しなかった理由【全体】



<その他>

- ・すぐに終わったから
- ・自分で解決できたから

どこ（だれ）にも相談しなかった理由【前回調査】



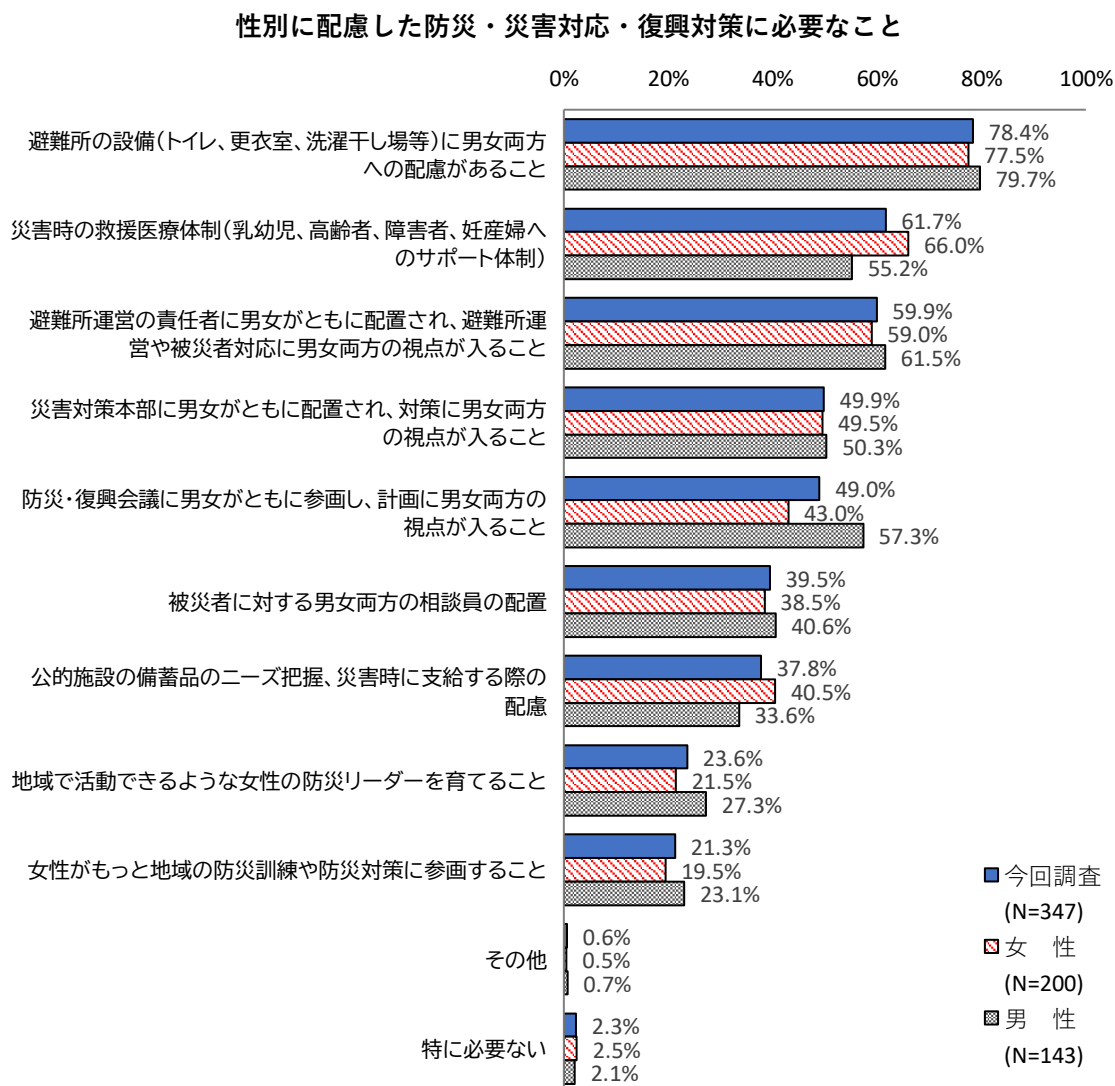
7. 男女共同参画全般について

(1) 性別に配慮した防災・災害対応・復興対策に必要なことについて

問23 あなたは、性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のためにはどのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

性別に配慮した防災・災害対応・復興対策に必要なことについては、「避難所の設備（トイレ、更衣室、洗濯干し場等）に男女両方への配慮があること」78.4%が最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」61.7%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」59.9%となっている。

性別でみると、女性では「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート体制）」が男性より 10.8 ポイント高くなっている。一方男性では、「防災・復興会議に男女がともに参画し、計画に男女両方の視点が入ること」が女性より 14.3 ポイント高くなっている。



(2) 男女共同参画に関連の深い用語等の認知度

問24 あなたは、次の言葉についてご存知ですか。各項目について、あてはまる番号をお選びください。(〇は1つだけ)

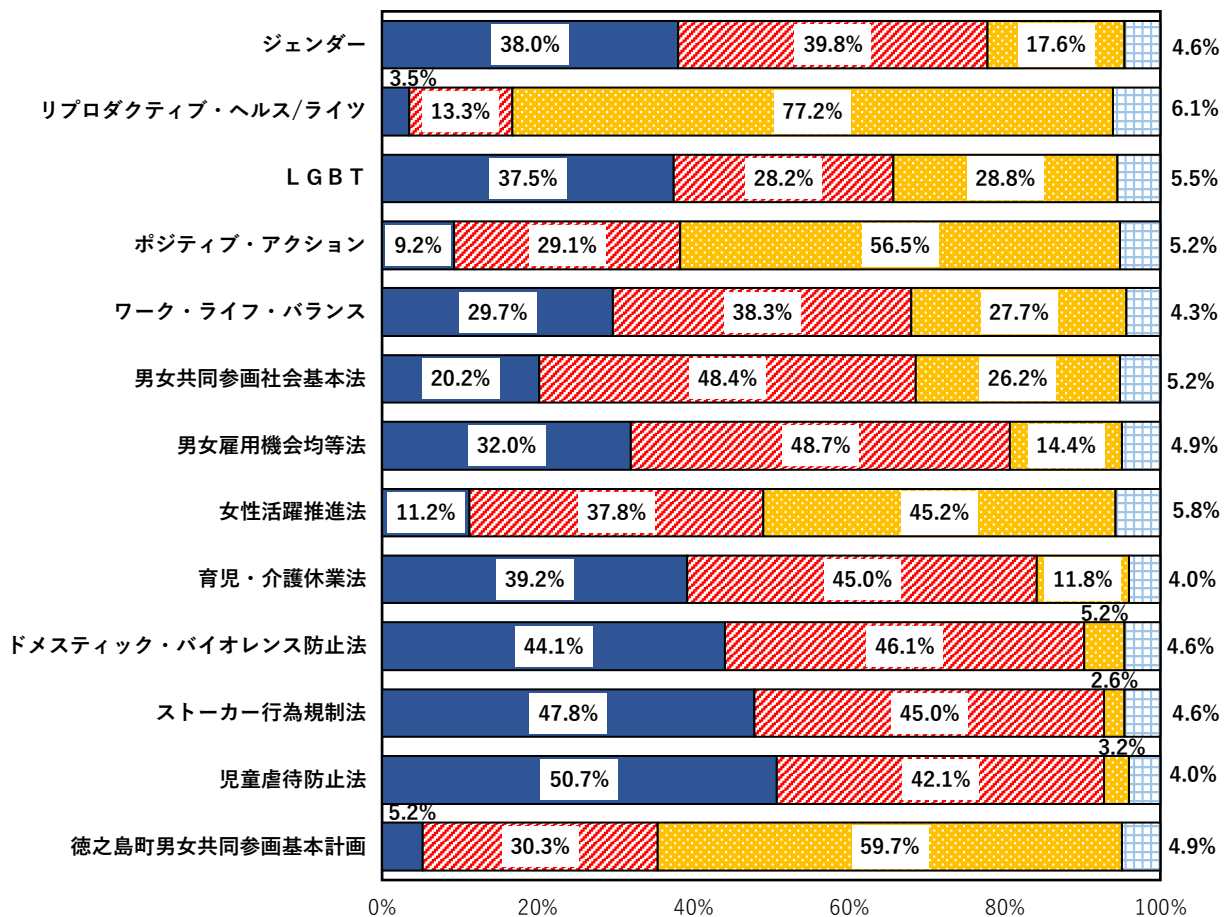
男女共同参画に関連の深い用語等の認知度について、「言葉も内容もよく知っている」と回答した割合は「児童虐待防止法」50.7%が最も高く、次いで「ストーカー行為規制法」47.8%、「ドメスティック・バイオレンス防止法」44.1%の順となっている。「言葉だけは知っている」と回答した人については、「男女雇用機会均等法」48.7%が最も高く、次いで「男女共同参画社会基本法」48.4%の順となっている。「言葉も内容も知らない」と回答した割合は、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「ポジティブ・アクション」、「徳之島町男女共同参画基本計画」で半数以上を占めている。

前回調査と比較すると、「ジェンダー」、「ワークライフバランス」、「ドメスティック・バイオレンス防止法」については「知らない」と回答した割合が大きく減少している。中でも「ジェンダー」については、「知らない」と回答した人が45.6ポイント減少し、認知度が上がっていることがうかがえる。

男女共同参画に関連の深い用語等の認知度【全体】

(N=347)

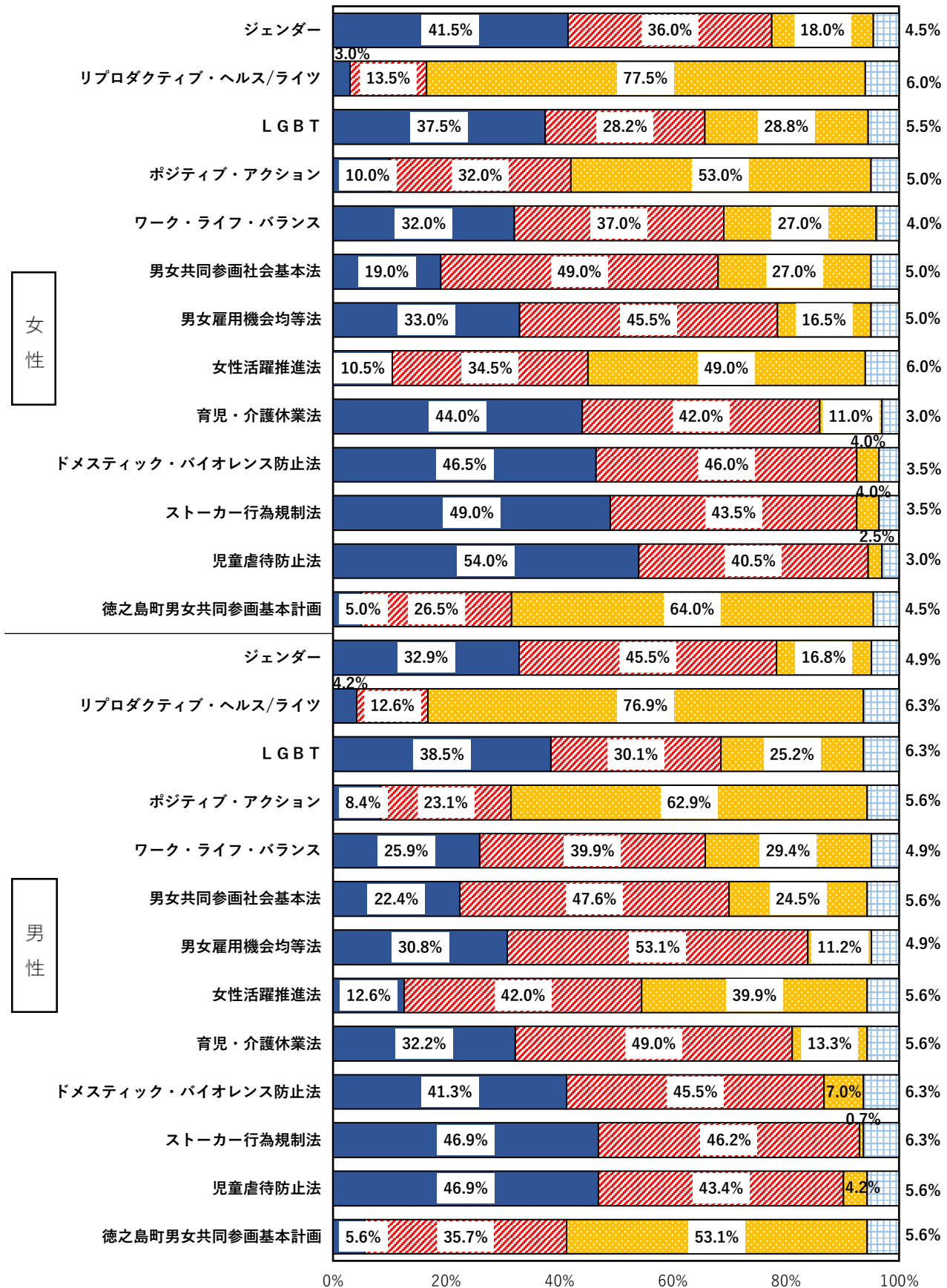
■ 言葉も内容もよく知っている ■ 言葉だけは知っている ■ 言葉も内容も知らない ■ 無回答



男女共同参画に関連の深い用語等の認知度【性別】

(女性N=200、男性N=143)

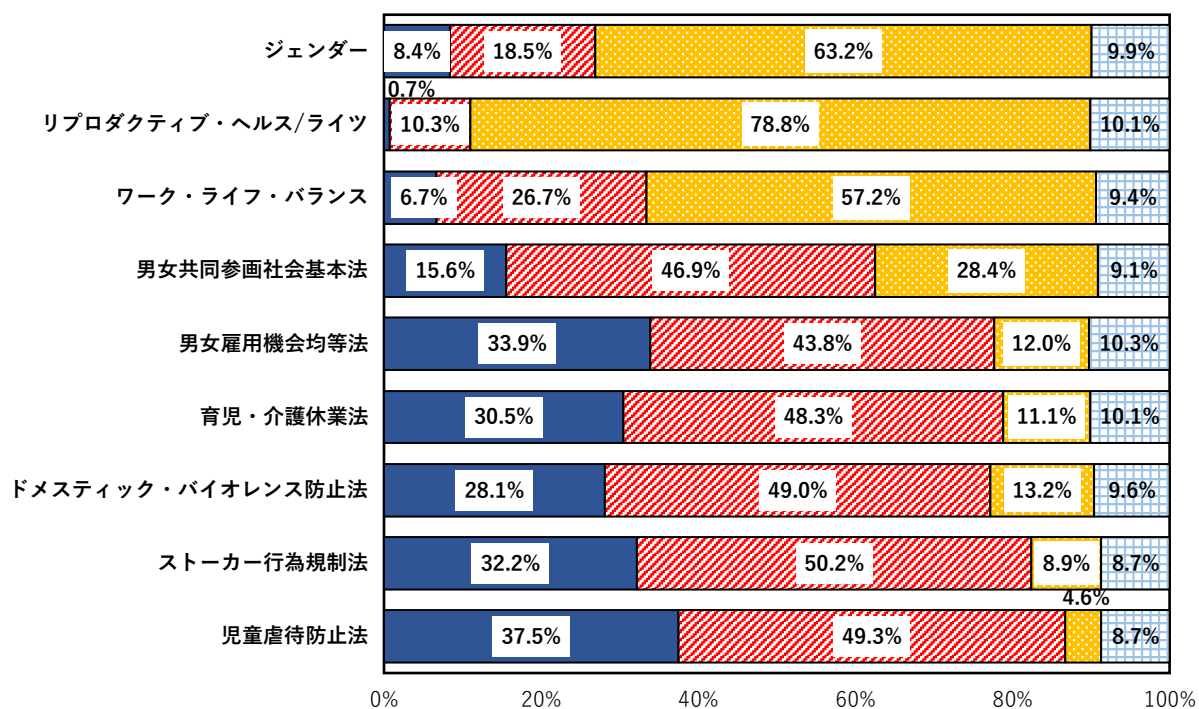
■言葉も内容もよく知っている ■言葉だけは知っている ■言葉も内容も知らない □無回答



男女共同参画に関連の深い用語等の認知度【前回調査】

(N=416)

■ よく知っている ▨ 聞いたことがある ■ 知らない □ 無回答



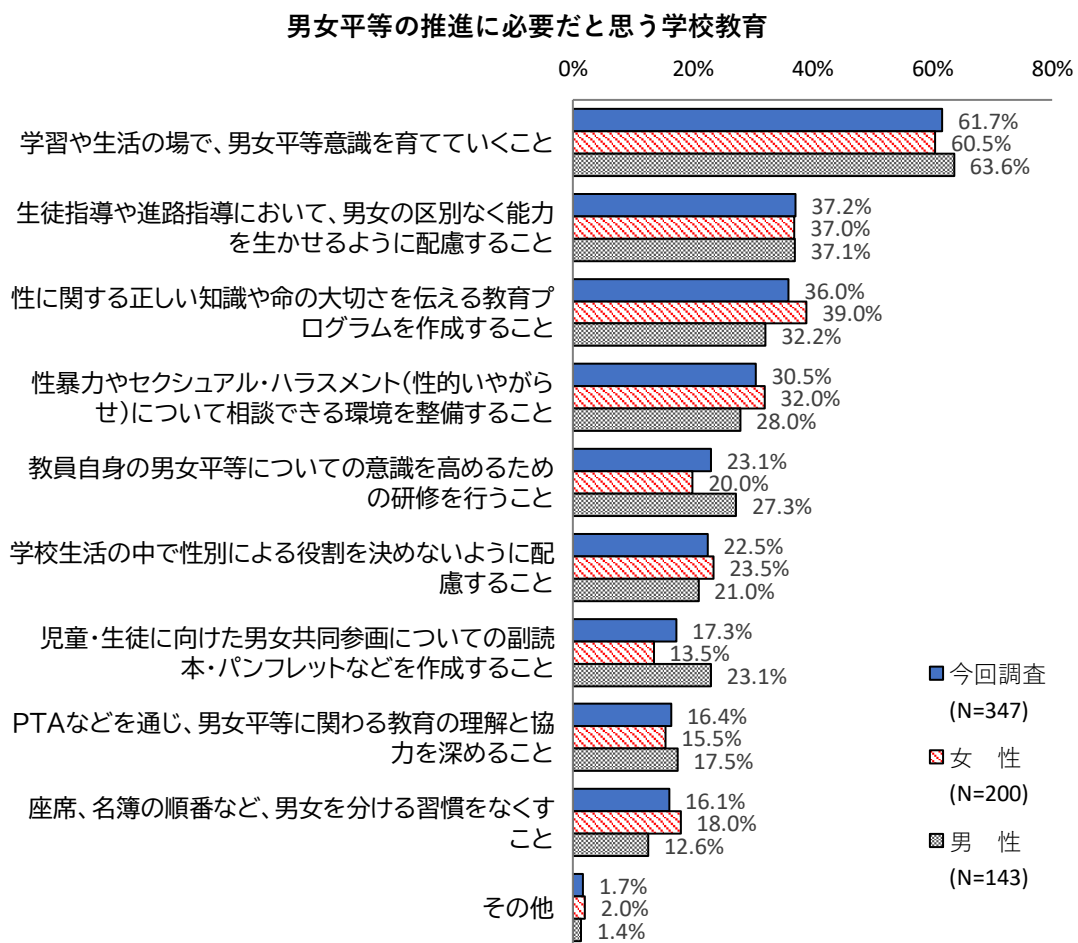
(3) 男女平等を推進していくために必要な学校教育

問25 あなたは、男女平等を推進していくために、どのようなことを学校（小・中・高等学校）で行うとよいと思いますか。（〇は3つまで）

男女平等を推進していくために必要な学校教育については、「学校や生活の場で、男女平等意識を育てていくこと」61.7%が最も高く、次いで「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮すること」37.2%、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成すること」36.0%の順となっている。

性別でみると、女性では「座席、名簿の順番など、男女を分ける習慣をなくすこと」「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成すること」と回答した割合が男性より高くなっている。一方、男性では「児童・生徒に向けた男女共同参画についての副読本・パンフレットなどを作成すること」と回答した割合は女性を9.6ポイント上回り、また、「教員自身の男女平等についての意識を高めるための研修を行うこと」と回答した割合が女性より高くなっている。

性・年代別でみると、男女ともに30歳代以下においては「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成すること」が他の年代より高くなっている。



(4) 男女共同参画社会の形成のために、町が力をいれていくべきこと

問26 あなたは、「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、町は特にどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

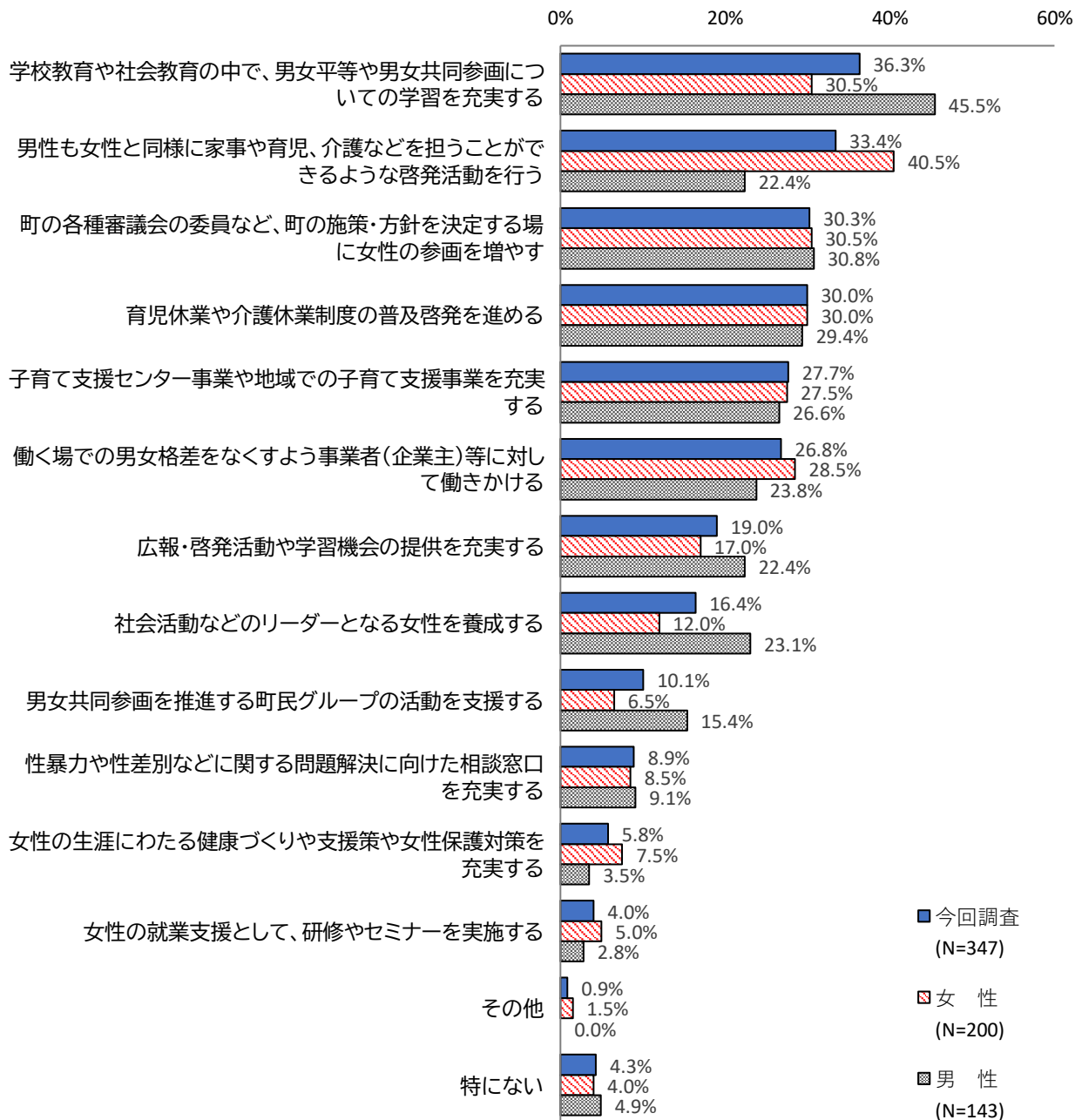
男女共同参画社会の形成のために町が力をいれていくべきことについては、「学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習を充実する」36.3%が最も高く、次いで「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」33.4%、「町の各種審議会の委員など、町の施策・方針を決定する場に女性の参画を増やす」30.3%の順となっている。

性別でみると、女性では「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」が男性より18.1ポイント高くなっている。一方男性では、「学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習を充実する」、「社会活動などのリーダーとなる女性を養成する」の回答割合が女性より10ポイント以上高くなっている。

性・年代別でみると、50歳代以上の女性では「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」が最も高くなっている。また、20歳代以下の女性、30歳代の男性では「育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める」が最も高くなっている。

「男女共同参画社会」の形成に、今後町が力をいれていくべきこと

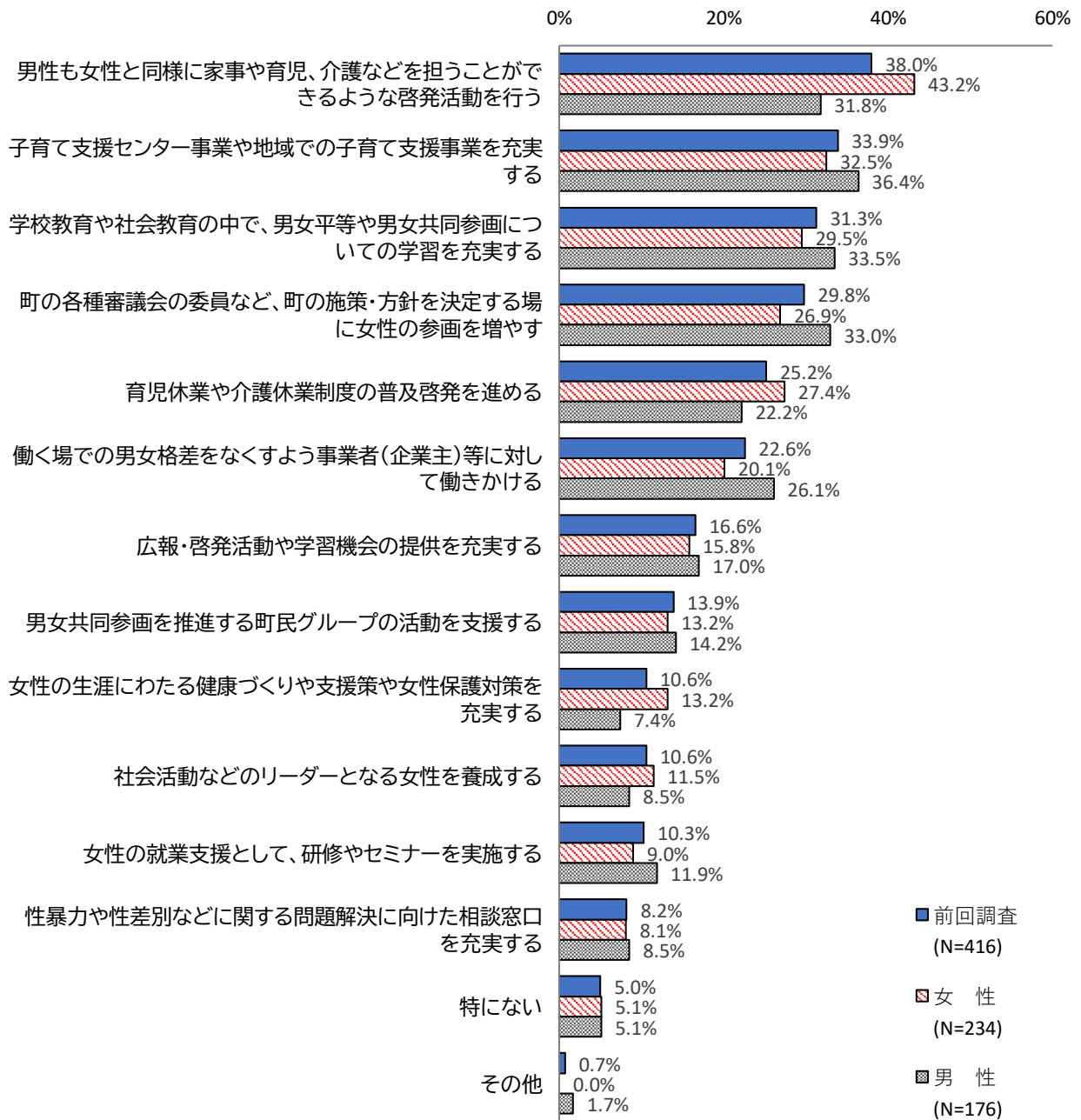
【全体】



<その他>

- ・子育て支援事業でいろいろ計画してありがたいと思うが、参加しやすいアイデアがあるとよいと思う
- ・子育て中の女性でも働きやすい仕事の紹介
- ・男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会があるので、町が支援している日本籍や外国籍の方の生活保護費の実態を町民にきちんと知らせ、その方々が一日も早く仕事につけるように町民で責任をもってやっていく必要があると思うから、生活保護の実態が知りたい

「男女共同参画社会」の形成に、今後町が力をいれていくべきこと
【前回調査】



8. ご意見やご要望（自由記述）

男女共同参画社会づくりに関することについて、ご意見やご要望等がございましたらご自由にお書きください。

No.	内容	性別	年齢
1	そもそも女性が働ける職場が少ないと思います。	女性	30歳代
2	なぜ今頃このアンケートです。今まででもできる年はあったと思います。それとも一つ、役場を作る場所を考え直した方がよかったのではないかな？	女性	60歳代
3	もう少し町のために何か働きたいのですが、この年になって何もできずに居ます。農業分野で果樹をふるさと納税に頑張っているところです。少しでも町のためになるように、又、自分のスキルも高められるようにもっともっと勉強をしていきたいと思っています。そして徳之島町が輝けるように希望しています。	女性	70歳以上
4	育休が取りやすい職場の環境づくり(子どもを産みたいが、産休育休の変わりの職員不足で気を使い、取りづらい)、男性の育休取得を理解してほしい。	女性	30歳代
5	区長などもどうしてもまだ男性がやるものという認識があるように感じるので、女性が出てきてもいいのかな?と思います。	女性	40歳代
6	啓発や相談窓口等、当人に自主性がないと意味がない。ある程度規則なり決まりとしてないと浸透しないと思う。上のものが変わらない限りは厳しいと・・・やはり諦めてしまう。	女性	30歳代
7	現在集合住宅に住んでいます。県住宅の集会場を開放して利用できたらと思います。住民のふれあいの場に最適です。役場の方から県に相談してくれたら幸いです。お願いします。	女性	60歳代
8	言葉の意味(内容)を熟知していないので意見等は書けません。ですが、現代社会に生きる者としては何らかの形で理解させることも良いではないでしょうか?町民の一人として老婆心までに!	女性	70歳以上
9	考える良い機会になりました。これから目を向けていきます。ありがとうございます。若い親御さんはお父さんの学校行事、学校への来校、教育相談等によく参加していると感じます。徳之島だからか、年代なのかはわかりませんが。	女性	50歳代
10	国や地方自治などの議員は男女同数にする。徳之島町は女性議員が少なすぎる。	男性	50歳代
11	私は古い人間なので小さい時から男女が平等ではなかったと感じています。特に雇用面で。小さい時から学校等で男女が平等に扱われていたなら、自然と平等意識が生まれてくるのではないかと考えます。	男性	40歳代
12	児童公園かその周辺にバスケットゴールを設置してほしい。徳之島町では子どもたちが気軽に体を動かしたりできる屋内施設も屋外施設も少ないと思うので作ってほしい。町への意見や要望をいう機会がないので社会づくりの一つとしてここで書かせていただきました。	女性	10・20歳代
13	女性の町議会議員がゼロという恥ずかしい町。女性が立候補したくなる組織にするにはどうあるべきか考えてほしいものです。	男性	70歳以上
14	女性は産休はもちろんのこと、今のところ給与額の点から、急用・急患の際どうしても休むことになりがちという点を同僚から上司まで含めた会社全体で理解することが何よりも大事だと思う。	男性	50歳代
15	相談を気兼ねなく出来る環境が大切と考えます。このような発言の機会に感謝します。	女性	10・20歳代
16	男女それぞれが尊重されることは大切だと思います。しかし身体の仕組みや脳機能において明らかな違いはあります。行き過ぎた男女平等意識やフェミニストなどの過度な主張をすべて通すのではなく”男女の違いや強みを生かす”という視点から「区別」することは必要だと感じます。	女性	30歳代
17	男女ともに働きやすいようにしてほしいのと、家事育児習い事等で協力して休みをとれるようにしてほしいです。	女性	30歳代
18	男女共同参画についての活動をもっとわかりやすく伝えてほしい。文章だけでなく写真やSNSの動画があると若い人にとってありがたいと感じる。	男性	10・20歳代

No.	内容	性別	年齢
19	男女共同参画のアンケートからはずれませんが、男女とも独身者が多いように思います。婚活を町職員が意識してイベント活動ができないでしょうか？また家に引きこもりの成年男子の仕事の紹介、あっせん、家庭訪問等のケアをするべき。	女性	70歳以上
20	男女共同参画社会づくりとはちがうかもしれませんが、身体の不自由な方、高齢の方が働ける仕事があればいいのにといつも思います。まだ働きたいという気持ちと年金だけでは生活ができないという人のためにその人にあった仕事を作ってほしいと思います。	女性	70歳以上
21	町の広報などを利用して男女共同参画社会づくりに関する内容をもう少し説明してほしい。他の市町村の活動など知らせてほしい。町の広報は過去の写真などを掲載していますが、この写真をみせて何を目的としているのか知りたい。役場の方が将来町の広報を通じて町民に何を知らせ、どのようなことを町役場の方々がされてきたかが知りたいです。他の市町村の広報などをもっと活用し、何をどういうことを町民に知らせたいのかをもっともっと工夫していただきたいです。	女性	60歳代
22	町の催し物などには、いつも男性だけが参加。外国ではパートナーと参加します。功労は常に陰に女性あり。ある国では、偉大な男性の陰に偉大な女性あり！	女性	70歳以上
23	島では難しいのかな？と思う項目もありますが…地域ぐるみの良さはすごくあると思います。男女関係なく一人世帯でも安心して住める住宅(1DK、2DK)これからは身寄りも少なくなり、男女関係なく一人世帯の人たちが亡くなった時、身辺整理→納骨まで、法的に手続きができる(都会の事業所のような)仕組みができればいいなと思います。	女性	50歳代
24	島はまだ男尊女卑の傾向が高いと思うので、若い世代から平等な社会づくりについての基盤づくりができるような体制を作ってほしいです。	男性	60歳代
25	徳之島町の町長も、女性は一人も居ないので、町長が女性になると男女共同参画社会のコンセプトに合うのではと思うから、女性町長誕生に力を尽くしてみるのも町民としておもしろいと思う。町の役職で一度も女性が就いた事のない仕事に女性を就かせ、リーダーを女性に任せ、男女共同参画社会のお手本をつくりを徳之島町がやるべきだと思います。	女性	40歳代
26	徳之島町の町民一人一人が生き生きと毎日がすごせて、一人一人から笑顔が生まれ、年齢を忘れ、ぴんぴんころりと人生が送れるように、町内全地域の特徴を生かした街づくりに率先して役場の皆さんがリーダーシップを発揮してほしい。	男性	70歳以上
27	日本は世界の中でも男女共同参画社会後れているのが現状です。地方ではなおさらです。でも、あきらめず、出来ることから一步一步無理しないで進めて行ければと考えます。(例:この様なアンケートもとても良い事だと感じます)	男性	70歳以上
28	妊婦や3歳未満がいる家庭に補助金をお願いしたいです。5万円だけではすぐになくなります。妊婦の時はつわり等で働けなかったり食べれるものが限られ、食費が高くなります。	女性	30歳代